

台東区次世代育成支援計画(第二期)
中間のまとめ(案)

令和元年11月

台東区

目次

第1部 次世代育成支援計画について	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ及び期間	4
3 「子供の貧困対策計画」及び「子供・若者支援計画」と本計画との関係	5
4 SDGsの理念と本計画との関係	5
第2章 台東区の子供・若者・子育て家庭を取り巻く環境	6
1 人口等の推移	6
(1) 総人口・児童人口の推移	6
(2) 合計特殊出生率及び出生数の推移	7
2 子育て家庭の状況	8
(1) 世帯の状況	8
(2) 女性の年齢階層別労働力率	8
(3) 保育所入所者数	9
(4) 区立幼稚園児数等の推移	10
(5) 私立幼稚園児数等の推移	10
(6) 区立・私立認定こども園児数（短時間保育）の推移	10
(7) 要保護児童の状況	11
3 子供・若者の状況	12
(1) 子供の貧困率	12
(2) ひとり親家庭の推移	13
(3) 若年無業者（ニート）の状況	14
(4) フリーターの状況	15
(5) ひきこもりの状況	16
第2部 計画の考え方	17
第1章 基本理念	19
第2章 基本的な視点	20
第3章 基本目標	21
第3部 計画の内容について	29
第1章 次世代育成支援計画体系	31
第2章 体系別事業一覧	32

第3章 個別施策の展開	40
1. 基本目標1 安心して子供を産み育てられるよう切れ目のない支援を行う	40
.....	40
(1) 妊娠・出産に対する支援	40
(2) 母子保健の推進	42
(3) 小児医療の確保	45
2. 基本目標2 教育・保育の質と量を充実する	46
(1) 教育・保育施設の整備	46
(2) 多様な保育サービスの展開	47
(3) 教育・保育サービスの質の向上	49
(4) 児童・生徒の放課後の居場所づくり	51
3. 基本目標3 子供や親の学びと遊びの場を整備する.....	53
(1) 就学前教育の推進.....	53
(2) 学ぶ環境の整備	55
(3) 子供の参画・多様な活動機会の充実.....	58
(4) 安心できる遊び場の整備	61
4. 基本目標4 子育て支援環境の充実を図る	63
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	63
(2) 経済的負担の軽減.....	65
(3) 地域における子育て支援の充実	67
(4) 子育てに関する情報提供と人のつながりの強化	70
5. 基本目標5 子供が安心して安全に育つ環境をつくる	72
(1) 子供の権利擁護	72
(2) 児童虐待の防止	74
(3) 交通安全・防犯・災害対策の強化.....	76
(4) 子育て世帯の生活を支える住環境の整備	79
6. 基本目標6 配慮を要する子供や家庭への支援の充実を図る	82
(1) ひとり親家庭等への支援	82
(2) 支援が必要な子供を養育している家庭への支援	85
(3) 生活の基礎を支えるための支援	89
(4) 外国人の子供とその家族への支援.....	91
7. 基本目標7 若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、支援する	92
.....	92
(1) 若者の社会的・職業的自立への支援.....	92
(2) ひきこもり等の若者への支援	94

第4章 子ども・子育て支援事業計画	96
1 教育・保育提供区域の設定	96
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出	96
3 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期	100
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の 確保の内容及びその実施時期	102
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育 の推進に関する体制の確保の内容.....	113
 第4部 計画の推進に向けて	115
第1章 計画の推進体制	117
第2章 計画の進行管理	117
第3章 関係機関との連携強化	117
 資料編 参考データ	119
1 就学前児童保護者調査の結果	121
2 小学生調査の結果	153
3 小学生保護者調査の結果	155
4 中学生・高校生相当年齢者調査の結果	162
5 若者（18歳～39歳）調査の結果.....	166
6 子供の貧困に関連する調査の結果	172

第1部 次世代育成支援計画について

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての不安や負担が高まっています。また、近年、所得・資産面での両極化といった格差の拡大により、子供の貧困などが社会問題となっています。貧困は子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子供たちにはありません。子供たちの将来が生まれ育った環境などにおいて左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、対策が必要となっています。さらに、全国的な児童虐待に関する相談対応件数も毎年増加しており、その背景には、子育ての孤立感・不安感・負担感の増大があると考えられます。また、成人年齢を超えても社会にうまく対応できないなど、生きづらさを抱えた若者が多く見られ、ひきこもりやニートが問題となっています。平成28年に国が実施した「若者の生活に関する調査」によると、満15歳から満39歳までの若者のうち1.57%がひきこもりの状態にあるとの推計結果が示されています。

国では、すべての子供に良質な環境を保障し、子供・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする、「子ども・子育て関連3法」を制定し、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」や「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」が策定されており、地方自治体においても、地域の状況に応じた計画の策定、施策の実施が求められています。

区市町村は、子ども・子育て支援新制度を円滑に実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があります。これに基づき、区は平成27年3月に「台東区子ども・子育て支援事業計画」を包含した「台東区次世代育成支援計画」を策定し、次世代育成支援のための施策・事業に取り組んできました。中でも、待機児童の問題に対しては、区有地を活用した認可保育所の整備や、小規模保育所の開設、定期利用保育の実施など、様々な保育サービスの拡充に努めてきましたが、現在のところ待機児童の解消には至っていません。

区は、すべての子供を健全に育成し、社会生活を送るうえで困難を有することがない自立した若者になるよう支援するとともに、地域社会全体で子供を育み、若者を支えるまちを目指していきます。そのためには、妊婦の健康確保や安心して出産できる環境づくり、乳幼児の健全な発達・育成の支援、保護者が安心して子供を預けるための保育の質の更なる向上、すべての家庭が生活困窮やひきこもりなどの困難な状況に置かれることなく、自立した生活を送ることができる環境の整備、地域全体で子供の育ちを支えていく環境の整備などが必要です。これらを実現するため、区は「台東区次世代育成支援計画」を引継ぎ、新たに子供の貧困対策に係る施策及び若者に係る施策を包含した、子供・若者にかかる新たな「台東区次世代育成支援計画（第二期）」を策定します。

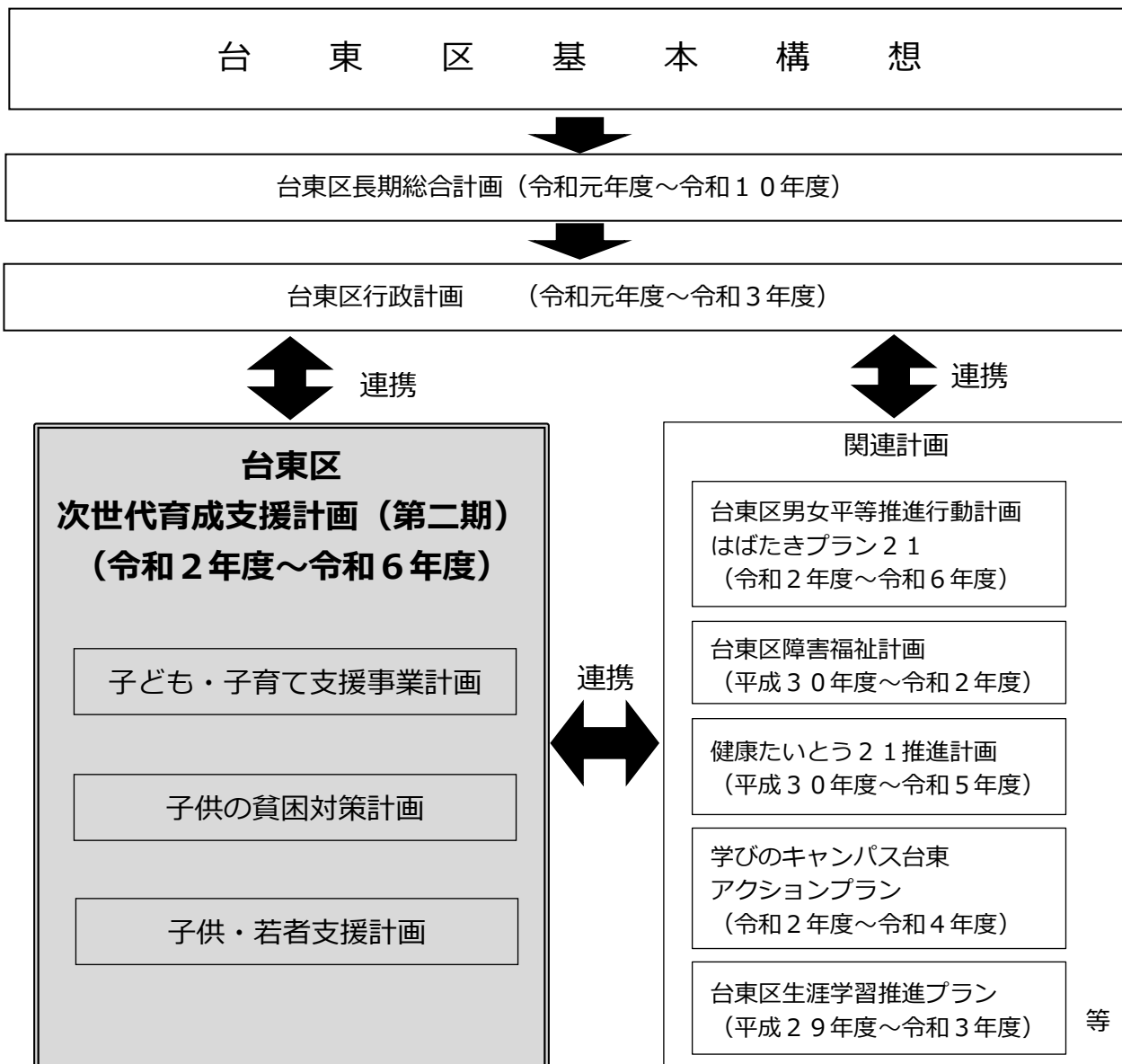
2 計画の性格・位置づけ及び期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、すべての子供（概ね18歳未満）と子育て家庭、地域、企業、行政等を対象として今後の区の次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

また、前計画に続き、子ども・子育て支援法第61条に基づく、区の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関して定める計画を包含し、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子供の貧困対策及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子供・若者育成支援についても包含した計画として策定します。

さらに、台東区基本構想や台東区長期総合計画等のもと、関連計画（台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21・台東区障害福祉計画・健康たいとう21推進計画・学びのキャンパス台東 アクションプラン・台東区生涯学習推進プラン等）との連携を図り、推進していくものです。

計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間です。



3 「子供の貧困対策計画」及び「子供・若者支援計画」と本計画との関係

平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。また、令和元年6月には法が改正され、市区町村についても、「子供の貧困対策計画」の策定が努力義務とされました。大綱では、子供の貧困対策に関する基本的な方針とともに、子供の貧困率や生活保護世帯に属する子供の進学率、ひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組みを明示しています。本計画では、大綱で明示されている具体的な取組みに関連する各事業について、分野別に整理をしています。

また、「子ども・若者育成支援推進法」が平成21年7月に制定され、基本的な方針として、平成22年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には、「子ども・若者ビジョン」の見直しを図り、施策の充実を促すため、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。区市町村については「子供・若者支援計画」の策定が努力義務とされています。本計画では、大綱を勘案し、「子供・若者期に、継続性を持って必要な支援をしていくことが将来の若者の自立につながる」という考えの下、「台東区次世代育成支援計画」に若者に対する視点を新たに加えました。新たな視点、新たな目標をもとに、子供・若者の成長と自立に向けた取組みを推進していきます。

4 SDGsの理念と本計画との関係

国はSDGsの達成に向けたビジョンを定め、その取組みの柱として、特に注力すべき8つの優先課題を掲げ、具体的な施策を示しています。

その中では、次世代の教育振興や子供の貧困対策、児童虐待の防止を推進することとしています。本区においても、台東区次世代育成支援計画（第二期）に、これらの取組みを定め、計画の着実な推進を図ることで、SDGsの達成に繋げていきます。

第2章 台東区の子供・若者・子育て家庭を取り巻く環境

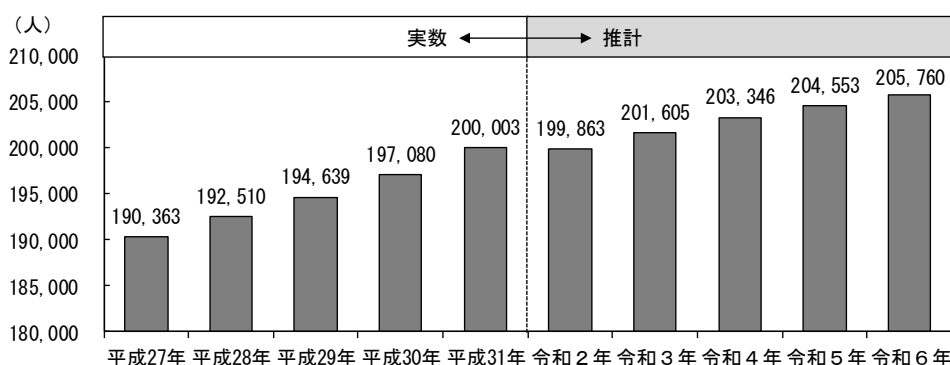
1 人口等の推移

(1) 総人口・児童人口の推移

平成31年4月1日現在の台東区の人口は200,003人となり、ここ数年は増加が続いています。今後しばらくは、この傾向が続くと予測されます。

児童人口としては、6～11歳の子供の数が特に増加しています。また、15歳未満の人口が、総人口に占める比率は、近年は横ばいの傾向にあります。

【総人口の推移】

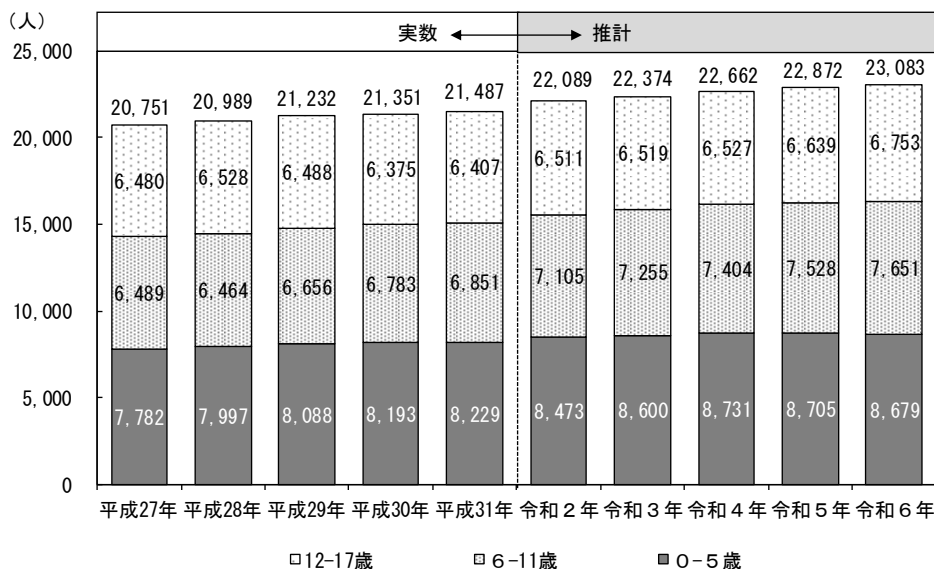


※令和2年から令和6年までは推計値（平成29年度推計）

【資料】台東区住民基本台帳（各年4月1日）

台東区「台東区の将来人口推計」（各年4月1日）

【児童人口の推移】

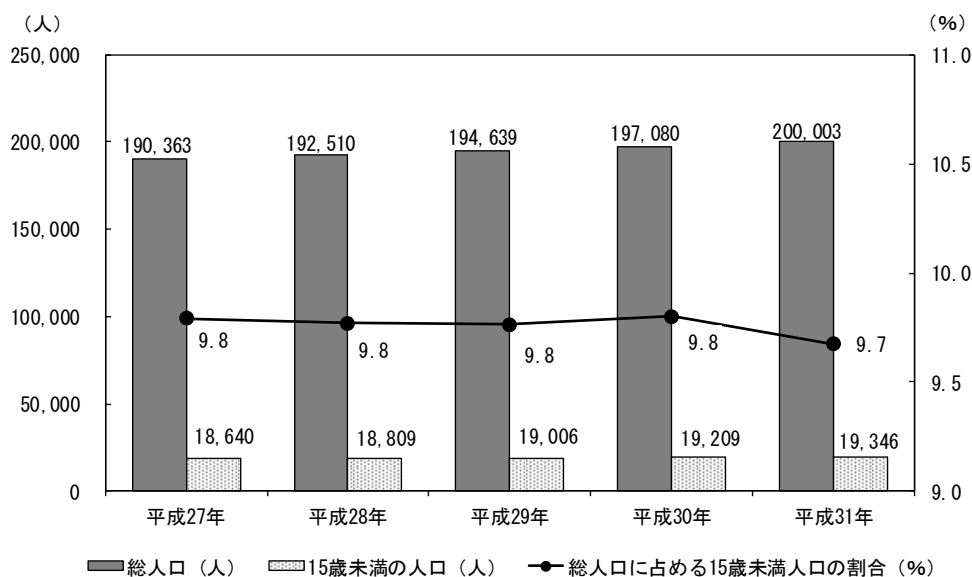


※令和2年から令和6年までは推計値（平成29年度推計）

【資料】台東区住民基本台帳（各年4月1日）

台東区「台東区の将来人口推計」（各年4月1日）

【総人口に占める15歳未満人口の割合】

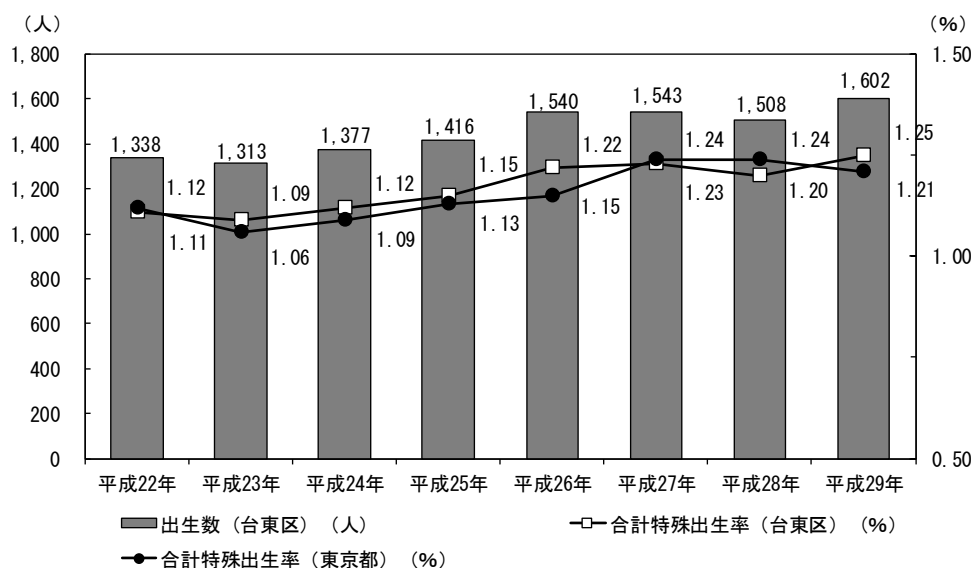


【資料】台東区住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 合計特殊出生率及び出生数の推移

合計特殊出生率は、都区ともに上昇傾向にあります。平成28年度の区の合計特殊出生率は、1.20に低下しましたが、平成29年度の区の合計特殊出生率は都の出生率を上回る結果となりました。なお、全国平均値（平成29年 1.43）を依然下回っています。

【合計特殊出生率及び出生数の推移】



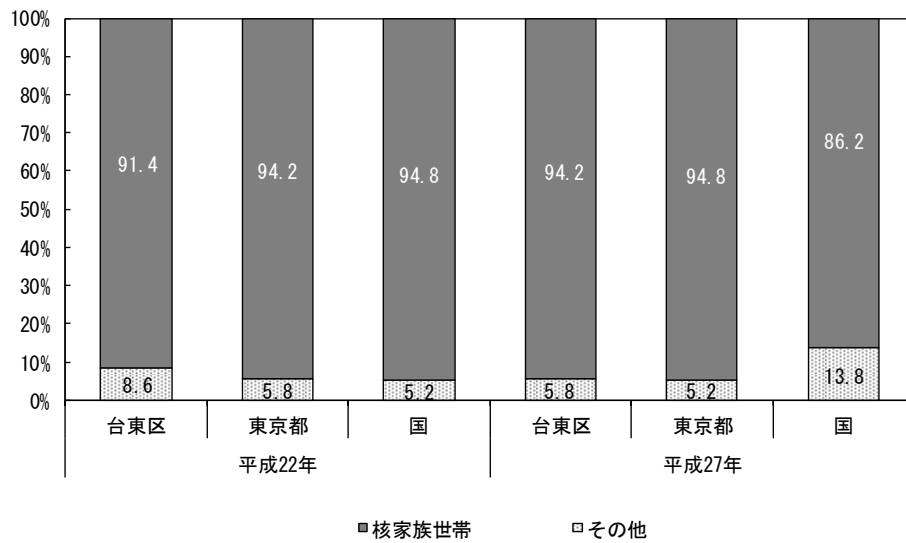
【資料】東京都「人口動態統計」

2. 子育て家庭の状況

(1) 世帯の状況

区における6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、平成27年の台東区の核家族世帯の割合は、94.2%となっており、核家族化が進行しています。全国の割合（86.2%）より高い状況です。

【6歳未満の親族のいる世帯の家族類型】

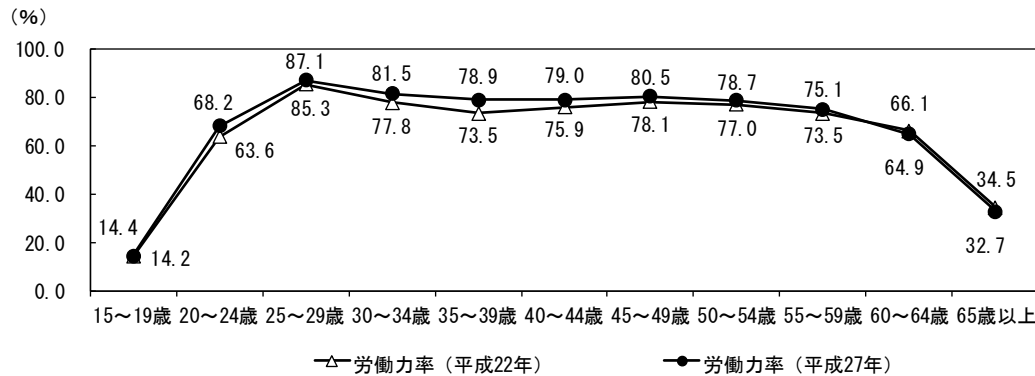


【資料】「国勢調査」

(2) 女性の年齢階層別労働力率

区の女性の年齢階層別労働力率は、全体的に上昇傾向にあります。

【台東区女性の年齢階層別労働力率の推移】



※国勢調査上の「労働力状態不詳」の数値を総数から除いて算出（前回計画策定時は、「不詳」を含めて算出）

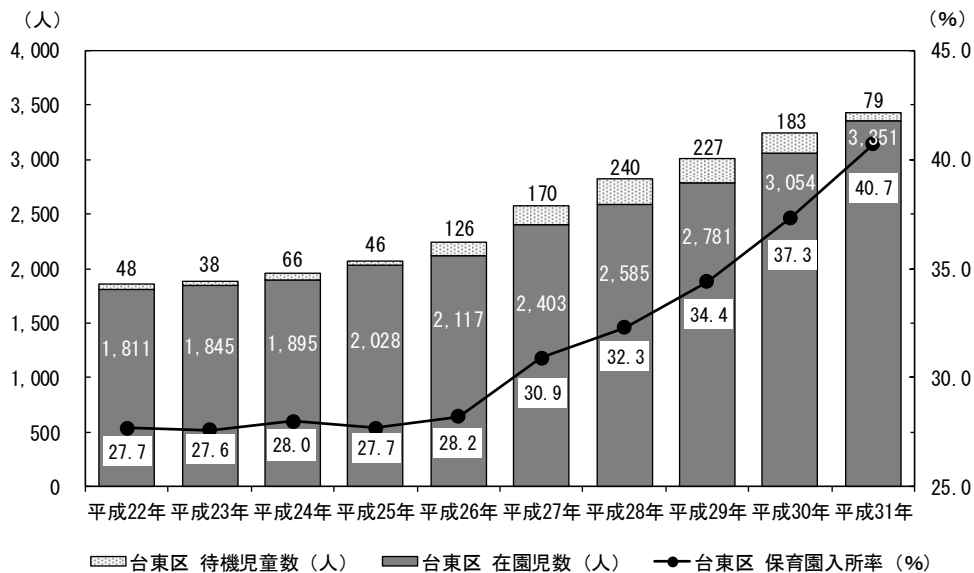
【資料】「国勢調査」

(3) 保育所入所者数

保育所入所率（保育所入所者÷0～5歳人口）は、平成31年4月1日現在40.7%となっており、本計画に基づき保育所等の整備を進めた平成27年から大きく上昇しています。

保育所等の整備を進め、入所者数が伸びているにもかかわらず、待機児童が増加していましたが、平成28年を境に徐々に減少に転じています。

【保育所等入所者数の推移（台東区）】



【資料】台東区「行政資料集」

(4) 区立幼稚園児数等の推移

年度	3～5歳 人口 (A)	園数	定員数 (B)	園児数 (C)	入園可能率 (B/A)	入園率 (C/A)
平成26年度	3,270人	11園	1,035人	760人	31.7%	23.2%
平成27年度	3,356人	10園	930人	681人	27.7%	20.3%
平成28年度	3,487人	10園	930人	713人	26.7%	20.4%
平成29年度	3,488人	10園	900人	653人	25.8%	18.7%
平成30年度	3,595人	10園	930人	621人	25.9%	17.3%
令和元年度	3,647人	10園	900人	564人	24.7%	15.5%

【資料】台東区「行政資料集」(各年度5月1日現在)

(5) 私立幼稚園児数等の推移

年度	3～5歳 人口 (A)	区内私立 幼稚園児数 (B)	区外私立 幼稚園児数 (C)	合計 (D=B+C)	入園率 (D/A)
平成26年度	3,270人	851人	125人	976人	29.8%
平成27年度	3,356人	866人	137人	1,003人	29.9%
平成28年度	3,487人	880人	133人	1,013人	29.1%
平成29年度	3,488人	850人	140人	990人	28.4%
平成30年度	3,595人	853人	134人	987人	27.5%
令和元年度	3,647人	810人	147人	957人	26.2%

【資料】庶務課 (各年度5月1日現在)

(6) 区立・私立認定こども園児数 (短時間保育) の推移

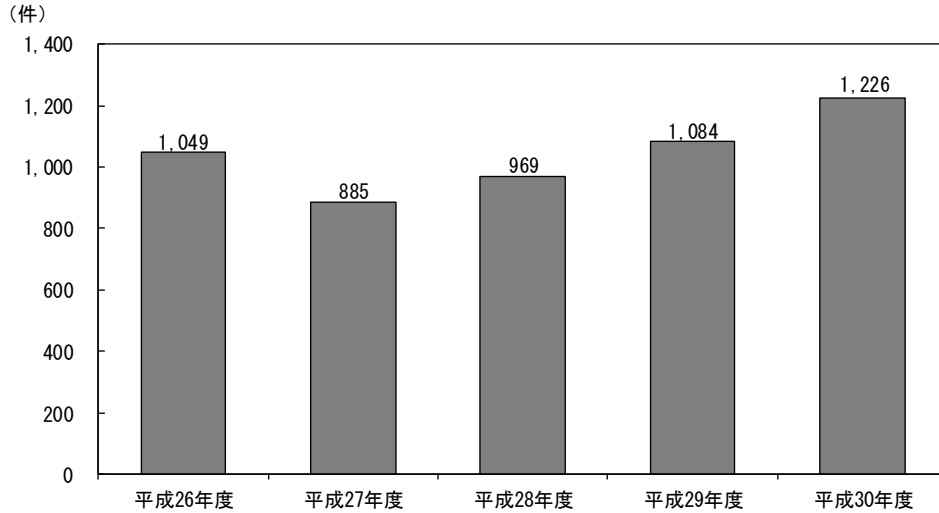
年度	3～5歳 人口 (A)	園数	定員数 (B)	園児数 (C)	入園可能率 (B/A)	入園率 (C/A)
平成26年度	3,270人	3園	220人	199人	6.7%	6.1%
平成27年度	3,356人	3園	220人	213人	6.6%	6.3%
平成28年度	3,487人	4園	229人	225人	6.6%	6.5%
平成29年度	3,488人	4園	229人	224人	6.6%	6.4%
平成30年度	3,595人	5園	247人	229人	6.9%	6.4%
令和元年度	3,647人	5園	247人	241人	6.7%	6.6%

【資料】学務課 (各年度5月1日現在)

(7) 要保護児童の状況

要保護児童に関する相談件数は、平成27年度以降は増加傾向にあります。

【要保護児童に関する新規相談件数】



【資料】子ども家庭支援センター

【要保護児童数】

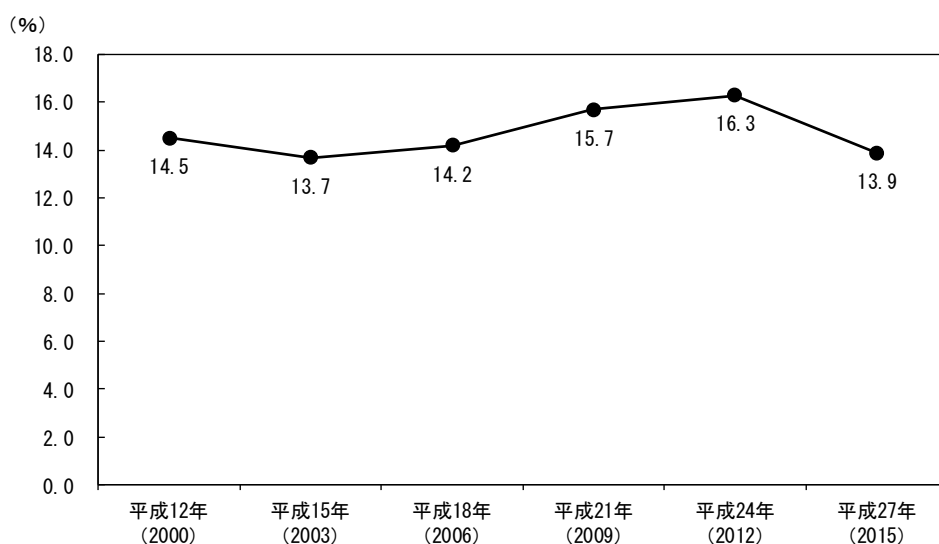
年度	前年度からの継続件数	新規登録数	見守り終了数	年度末登録数	年間登録数
平成26年度	413人	340人	256人	497人	753人
平成27年度	497人	275人	306人	466人	772人
平成28年度	466人	328人	334人	460人	794人
平成29年度	460人	390人	420人	430人	850人
平成30年度	430人	340人	342人	428人	770人

3. 子供・若者の状況

(1) 子供の貧困率

平成28年国民生活基礎調査によると、全国の「子供の貧困率」は上昇傾向にありましたが、平成27年に減少し、13.9%となっています。

【子供の貧困率】



※貧困率は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合を用いて算出したもの。

※大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

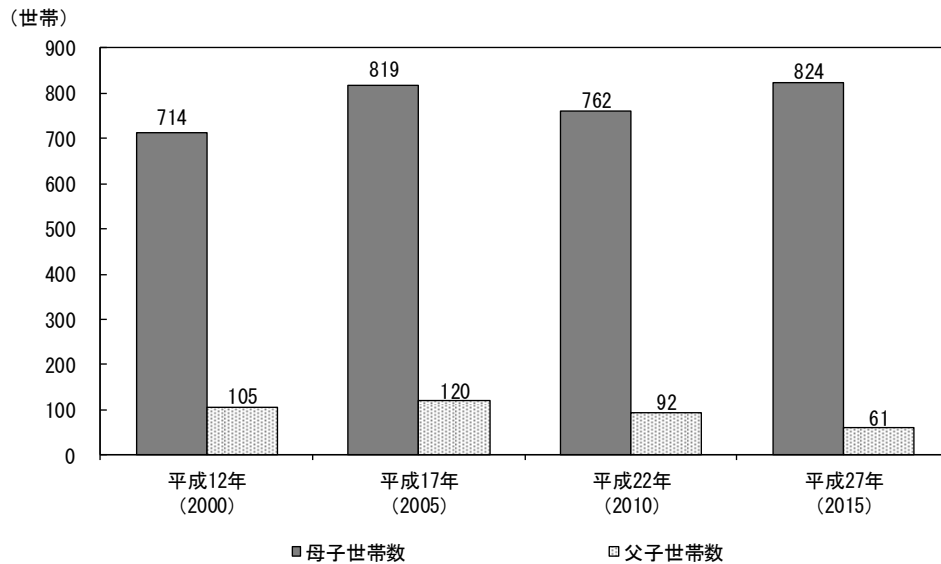
※子供の貧困率：平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいう。

【資料】厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査

(2) ひとり親家庭の推移

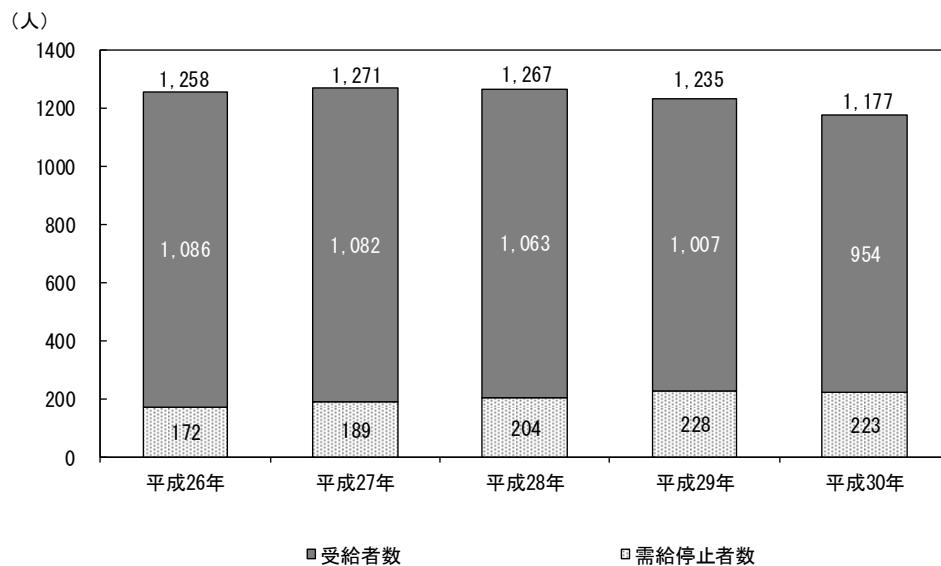
母子世帯数は増加傾向、父子世帯数は減少傾向にあり、平成27年には母子世帯824世帯、父子世帯61世帯となっています。

【母子世帯数と父子世帯数の推移（台東区）】



【資料】「国勢調査」

【児童扶養手当 受給者資格者数の推移（台東区）】



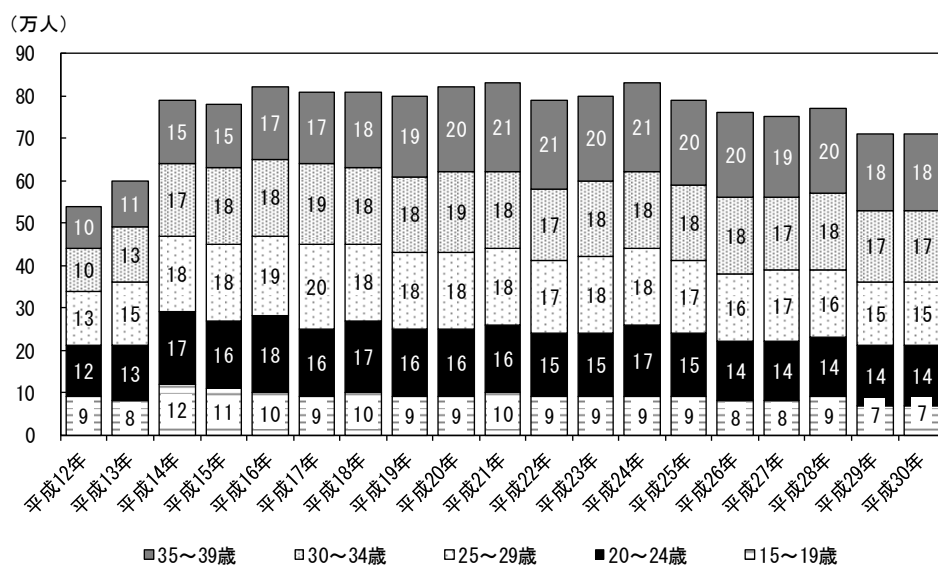
【資料】子育て・若者支援課（各年度3月31日現在）

(3) 若年無業者（二一ト）の状況

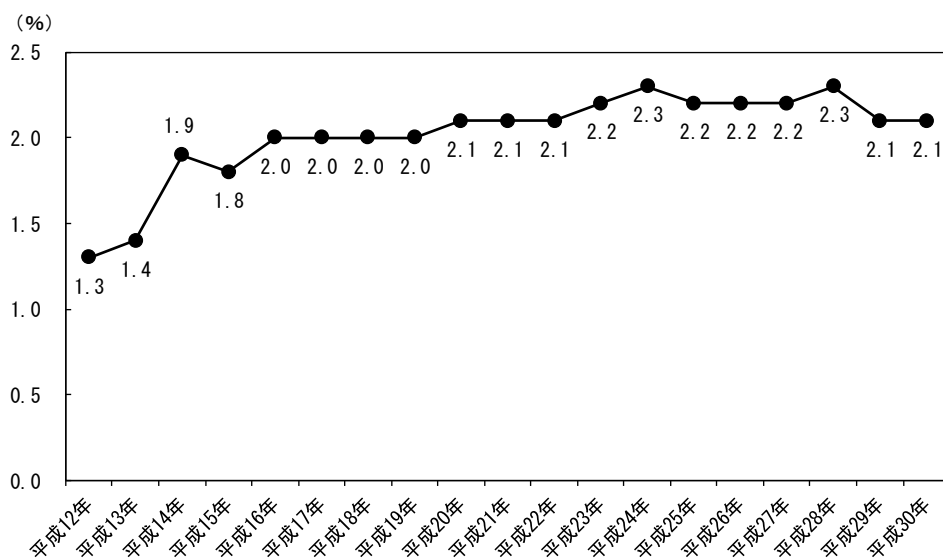
労働力調査によると、全国の若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成14年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しています。35～39歳も含めると、30歳代の無業者は35万人前後となっています。

15歳～39歳の人口における割合は、平成14年以降は緩やかに上昇傾向にありますが、平成29年には0.2%低下して2.1%となっています。

【若年無業者の状況（全国）】



【15～39歳人口に占める若年無業者の割合（全国）】



※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

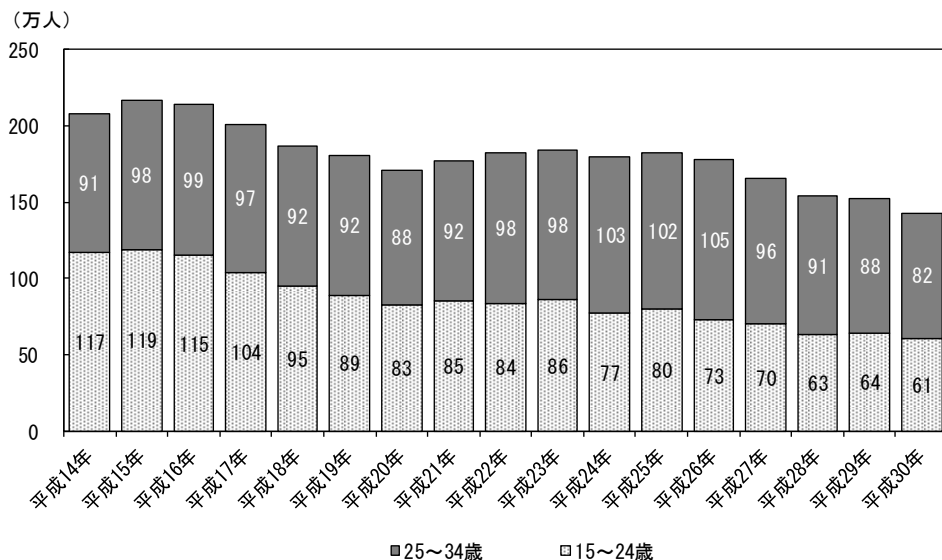
【資料】令和元年版子供・若者白書（総務省 労働力調査）

(4) フリーターの状況

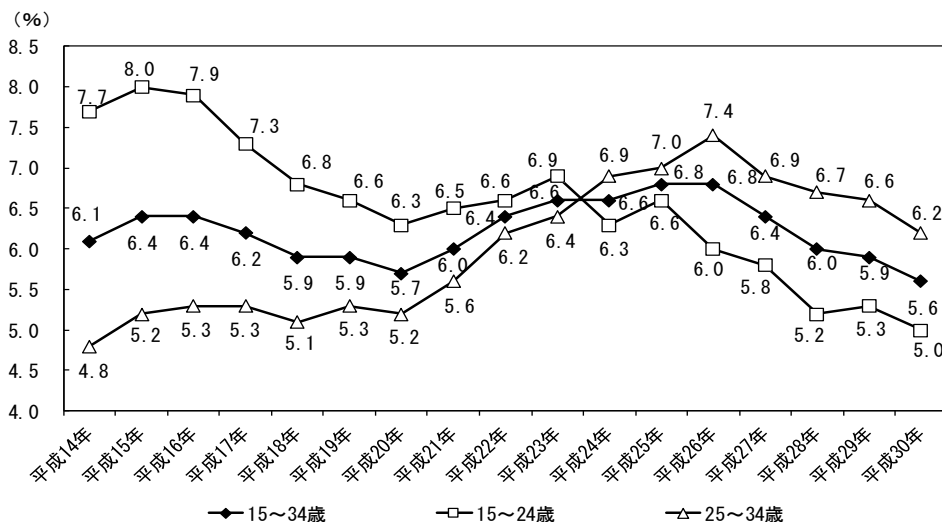
労働力調査によると、全国のフリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数は、平成29年は152万人で、15～34歳人口に占める割合は5.9%となっています。

年齢階級別にみると、25～34歳人口に占める割合が上昇傾向であり、平成29年には6.6%となっています。

【フリーターの数の推移（全国）】



【当該年齢階級人口に占めるフリーターの割合（全国）】



【資料】令和元年版子供・若者白書（総務省 労働力調査）

- ※ここでいう「フリーター」とは、15～34歳の男性または未婚の女性（学生を除く）で、
- ①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、
 - ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
 - ③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としている。

(5) ひきこもりの状況

内閣府が平成27年に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり（ひきこもり群）の出現率は1.57%で、54.1万人と推計されています。

ひきこもりになったきっかけは、病気のほか、仕事や就職、不登校に関するものが主な理由となっています。

また、平成30年度に実施した「台東区 次世代育成支援に関するニーズ調査」によると、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり（ひきこもり群）の出現率は1.54%で、996人と推計されます。

ひきこもりになったきっかけは、「外出の必要性を感じない」、「職場に馴染めなかった」が主な理由となっています。

【「ひきこもり群」の定義と推計値（全国）】

生活状況	有効回収数に占める割合	全国の推計数（万人）	
		狭義のひきこもり	準ひきこもり
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1	17.6万人（※）
自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出する	1.06%	36.5万人	
計	1.57%	54.1万人	

※15～39歳の5,000人を対象として3,115人（62.3%）から回答を得た。

※全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」（2015年）における15～39歳人口3,445万人を乗じたもの。

【資料】平成27年「若者の生活に関する調査」

【「ひきこもり群」の定義と推計値（台東区）】

生活状況	有効回収数に占める割合	台東区の推計数（人）	
		狭義のひきこもり	準ひきこもり
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.39%	252	504人
自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.39%	252	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出する	0.76%	492人	
計	1.54%	996人	

※18～39歳の1,000人を対象として259人（25.9%）から回答を得た。

※台東区の推計数は、有効回収数に占める割合に、平成31年4月1日の15～39歳人口64,694人を乗じたもの。

【資料】子育て・若者支援課（平成30年台東区次世代育成支援に関するニーズ調査）

第2部 計画の考え方について

第1章 基本理念

子供は、将来の国を担う宝であるとともに、未来の力です。

次の社会を担う子供・若者が健やかに成長し、自立する環境を整えることが区の活力・向上につながっていきます。

台東区は、すべての子供を健全に育成し、社会生活を送るうえで困難を有することがない自立した若者になるよう支援するとともに、地域社会全体で子供を育み、若者を支えるまちを目指します。

また、子供・若者が自身の成長や家庭の温かさ、地域のつながりを実感しながら、自立した存在として成長していくことのできる施策を展開していきます。



子供の育ちと若者の自立を支援

すべての子供・若者が成長し輝くまち たいとう

～地域社会全体で子供を育み、若者を支えるまちを目指して～

計画全体の評価指標

指標銘	現況 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	出典
台東区が子育てしやすいと感じる割合	52.0%	増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
子育てに関して不安や負担を感じる人の割合	46.1%	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査

第2章 基本的な視点

基本的な視点は、基本理念の実現に向け、施策や個別事業を実施するにあたって、分野横断的に計画全体を貫くものとして位置付けます。

3つの主体（子供・若者、親、地域）を明確に示し、それぞれの立場に立って、区内の子育て世帯や若者を取り巻く環境の充実を目指すという考えのもと、次の3項目を基本的な視点とします。

なお、行政については、これら主体を支援する存在として位置づけます。

視点1 次代を担う子供・若者の成長と自立を支援する

子供・若者は様々な人との関わりを通して、豊かな人間性を形成し、社会のルールを身につけ、自立した社会人として成長します。

一方で、家庭や地域社会等の様々な要因により、子供・若者の健全な発達が妨げられる場合があります。

そこで、次代を担う子供・若者が安心して育つことのできる環境を確保し、子供・若者の成長と自立を支援する視点に立った施策を推進します。

視点2 親がゆとりを持って子供を生き育てることができる環境を整備する

親が安心して子供を生き育てていくため、国は「働き方改革」を打ち出し、長時間労働を是正することで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、時間にゆとりを持った子育て環境の整備に関する施策を進めています。

区では、日々の育児負担を軽減するための様々な取り組みや、親の身体的・精神的なゆとりの確保を重視した子育て支援施策を進めています。

このように、親が心身ともにゆとりを持って子供を生き育てることができる環境を整備する視点に立った施策を推進します。

視点3 地域の様々な人々が一体となり、子供・若者の成長を支援する

子供・若者の成長のためには、地域の様々な人々がそれぞれの役割を果たし、相互に協力しながら一体的に支援していくことが重要です。近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、親族や地域の方から、子育てに対するアドバイスが受けにくくなっていることから、地域や家庭の子育て力が低下しています。

一方で、台東区には地域のつながりを大切に生活し、地域が子供・若者の成長に関わる土壌があります。

それぞれの立場で、区内の子供・若者が社会をいきいきと主体的に生きていくための環境の充実を目指し、地域の様々な人々が見守り、応援する視点に立った施策を推進します。

第3章 基本目標

本計画は、基本理念を実現するために、基本的な視点を踏まえて、次の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図っていきます。

基本目標1 安心して子供を生み育てられるよう切れ目のない支援を行う

すべての親が安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊娠・出産・育児等の正確な知識を習得できる機会の提供、出産前後の負担の軽減を図ります。出産後も子供の成長段階に応じて安心して子育てができるよう、乳児家庭全戸訪問や産後ケア、おやこサポート・ネットワークや乳幼児健康診査、食育の啓発等を実施し、親子の健康の確保に努めます。また、子育ての不安や、孤立感を和らげるため、各種相談事業に取り組んでいきます。

さらに、休日などにも、子供が安心して医療機関にかかる体制の確保に努めます。

基本目標別評価指標

指標名	現況	目標 (令和6年度)	出典
妊婦健康診査受診率	94.3% (平成30年度)	98%	所管課調べ
乳幼児健康診査受診率	92.4% (平成30年度)	97%	所管課調べ

基本目標 2 教育・保育の質と量を充実する

区の就学前人口の増加傾向とともに、認可保育所への入所を希望する児童数についても増加しているなかで、教育・保育サービスの需要に対応できるよう、教育・保育サービスの充足や質の確保に努めます。また、子供が健全に育っていけるように、家族形態や養育環境に関係なく、すべての子育て家庭のもつ保育ニーズに対応できるよう、低年齢児保育や保育時間の延長、乳幼児保育サービスの充実、こどもクラブ、放課後子供教室を始めとした放課後の安全な居場所づくり等の学齢期における支援に取り組んでいきます。

基本目標別評価指標

指標名	現況	目標 (令和6年度)	出典
保育所待機児童数	79人 (平成31年4月)	0人	所管課調べ
福祉サービス第三者評価における保育所が提供するサービスについて肯定的な回答の割合	72.7%	80%	東京都福祉サービス 第三者評価
こどもクラブ待機児童数	69人 (平成31年4月)	0人	所管課調べ

基本目標3 子供や親の学びと遊びの場を整備する

乳幼児期は、子供が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であるため、就学前の教育・保育の充実を図ります。また、幼稚園・保育園・こども園が連携して幼児教育に取り組むとともに小学校への円滑な接続を図っていきます。

基礎学力の定着・向上や個に応じた教育活動の展開など、学校教育の充実に努めます。

また、不登校やいじめ、児童・生徒の悩みや、家庭環境の問題などに対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談体制の充実を図ります。

さらに、子供が安心して遊べるよう、公園の整備などにも努めます。

基本目標別評価指標

指標名	現況	目標 (令和6年度)	出典
全国学力・学習状況調査 平均正答率 全国値との比較 Aは主として「知識」 Bは主として「活用」	小学6年生 国語A +3.3 国語B -0.7 算数A +3.5 算数B +4.5 理科 +1.7 中学3年生 国語A -0.1 国語B -1.2 数学A -0.1 数学B -1.9 理科 -2.1 (平成30年度)	全国平均以上 全国平均以上	全国学力・学習状況 調査
全国体力・運動能力、 運動習慣等調査 体力合計点 全国値との比較	小学校5年生 男子 +0.3 女子 +0.9 中学校2年生 男子 +1.1 女子 +0.9	全国平均以上 全国平均以上	全国体力・運動能 力、運動習慣等調査

基本目標4 子育て支援環境の充実を図る

子育てをしながら仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた人生が実現できるよう、各種啓発活動に基づく雇用環境づくりと合わせて、医療費助成や児童手当等による子育ての費用負担の軽減に取り組んでいきます。

また、子供達の豊かな人間性や社会性を育むために、地域の多様な人々が参画し、一体となってサポートできるよう、子育てを支援する地域の人材の育成や、地域の団体への支援に取り組んでいきます。

さらに、子育てに関する情報提供と人のつながりを強化するため、子育てや保健サービスに関する情報や就業情報の提供、交流会など、ニーズにあった情報提供の検討や交流の場の提供、専門的な相談の場の充実に努めます。

基本目標別評価指標

指標名	現況	目標 (令和6年度)	出典
育児休業取得率	父親 5.3% 母親 77.3% (平成30年度)	増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
0～4歳未満人口に対する子ども家庭支援センター新規利用登録者の割合	40.8% (平成31年4月)	増加	所管課調べ
ファミリー・サポート・センター会員数	3,700人 (平成30年度末)	4,850人	所管課調べ

基本目標5 子供が安心して安全に育つ環境をつくる

子供が安心してその地域で生まれ育っていくために、子供の権利を擁護していくとともに、学校におけるいじめの未然防止・早期対応体制を築きます。

児童虐待については、虐待に対するケアだけでなく、虐待を未然に防止するための取組みが重要であるため、育児不安を持つ保護者への相談支援や啓発活動に取り組んでいきます。

また、インターネットも含めて犯罪に巻き込まれたりすることの無いよう安全確保に努め、防犯対策が充実した環境づくりに取り組んでいきます。

さらに、安心して安全に子育てができるよう、各関係機関との連携のもと、子育て世帯の生活を支える住環境の整備や交通安全等の確保、防災意識の啓発や防災行動力の向上に努めます。

基本目標別評価指標

指標名	現況	目標 (令和6年度)	出典
要保護児童数	428人 (平成30年度末)	減少	所管課調べ
台東区バリアフリー特定事業計画に定める公共交通特定事業の進捗率	84.7% (平成30年度)	増加	所管課調べ

基本目標6 配慮を要する子供や家庭への支援の充実を図る

すべての子供が夢と希望を持って成長していけるよう、生活困窮家庭やその子供に対して支援を行っていくことが必要です。特に、ひとり親家庭については、所得や就業などに困難を抱えるケースが多いことから、生活を支える取組みを実施していきます。

また、障害児に対しては、相談支援を一貫して行うための体制の確保が課題となっており、療育ニーズが増加し、その内容も多様化していることから、療育サービスの一層の充実を図っていきます。

生活保護世帯や生活困窮世帯の自立を支援するため、複合的にかかえる課題の解消に向けて、継続的な支援と個々の状況に合った支援を実施していきます。

外国人のニーズを把握しつつ、情報面での支援活動の充実や外国人相談等、多様な文化を持った子供と家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。

基本目標別評価指標

指標名	現況	目標 (令和6年度)	出典
現在の暮らしが苦しいと感じる人の割合	27.3% (平成30年度)	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
自立に向けて支援を行ったひとり親の就業率	32.7% (平成29年度)	増加	所管課調べ

基本目標7 若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、支援する

すべての若者が困難な状況に置かれることなく、健やかに成長し、社会的自立を果たすための支援が必要です。様々な要因で成人年齢を超えても社会にうまく適応できないなど、生きづらさを抱えた若者が多くみられ、ひきこもりや若年無業者（ニート）が問題となっていることから、相談窓口を設置し、本人やその家族の状況に応じた相談・支援を行うほか、本人が社会と繋がるきっかけとしての居場所を整備するなど、社会的困難を有する若者やその家族に対する支援に取り組んでいきます。

基本目標別評価指標

指標名	現況	目標 (令和6年度)	出典
ひきこもり状態にある若者が社会参加を果たした割合	5.0% (平成29年度)	増加	所管課調べ

第3部 計画の内容について

第1章 次世代育成支援計画体系

基本理念：子供の育ちと若者の自立を支え、すべての子供・若者が成長し輝くまち たいとう
 ～地域社会全体で子供を育み、若者を支えるまちを目指して～

基本的な視点1

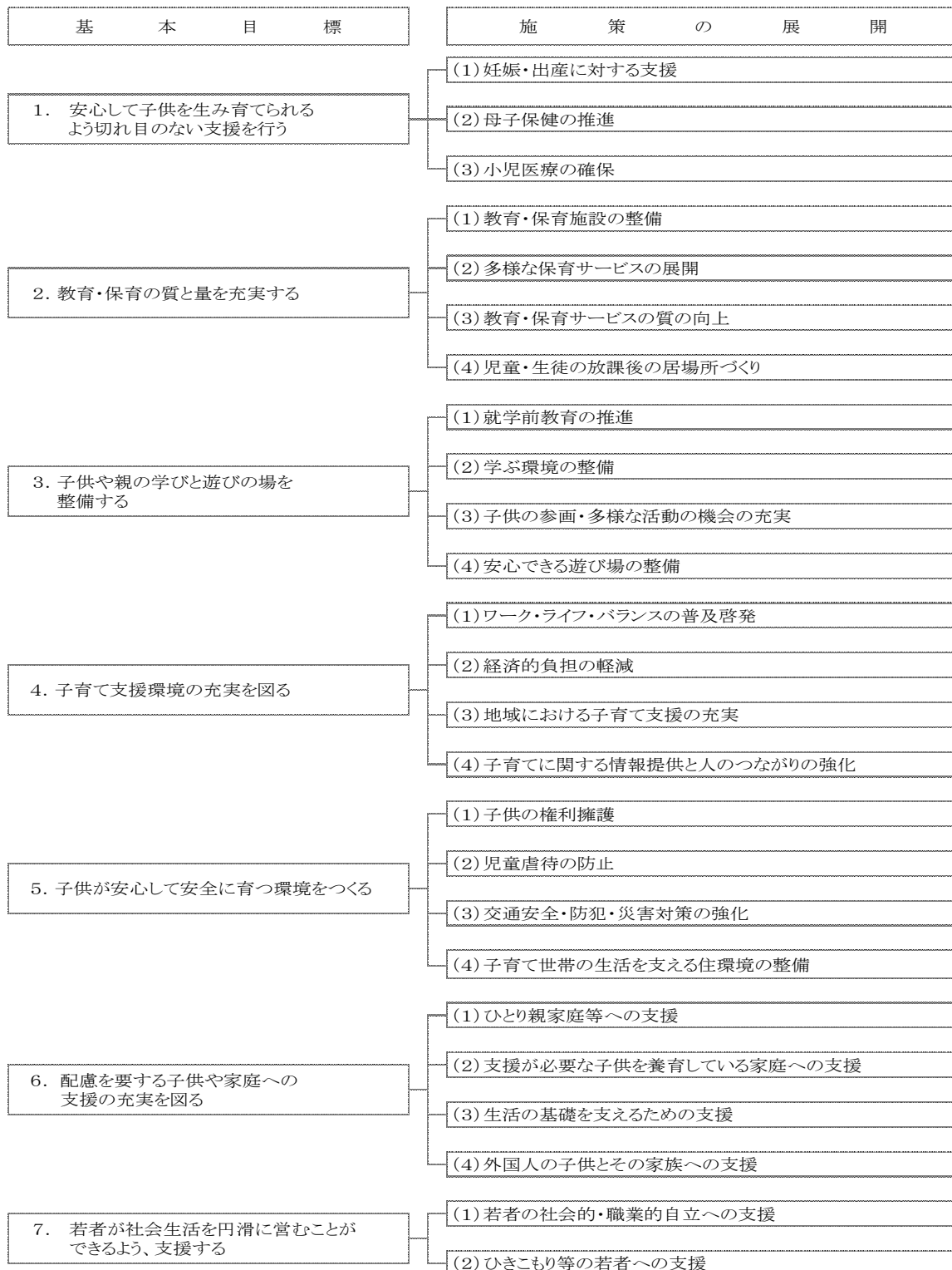
次代を担う子供・若者の成長と自立を支援する

基本的な視点2

親がゆとりを持って子供を生み育てることができる環境を整備する

基本的な視点3

地域の様々な人々が一体となり、子供・若者の成長を支援する



第2章 体系別事業一覧

基本目標1 安心して子供を生み育てられるよう切れ目のない支援を行う

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

施策の展開	No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	担当課
(1) 妊娠・出産に対する支援					
	追加	○	②	ゆりかご・たいとう	保健サービス課
			②	ハローベビー学級	保健サービス課
		○	②	妊婦健康診査	保健サービス課
			②	育児支援ヘルパー（産前産後支援）	子ども家庭支援センター
				妊娠全般に関する相談(不妊・家族計画等)	保健サービス課
				特定不妊治療費助成	保健サービス課
(2) 母子保健の推進					
		○	②	乳児家庭全戸訪問	保健サービス課
			②	乳幼児健康診査	保健サービス課
	追加		②	産後ケア	保健サービス課
			②	すこやか育児相談	保健サービス課
				親と子の関係を考える会（あおい空）	子ども家庭支援センター
	追加		②	おやこサポート・ネットワーク	保健サービス課
				健康学習	保健サービス課
			①	乳幼児家庭教育学級【再掲】	生涯学習課
			②	母子歯科健康診査	保健サービス課
			②	予防接種（法定）	保健予防課
			②	小児インフルエンザワクチン接種費助成（区独自）	保健予防課
	追加		②	おたふくかぜ予防接種費助成（区独自）	保健予防課
			②	食生活支援	保健サービス課
				特定給食施設指導	保健サービス課
			②	小・中学校給食食育推進	学務課
				小・中学校小児生活習慣病予防健診	学務課
				児童・生徒の健康手帳	学務課
				アレルギー専門相談	保健予防課
				水泳訓練教室	保健予防課
(3) 小児医療の確保					
				かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進	健康課
				台東区準夜間・休日こどもクリニック	健康課

基本目標 2 教育・保育の質と量を充実する

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

施策の展開	No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	担当課
(1) 教育・保育施設の整備					
	追加	○	①、②	教育・保育施設の整備	児童保育課
(2) 多様な保育サービスの展開					
		○	①、②	延長保育	児童保育課
		○	①、②	認証保育所運営費助成	児童保育課
		○	①、②	一時保育	児童保育課
		○	①、②	休日・年末一時保育	児童保育課
		○	②	いっとき保育	子ども家庭支援センター
		○	②	ファミリー・サポート・センター運営	子ども家庭支援センター
		○	①、②	病児・病後児保育	児童保育課
		○	②	ショートステイ	子ども家庭支援センター
		○	②	トワイライトステイ	子ども家庭支援センター
				生涯学習センター子ども室運営	生涯学習課
				区の施設で行う行事等における託児サービスの提供	関係全課
(3) 教育・保育サービスの質の向上					
				教育・保育施設に関わる人材の育成・養成・研修	関係全課
			①	スーパーティーチャーの育成【再掲】	指導課
				保育士等処遇改善	学務課 児童保育課
			①、②	私立保育所・こども園等振興	学務課 児童保育課
				保育士等人材確保	学務課 児童保育課
				福祉サービス評価事業(第三者評価)	子育て・若者支援課 学務課 児童保育課
			①	教育活動アシスタント【再掲】	指導課
	追加		②	保育所給食管理	児童保育課
(4) 児童・生徒の放課後の居場所づくり					
		○	②	こどもクラブ運営	児童保育課
				障害児放課後対策	障害福祉課
		○	②	児童館運営	児童保育課
		○	①、②	放課後子供教室運営	児童保育課
	追加		①、②	子供育成活動支援【再掲】	子育て・若者支援課

基本目標3 子供や親の学びと遊びの場を整備する

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

施策の展開	No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	担当課
(1) 就学前教育の推進					
				幼児教育共通カリキュラムの推進	教育支援館
				就学前施設における読書活動の推進	庶務課 学務課 児童保育課
				就学前施設における特別支援教育の推進	教育支援館
				幼児の体力向上支援	庶務課 学務課 児童保育課 教育支援館
				幼児運動教室	スポーツ振興課
				連携の日	指導課
				出前教育委員会	庶務課
			①、②	私立幼稚園への助成	庶務課
(2) 学ぶ環境の整備					
			①	学力向上推進ティーチャー	指導課
			①	教育活動アシスタント	指導課
			①	スーパーティーチャーの育成	指導課
				土曜学校公開	指導課
				台東区総合学力調査	指導課
追加			①	学習支援講座ステップアップ	指導課
				小・中学校ICT教育の推進	庶務課 指導課
				小・中学校図書環境整備	庶務課
				小・中学校における環境教育	指導課
			①	特別支援教育の推進	学務課 指導課 教育支援館
				英語教育の充実	指導課
追加			⑤	国際理解重点教育	指導課
				魅力ある教育活動の推進	指導課
				学びのキャンパスプランニング	指導課
			①	学校運営連絡協議会	庶務課
				覚せい剤等乱用防止啓発活動	生活衛生課
			①	スクールカウンセラー	指導課
追加			①	スクールソーシャルワーカー	教育支援館
追加			①	学校教育相談員の配置	指導課
				ふれあいパートナー派遣	教育支援館
			①、②	教育相談	教育支援館
				生活指導相談学級の運営	教育支援館

施策の展開	No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	担当課
(3) 子供の参画・多様な活動の機会の充実					
				乳幼児とふれあう機会の充実	児童保育課 指導課
				中学校職場体験	指導課
				小・中学校ふれあい学習	指導課
				青少年教育の推進	生涯学習課
				子供の文化教育の充実	指導課
				環境学習の推進	環境課
				台東区子供歴史・文化検定	生涯学習課
				台東区の民話と伝承遊びの普及	生涯学習課
				台東区ジュニアオーケストラ	生涯学習課
				上野の森ジュニア合唱団	生涯学習課
				子供の読書活動推進	中央図書館
				まちかど図書館管理運営	中央図書館
				生涯学習ラーニングスクエア	生涯学習課
				知る・作る・学ぶ講座	生涯学習課
				少年少女発明クラブ	生涯学習課
				工作教室	生涯学習課
				スポーツひろば	スポーツ振興課
				総合体育館個人開放	スポーツ振興課
				寿作品展示会	健康課
(4) 安心できる遊び場の整備					
				特色ある公園の整備	公園課
				学校開放	庶務課
				遊びの指導の充実	児童保育課
	○	①、②		子ども家庭支援センター運営【再掲】	子ども家庭支援センター
	○	②		児童館運営【再掲】	児童保育課
				出前児童館活動	児童保育課
				子供参画の推進	児童保育課

基本目標 4 子育て支援環境の充実を図る

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

施策の展開	No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	担当課
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発					
				ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組	人権・男女共同参画課 産業振興課
				区内企業等に対する意識啓発及び情報提供	人権・男女共同参画課 子育て・若者支援課 産業振興課
				一般事業主行動計画策定の促進	子育て・若者支援課 産業振興課
				男女平等参画	人権・男女共同参画課
				お父さんのための講座	子ども家庭支援センター
			①	家庭教育学級【再掲】	生涯学習課
(2) 経済的負担の軽減					
			④	子ども医療費助成	子育て・若者支援課
				弱視等治療用眼鏡助成	子育て・若者支援課
			④	児童手当	子育て・若者支援課
			①、②、④	私立幼稚園保護者補助	庶務課
			①、②、④	子育てのための施設等利用給付	庶務課 学務課 児童保育課
			④	にぎやか家庭応援プラン	子育て・若者支援課
(3) 地域における子育て支援の充実					
	○		①、②	子ども家庭支援センター運営	子ども家庭支援センター
	○			親子遊びプログラム	子ども家庭支援センター
				1歳のお誕生会	子ども家庭支援センター
	○		②	子育て総合相談	子ども家庭支援センター
追加			②	子供・若者総合相談【再掲】	子育て・若者支援課
追加				松が谷福祉会館の再整備【再掲】	子育て・若者支援課 障害福祉課
	○			児童館幼児タイム	児童保育課
				子育てひろば	児童保育課
	○		②	乳幼児健康診査【再掲】	保健サービス課
			①	乳幼児家庭教育学級	生涯学習課
			①	家庭教育学級	生涯学習課
			①	家庭教育支援者養成講座	生涯学習課
追加				子育て地域サポーター	子育て・若者支援課
				伝えよう親と子のふれあい広場	子ども家庭支援センター
				子育て自主サークル、ボランティア活動育成支援	子ども家庭支援センター
(4) 子育てに関する情報提供と人のつながりの強化					
				子育てメールマガジン	関係全課
				子育て当事者による子育て情報誌の作成	子育て・若者支援課
	○		②	子育てアシスト	子育て・若者支援課
				民生委員・児童委員	福祉課
				青少年委員	子育て・若者支援課
				青少年地区活動推進	子育て・若者支援課
追加			①	スクールソーシャルワーカー【再掲】	教育支援館
				心の教育の推進	生涯学習課

基本目標5 子供が安心して安全に育つ環境をつくる

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

施策の展開	No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	担当課
(1) 子供の権利擁護					
				24時間受付電話	子ども家庭支援センター
			①	スクールカウンセラー【再掲】	指導課
追加			①	スクールソーシャルワーカー【再掲】	教育支援館
				若者育成支援推進【再掲】	子育て・若者支援課
				子供の育成に関わる職員に対する意識啓発	関係全課
				子育てに関わるすべての人に対する意識啓発	関係全課
追加			①	子供の貧困問題に関する教職員の理解増進	子育て・若者支援課
追加				人権教育研修会	指導課
(2) 児童虐待の防止					
追加				子ども家庭支援センターの機能強化	子ども家庭支援センター
追加				虐待予防の推進	子ども家庭支援センター
			①、②	要保護児童支援ネットワーク	子ども家庭支援センター
	○		②	養育支援訪問事業	子ども家庭支援センター
	○		②	乳児家庭全戸訪問【再掲】	保健サービス課
				オレンジリボンキャンペーン	子ども家庭支援センター
				里親啓発	子ども家庭支援センター
(3) 交通安全・防犯・災害対策の強化					
				交通安全対策	交通対策課
				交通安全教具支給	学務課
				幼児の安全ヘルメット	生活安全推進課
				地域防犯活動支援	生活安全推進課
				「子供の安全」巡回パトロール	生活安全推進課
				職員による安全・安心パトロール	生活安全推進課
				学校安全ボランティア	庶務課
				子ども安全の日	指導課
				「こんにちはタイム」、「夕焼けタイム」の放送	生活安全推進課
				通学路防犯設備	学務課
				子供の安心対策	学務課
				防犯ブザーの貸与	総務課
					庶務課
				防犯設備設置助成	生活安全推進課
				生活安全啓発	生活安全推進課
				安全・安心電子飛脚便	生活安全推進課
				情報モラルの指導	指導課
				飲酒や喫煙・薬物など有害環境への接触の防止活動への支援	指導課
追加				安全教育	指導課
追加				防災行動力の向上	危機・災害対策課
(4) 子育て世帯の生活を支える住環境の整備					
				快適室内環境づくり	生活衛生課
				子育て世帯住宅リフォーム支援	住宅課
				マンション修繕支援	住宅課
				三世代住宅助成	住宅課
			②	ひとり親家庭住み替え居住支援	住宅課
			②	ひとり親家庭家賃等債務保証【再掲】	住宅課
				バリアフリーの推進	計画調整課
				鉄道駅総合バリアフリー推進事業助成	計画調整課
				安全・安心な道づくり	土木課
				さわやかトイレ整備	公園課
				福祉のまちづくり推進	福祉課
				心のバリアフリー教育の実施	指導課
				授乳・おむつ替えテント等貸出	子育て・若者支援課

基本目標 6 配慮を要する子供や家庭への支援を充実する

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

施策の展開	No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	担当課
(1) ひとり親家庭等への支援					
			④	ひとり親家庭医療費助成	子育て・若者支援課
			④	児童育成手当	子育て・若者支援課
			④	児童扶養手当	子育て・若者支援課
追加			①	奨学給付金【再掲】	子育て・若者支援課
			②	母子生活支援施設管理運営	子育て・若者支援課
追加			②	母子福祉協議会助成	子育て・若者支援課
			②	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	子育て・若者支援課
			②	ひとり親家庭レクリエーション	子育て・若者支援課
			①、②、④	母子及び父子福祉資金貸付事務	子育て・若者支援課
			③	自立支援教育訓練給付	子育て・若者支援課
			③	高等職業訓練促進	子育て・若者支援課
			②、③、④	自立支援プログラム策定	子育て・若者支援課
追加			③	高等学校卒業程度認定取得支援	子育て・若者支援課
			②	ひとり親家庭家賃等債務保証	住宅課
			②	母子家庭への相談支援	保護課
追加			②	はばたき21相談室	人権・男女共同参画課
(2) 支援が必要な子供を養育している家庭への支援					
			④	特別児童扶養手当	子育て・若者支援課
追加			④	児童育成手当【再掲】	子育て・若者支援課
				障害者移動支援	障害福祉課 保健予防課
追加				重症心身障害児(者)等在宅レスパイト	障害福祉課
追加				身体障害児(者)の医療的ケア支援	障害福祉課
				心身障害児(者)ヘルパー養成	障害福祉課
				障害児通学支援	障害福祉課
				心身障害者日中一時支援	障害福祉課
				心身障害児(者)医療費助成	障害福祉課
				障害児福祉手当	障害福祉課
				重度心身障害者手当	障害福祉課
				難病患者福祉手当	障害福祉課
				身体障害児(者)補装具	障害福祉課
				心身障害者日常生活用具給付	障害福祉課
				心身障害児(者)緊急一時保護	障害福祉課
				ホームヘルパーの派遣	障害福祉課 保健予防課
				福祉タクシー及び自動車燃料費助成	障害福祉課
				リフト付福祉タクシー	障害福祉課
				生活訓練所	障害福祉課
				心身障害者通所訓練助成	障害福祉課
追加				松が谷福祉会館の再整備	子育て・若者支援課 障害福祉課
				こども療育	障害福祉課
追加				医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置・運営	障害福祉課
追加				精神障害者障害福祉サービス	保健予防課
				発達相談	保健サービス課

施策の展開	No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	担当課
(3) 生活の基礎を支えるための支援					
	追加		①	奨学給付金	子育て・若者支援課
	追加		①	幼稚園・保育園・こども園等教材費等補助	庶務課 学務課 児童保育課
			①	就学援助	学務課
	追加		①	進学支援貸付事務	福祉課
	追加		①、②	子供育成活動支援	子育て・若者支援課
	追加		②、③	生活保護受給者・生活困窮者の自立促進	保護課
			②、③	就業情報の提供（雇用・就業支援）	産業振興課
			①	学習支援	保護課
	追加			子育て地域サポーター【再掲】	子育て・若者支援課
(4) 外国人の子供とその家族への支援					
				外国人相談	くらしの相談課
	追加			外国人とのコミュニケーションのための日本語教室	区民課
	追加			日本語指導講師の派遣	教育支援館
				外国人のための生活便利帳の配布	区民課
	追加			多言語情報紙の発行	区民課
	追加			保護者面談通訳派遣	教育支援館

基本目標 7 若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、支援する

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

施策の展開	No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	担当課
(1) 若者の社会的・職業的自立への支援					
	追加			若者の居場所づくり【再掲】	子育て・若者支援課
			②、③	就業情報の提供（雇用・就業支援）【再掲】	産業振興課
	追加		②	子供・若者総合相談	子育て・若者支援課
	追加			障害者就労支援	障害福祉課
	追加			精神保健福祉相談等	保健予防課
	追加		②、③	生活保護受給者・生活困窮者の自立促進【再掲】	保護課
(2) ひきこもり等の若者への支援					
				若者育成支援推進	子育て・若者支援課
				若者の居場所づくり	子育て・若者支援課
	追加		②	子供・若者総合相談【再掲】	子育て・若者支援課

第3章 個別施策の展開

基本目標1 安心して子供を生み育てられるよう切れ目のない支援を行う

(1) 妊娠・出産に対する支援

【現状と課題】

すべての親が安心して妊娠・出産を迎えることができ、子供を健やかに育てられるようにするためには、妊娠時から適切な知識を習得し、必要な支援が受けられる環境が必要です。また、妊娠している方ばかりでなく、その配偶者や家族なども次世代育成のための適切な知識を学び、ともに協力して子供を育てていく意識を持つことが必要です。

そのため、区は、妊婦やその家族等に対する妊娠・出産に関する知識の普及啓発、出産前後の支援等について、より効果的な取組みを実施するよう努めてきました。

今後も、妊婦が安心して出産が出来るよう、妊娠・出産・育児に関する知識習得の支援や情報提供といった取組みを継続していくこと、妊産婦やその家族が心身ともに健康で子育て出来るよう、相談や援助の充実を図ることが必要です。

【今後の取組み】

妊婦が安心して出産できるよう、妊娠中の栄養や食生活、口腔ケア、妊娠・出産・育児に関する知識等を習得するための学習会の実施や情報提供を行います。また、父親の育児参加を促進するために、今後もハローベビー学級の土曜日・日曜日開催を推進し、参加しやすい学級の促進に取り組むとともに、親になる意識を持つきっかけとなるよう、効果的なプログラムを実施していきます。

さらに、妊娠届出時などの機会を捉え、保健師等の専門職が全ての妊婦に対して、心身の健康の相談や妊娠期からのサービスや支援を案内するための面接を行う「ゆりかご・たいとう」を実施します。

妊娠中の健康管理が適切に行えるよう支援するため、都内の医療機関及び助産施設での健康診査だけでなく、都外で受診した妊婦に対しても健康診査費用の一部を助成します。

その他、妊産婦が心身両面にわたり健康で、子供が健やかに育つよう、相談及び訪問の充実や、育児中も保護者が孤立しないように育児の仲間づくりを支援します。その過程で若年の妊婦への支援や産後うつへの対応など、特別な支援が必要な妊産婦を早期に把握し、医療機関等との連携により訪問や個別指導などを実施します。必要な方には、心身の負担軽減のため、育児支援ヘルパーの派遣を行います。

また、不妊・家族計画等の相談や各専門相談機関の情報提供等、妊娠全般に関する相談を行い、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部についても助成します。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
追加	○	②	ゆりかご・たいとう	妊娠届出時などの機会を捉え、保健師などの専門職が妊婦に対し、母子保健や育児の悩みなどについて相談支援するための面接を行います。また、妊娠中に面接した子育て家庭に、妊娠・出産・育児に役立つ育児パッケージを配布します。	保健サービス課
		②	ハローベビー学級	妊婦及びその夫を対象として、妊娠・出産・育児等についての知識及び育児技術の普及を図ることで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して出産・育児が行われるよう支援します。また、飲酒、喫煙が胎児に与える影響について啓発していきます。	保健サービス課
	○	②	妊婦健康診査 ※予算事業名： 母子健康診査	妊娠中の母体の健康管理、流産・早産の防止を図ります。また、妊婦の健康管理が継続して行えるよう、里帰り先や助産所などで受診した費用の一部を助成します。	保健サービス課
		②	育児支援ヘルパー (産前産後支援)	妊産婦や乳児を介助する人がいない家庭において、身体的不調や育児不安等を抱えている親に対して、ヘルパーを派遣し、家事や育児の援助や助言・相談等を行います。	子ども家庭支援センター
			妊娠全般に関する相談 (不妊・家族計画等) ※予算事業名： 女性のトータルヘルスサポート	女性のための健康相談や保健師による相談で、不妊・家族計画等の相談や、各専門機関についての情報提供等、妊娠全般に関する相談を行います。	保健サービス課
			特定不妊治療費助成	高額な特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減します。	保健サービス課

(2) 母子保健の推進

【現状と課題】

子供の健やかな成長を支えるためには、健康に対する知識の普及と健康診査などによる発育状況の把握が不可欠です。区は、これまで、生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭への訪問や乳幼児健康診査、育児相談や食育、健康づくり等の子供の健やかな育ちを支える事業に取り組んできました。

平成30年度次世代育成支援に関するニーズ調査(以下、「ニーズ調査」という。)では、就学前児童保護者が子育てに関して日常悩んでいること、気になることとして、「食事や栄養に関すること」(複数回答・回答者の37.6%)、「病気や発育・発達に関すること」(同32.1%)という結果となっており、上位となっています。平成25年度の調査においても上位であった項目であり、前回よりも割合が高くなっているため、子供の食事や栄養、病気や発育・発達に関して悩んでいる、気になっている人が、平成25年度と比較し、多くなっていると考えられます。また、就学前児童保護者のうち、「気軽に相談できる人がいない・場所がない」と回答した人は7.3%であり、平成25年度の調査とほとんど変わらない数値となっています。

これらの結果から、食事や栄養に関する生活支援や講習会等に、より力を入れていく必要があります。また、学ぶための機会だけではなく、子育て中の親が抱える様々な悩みを解消するため、産後のケアや相談事業の充実などによる、気軽に相談できる環境づくりが必要とされています。さらに、多胎児家庭の育児は、同時に同じ発達段階の子供を育てなければならず、身体的・精神的負担が大きいため、支援していく必要があります。

【今後の取組み】

乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、年齢が上がっても受診率が低下しないよう、継続的な相談・支援体制の構築や、未受診者への積極的な働きかけを行います。

また、出産後の子育てに関する不安や悩み等に対する各種相談事業を実施します。子育て中の保護者を支えるため、地域の仲間づくり等に関する情報提供も行います。

予防接種については、個別相談等における知識の普及と予防接種情報提供サービス「ワクチン・ナビ」の活用の促進、未接種者への勧奨を推進することにより、接種忘れや回数不足を防止し、接種率の向上に努めます。

また、生涯にわたって健康な生活を送るため、食育に取り組めます。栄養バランスのとれた食事の取り方や望ましい食習慣の定着を促進し、乳幼児期においては、食に興味を持ち、自分から楽しく食べようとする意欲の育成を図るための教育や情報提供を行います。小・中学校においては、食育の全体計画に基づき、栄養教諭、食育リーダーが中心となり学級活動等で体験学習の機会を作り、取り組んでいきます。特に学校給食は生きた教材として、食事の大切さや健康との関わりについて学ぶ場として重要であり、有効に活用していきます。保護者や地域に対しては試食会や地域ふれあい給食会を通して、食育の普及啓発を行います。

乳幼児期から学童期は、生涯にわたる健康づくりの基礎となる大切な時期です。学校と保健所が連携して食習慣や体力づくり、心の健康などに取り組めます。アレルギー疾患については、専門相談の充実を図るとともに、乳幼児健康診査の場などでも生活上の注意点を啓発します。多胎児家庭に対する支援についてもさらなる充実を図っていきます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
	○	②	乳児家庭全戸訪問	保健師及び助産師が、生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭を訪問し、相談や地域における子育て情報の提供を行います。	保健サービス課
		②	乳幼児健康診査 ※予算事業名： 母子健康診査	乳幼児の健康管理と健全な発達・育成を支援するため、乳幼児に対する健康診査を実施します。	保健サービス課
追加		②	産後ケア	区が委託する助産院において、助産師がマッサージなどを行い、乳房トラブルを解消するほか、授乳指導、心身のケアや育児サポート支援を行う外来型乳房ケアを実施します。また、区が委託する産科医療機関や助産院において、産後の休養と助産師などによる心身のケアや育児サポートなどのサービスを宿泊型で実施します。	保健サービス課
		②	すこやか育児相談	子供の健やかな発達・発育支援や保護者の育児不安の軽減を図るため、親子の交流の場の提供を行います。	保健サービス課
			親と子の関係を考える会（あおい空） ※予算事業名： 要保護児童支援ネットワーク	母親の育児不安の軽減等を目的とし、グループカウンセリングを行います。	子ども家庭支援センター
追加		②	おやかサポート・ネットワーク	区や医療機関、地域等の関係する機関が連携しながら、すべての妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことにより、妊娠・出産や子育ての不安や孤立感を解消します。	保健サービス課
			健康学習	子供と保護者に対し、健康づくりや正しい生活習慣等について知識の普及、啓発をすることにより子供の健やかな成育を支援します。	保健サービス課
		①	乳幼児家庭教育学級 【再掲】 ※予算事業名： 家庭教育の振興	家庭教育力を一層高めるため、乳幼児の保護者を対象に、乳幼児家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
		②	母子歯科健康診査	妊産婦及び幼児の歯科保健の向上を図るため、歯科健康診査及び歯科保健指導を行います。	保健サービス課
		②	予防接種（法定）	予防接種法に基づき、感染症予防を図るため、予防接種を実施します。各予防接種に関する知識の普及等を行い、接種率の向上に努めます。	保健予防課
		②	小児インフルエンザワクチン接種費助成（区独自）	12月31日現在、生後6か月から中学3年生までの子供を対象とした、インフルエンザ予防接種費の一部を一人につき2回分助成します。	保健予防課

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
追加		②	おたふくかぜ予防接種費助成（区独自）	満1歳から就学前までの子供を対象とした、おたふくかぜ予防接種費の一部を一人につき1回分助成します。	保健予防課
		②	食生活支援	乳幼児をはじめとする子供や保護者、妊産婦等を対象に、食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣が確立できるよう、望ましい食習慣や適切な栄養管理知識の普及啓発及び情報提供を行います。	保健サービス課
			特定給食施設指導	保育園等の給食施設に対し、栄養効果の十分な給食が実施されるよう、栄養に関する知識の向上及び調理法の改善について必要な援助及び指導を行います。	保健サービス課
		②	小・中学校給食食育推進	給食を通して、バランスの良い食事について学び、心身の成長と健康の増進を図ります。また、地域ふれあい給食を実施し、会食を通して年長者を敬い、大切にすることを育てていきます。	学務課
			小・中学校小児生活習慣病予防健診	区立小・中学校に在籍する児童・生徒に生活習慣病予防健診を実施し、生活習慣病の早期発見に努めるとともに、健診結果に基づいた生活習慣の改善指導を図ります。	学務課
			児童・生徒の健康手帳	児童・生徒の健康手帳を小学校入学時に児童全員に配布します。	学務課
			アレルギー専門相談 ※予算事業名： 健康相談	ぜん息やアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患で悩んでいる方を対象に、専門医・保健師による相談を実施します。	保健予防課
			水泳訓練教室	小学1年生から中学3年生までのぜん息性気管支炎や気管支ぜん息等の症状のある児童・生徒を対象に、医師の健康管理のもと水泳を通して、ぜん息の克服を目指します。	保健予防課

(3) 小児医療の確保

【現状と課題】

小児医療は、子供を安心して生み育てるための基礎を成すものです。区は、これまで、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進や台東区準夜間・休日こどもクリニックによる小児初期救急体制の確保を行ってきました。

平成30年度のニーズ調査の結果では、小学生保護者が区の子育て支援において特に力を入れて欲しいものとして、「安心して子供が医療機関を受診できる体制の整備」（小学生保護者：複数回答・回答者の28.3%）となっており、上位に挙げられています。また、「かかりつけ医がいる」と回答した人は、小学生保護者が83.4%、中学生保護者が74.2%となっており、平成25年度の調査と比べて割合が減少しています。

これらの結果から、引き続き小児初期救急体制を確保するために台東区準夜間・休日こどもクリニックを実施するほか、子供の具合が悪くなった際に、よりの確な診断・治療を受けやすく、他の医療機関の受診が必要な場合は病状に応じた医療機関を紹介してくれるという点や、病気の治療だけでなく、日頃の健康管理によって健やかな成長を支えるという点から、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進を行うことが必要です。

【今後の取組み】

病気やけがは時を選びません。地区医師会等の協力を得ながら、台東区準夜間・休日こどもクリニックによる小児初期救急体制を引き続き確保するほか、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進も継続していきます。

また、小児の救急については、軽症患者が比較的多いとされており、受診すべきか、様子を見るべきかなどの救急医療に関する知識の啓発が必要とされています。具合が悪くなった時の対応については、今後もリーフレットの配布や子育て中の保護者に向けた講演会等を通じて情報提供や啓発を行っていきます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進 ※予算事業名： 医療連携推進	医療マップの配布や講演会を通して、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着を図ります。	健康課
			台東区準夜間・休日こどもクリニック	平日の準夜間や休日における小児科の初期救急医療を実施します。	健康課

基本目標 2 教育・保育の質と量を充実する

(1) 教育・保育施設の整備

【現状と課題】

就学前人口の増加とともに、女性の就業率が高まり、働く女性が多くなる中、保育サービスの需要が高まっています。

平成 31 年 4 月 1 日現在の保育所等待機児童数は 79 人となっています。待機児童の解消を目指し、教育・保育環境の向上に取り組んだ結果、保育所入所率は保育所等の整備を進めた平成 27 年から大きく上昇しており、待機児童数については、平成 28 年を境に徐々に減少しています。

待機児童を解消し、教育・保育施設等の整備を進め、教育・保育環境の充実が求められています。

【今後の取組み】

今後の就学前教育・保育需要に対応し、待機児童の解消及び就学前教育の充実を図るため、引き続き、教育・保育施設の整備を進めます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
	○	①、②	教育・保育施設の整備	増加が見込まれる保育需要に迅速に対応し、保育所待機児童の解消を図るため、民間が運営する認可保育所等を開設し、子育てできる環境づくりを実現します。	児童保育課

(2) 多様な保育サービスの展開

【現状と課題】

働き方が多様化し、多様な保育ニーズが高まっている中で、台東区ではフルタイム就労者や長時間パートタイマーのための保育サービスに加え、保護者が仕事や病気などで子供の世話をできない場合に一時的に子供を預かる一時保育、主に在宅で子育てをしている保護者の精神的・身体的負担の軽減を図り、子育てに対する不安や負担を解消するために、事由を問わず子供を一時的に預かるいっとき保育、病気の回復期に専用施設で預かる病後児保育等を実施しています。

平成30年度のニーズ調査では、一時預かり事業の利用意向は「利用したい」と回答した人は45.4%であり、平成25年度の調査とほとんど変わらない状況となっています。「利用したい」という人の目的としては、「私用や親のリフレッシュ目的」が76.1%、「不定期の就労」が29.9%となっています。また、平日に定期的な教育・保育の事業を利用している保護者のうち、子供が病気などの時に、通常の教育・保育を利用出来なかったことがあった人の割合は、就学前児童保護者全体の77.6%でした。そのうち「病児・病後児の保育サービスを利用した」という人の割合は、2.7%となっています。さらに、「父親または母親が休んだ」と回答した人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」という人の割合は、41.4%となっています。

これらの結果から、リフレッシュ目的等で利用しやすい環境にしていくことで、育児負担の軽減などにつなげていくことが必要と考えられます。また、一時預かり事業において、誰でも気軽に利用がしやすく、必要な時に利用が出来る様々な保育サービスの展開が望まれ、特に病児・病後児保育に関するサービスが望まれています。

【今後の取組み】

保護者の就労形態や就労時間の多様化などによる様々なニーズに対応した保育サービスが求められている中で、長時間の保育ニーズなどに対応した認証保育所への支援、認可保育所での延長保育、子供の病気の際に保護者による保育が困難な場合に対応する病児・病後児保育を引き続き実施してまいります。また、保護者の病気や出張などに対応するショートステイ、トワイライトステイについても引き続き実施してまいります。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
追加	○	①、②	教育・保育施設の整備	増加が見込まれる保育需要に迅速に対応し、保育所待機児童の解消を図るため、民間が運営する認可保育所等を開設し、子育てできる環境づくりを実現します。	児童保育課
	○	①、②	延長保育 ※予算事業名： 保育所運営、保育委託	保護者の就業・就労形態を考慮した保育ニーズに対応するため時間を延長して保育を実施します。 延長保育の時間帯：午後6時15分から午後7時15分まで（園により午後8時から午後10時まで）	児童保育課
	○	①、②	認証保育所運営費助成	保育所の待機児童を解消するとともに0歳児保育や長時間保育など多様な保育ニーズに対応する認証保育所に対し、運営費の補助を行います。	児童保育課
	○	①、②	一時保育	保護者の不定期な仕事や通学、病気、出産、看護などで子供の世話ができないときの一時保育サービスを推進します。	児童保育課
	○	①、②	休日・年末一時保育	保育園が休日となる、日曜、祝日、年末に保育が必要な子供を預かり保育します。	児童保育課
	○	②	いっとき保育	保護者のリフレッシュなどを目的として、時間単位で子供を保育することにより、子育てをしている保護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。	子ども家庭支援センター
	○	②	ファミリー・サポート・センター運営	サービスを提供する会員と受ける会員の双方を増やすことで、地域における子育て支援の仕組みづくりを強化し、仕事と育児の両立及び子育て家庭の育児負担の軽減を図ります。	子ども家庭支援センター
	○	①、②	病児・病後児保育 ※予算事業名： 病児・病後児保育	病気の回復期にあり保育所等で集団保育ができない病後児を、専用の保育室のある施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。また、派遣された保育士などが病児・病後児の自宅で保育を行う、居宅派遣型病児・病後児保育を実施します。	児童保育課
	○	②	ショートステイ ※予算事業名： 子育て短期支援	子供を養育する保護者が、就労、疾病などの理由で一時的にその子供を家庭で養育できない場合に、短期的な宿泊を伴う養育を実施します。	子ども家庭支援センター
	○	②	トワイライトステイ ※予算事業名： 子育て短期支援	子供を養育する保護者が、就労などの理由で一時的にその子供を家庭で養育できない場合に、午後5時から午後10時まで施設で養育を実施します。	子ども家庭支援センター
			生涯学習センターこども室運営 ※予算事業名： 生涯学習センター管理運営	子育て中の保護者の学習・社会参加を支援するため、こども室を活用し、保育が必要な幼児を一時的に保育する場を提供します。	生涯学習課
			区の施設で行う行事等における託児サービスの提供	区の施設で行う行事や区が主催する行事等においては、保護者が安心して行事等に参加できるよう、託児サービスを推進していきます。	関係全課

(3) 教育・保育サービスの質の向上

【現状と課題】

乳幼児期は、子供が生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要な時期です。そのため、区立保育所等の第三者評価の実施、民間保育所の処遇改善や保育士等人材確保のための支援等により、教育・保育サービスの質の向上に取り組んでいます。

平成30年度のニーズ調査において、就学前児童保護者が子育てに大きく影響すると思う環境として、「家庭」が92.4%と最も多い結果となっています。年齢別では、0～2歳は「家庭」に次いで「保育所」が多く、3歳以上は「家庭」に次いで「幼稚園」が多くなっています。

こうした中で、子供の育ちや家庭での子育ての課題が指摘され、就学前の教育・保育に求められる役割や機能が重要になってきています。また、学齢期においても、学校教育の他に家庭や地域等での体験も子供の情操や自主性、社会性、創造性を育む上で大切なことから、こどもクラブ、児童館等における児童の健全育成の役割や機能の向上も重要とされています。質の高い教育・サービスの展開を行うために、保育士等の処遇を改善するなど、働く人への配慮も求められています。

【今後の取組み】

教育・保育サービスに関わる人材の育成・研修などを通して、保育や子育て支援の専門性を高め、教育・保育サービスの質の向上を図ります。また、保育需要の拡大に伴い、保育士の人材確保が困難となっているため、区内民間保育所等の人材確保を支援します。

教育・保育サービスの質について、第三者による公正かつ客観的な評価を実施し、サービスの質の向上を目指します。

栄養バランスのとれた食事や望ましい食習慣の定着を促進し、乳幼児が自分から楽しく食べようとする意欲の育成につながるよう、保育所給食の管理を行います。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			教育・保育施設に関わる人材の育成・養成・研修 ※予算事業名： 職員研修、等	教育・保育施設に関わる人材の育成・養成・研修を通して、施設等量的充実を図るだけでなく、質的な充実も図っていきます。	関係全課
		①	スーパーティーチャーの育成 【再掲】	学力向上施策を総合的に推進するために、教科などの指導力の高い教職員・保育士を計画的に育成する講座を開催し、区の次代を担う教職員・保育士を育成します。受講後は、区全体の教育力向上を目指し、研修講師などの役割を担い、区に勤務する教職員・保育士への波及を図ります。	指導課
			保育士等処遇改善	区内の認可保育所や認証保育所等が行う保育士等職員の賃金改善に要する費用の一部を補助します。	学務課 児童保育課
		①、②	私立保育所・こども園等振興 ※予算事業名： 私立保育所振興、 地域型保育振興 私立こども園振興	私立保育所・こども園及び地域型保育事業に対し、保育内容の一層の充実を図るため、国や都の基準を超えて援助を行います。	学務課 児童保育課
			保育士等人材確保	民間保育所等に対し、区内対象施設に勤務する保育士のために宿舍を借り上げた場合に経費の一部を補助します。 民間保育所等に対し、保育士資格を有しない職員の資格取得のための受講料等や公的機関が主催する保育士募集事業に参加する経費の補助をします。 私立認可保育所に対し、就職説明会等を開催するにあたり費用の一部を補助します。	学務課 児童保育課
			福祉サービス評価 (第三者評価)	保育所等の利用者への情報提供とサービスの質の向上を図るため、保育所等が提供するサービスについて、東京都の第三者評価システムに基づき、自己評価及び第三者評価を実施します。認証保育所には、評価受審のための支援を行います。	子育て・若者支援課 学務課 児童保育課
追加		①	教育活動アシスタント【再掲】	区立学校における教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図るため、教員を志望する大学生等のボランティア指導者や理科教育に関心の高い者を活用し、教員の負担軽減を図ります。	指導課
追加		②	保育所給食管理	直営保育園(こども園を除く)10園において、0歳児から5歳児、各年齢に見合った栄養管理、衛生管理された、おやつを含む給食の提供を行います。	児童保育課

(4) 児童・生徒の放課後の居場所づくり

【現状と課題】

核家族化の進展や共働き世帯等の増加により、児童・生徒が安全で安心して過ごせる居場所の確保が課題となっています。

国は、平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するとともに共働き世帯等が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、令和元年度末までに放課後児童クラブの定員を約 30 万人分確保するよう求めました。平成 30 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、近年の女性就業率の上昇を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することで、令和 5 年度末までに放課後児童クラブの定員をさらに約 30 万人分整備するよう求めています。

平成 30 年度に実施したニーズ調査では、「平日の放課後にこどもクラブを利用したい」という小学生保護者の割合は 22.0%で、前回調査した平成 25 年度より 2.7%増加しています。学年別に内訳を見てみると、小学校 1 年生で 43.8%、小学校 2 年生は 37.3%、小学校 3 年生は 28.7%と学年が上がるほど低くなる傾向にあります。また、「夏休みなどの長期休業日に利用したい」という割合は 42.7%で、前回調査より 3%増加しています。さらに、「区の子育て支援として特に力を入れてほしいもの」として「放課後子供教室を増やして欲しい」との要望が 32.2%の方から挙げられています。

区では、放課後対策を総合的に推進するため、平成 29 年 12 月に「台東区放課後対策の方針」を策定し、区内全小学校での放課後子供教室の実施や需要に応じたこどもクラブの整備・定員変更等の検討、児童館におけるランドセル来館事業の実施や中高生の居場所としての活用などの事業を展開しています。

【今後の取組み】

女性就業率の上昇や共働き家庭等の増加に伴い、児童・生徒の放課後の居場所に対するニーズは年々増加しています。この状況に対応するため、こどもクラブと放課後子供教室の一体的又は連携による実施を推進するとともに、児童館が実施するランドセル来館や中高生タイムなどの放課後対策事業を広く周知することで、児童・生徒が安全・安心に過ごせる居場所の選択肢を増やしていきます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
	○	②	こどもクラブ運営 ※予算事業名： こどもクラブ運営	共働き家庭等の児童に対し、授業の終了後や長期休業中に宿題、遊び、休息、おやつ提供、体調管理などを行い、基本的な生活習慣についての援助や自立に向けた手助け等により、健全な育成を図ります。	児童保育課
			障害児放課後対策	重度の障害児等を受入れる放課後等デイサービス事業者の支援を行います。	障害福祉課
	○	②	児童館運営 ※予算事業名： 児童館管理運営	児童・生徒が放課後に安心して過ごすことができる居場所をつくるため、児童館を運営します。 また、小学校高学年の居場所や中高生専用の利用時間を設け、健全な育成を図ります。	児童保育課
	○	①、②	放課後子供教室運営	全ての児童を対象に、小学校の特別教室や校庭、体育館等を活用し、学習や交流活動、スポーツ文化活動等の多様な体験・活動の機会を提供することで、健全な育成を図ります。	児童保育課
追加		①、②	子供育成活動支援【再掲】	子供が気軽に立ち寄れる地域の居場所を創設し、学習支援、食事提供等の包括的な子供育成活動を行う団体に対し、経費の一部を支援することにより、地域における子供及び家庭を支援する環境を整備します。	子育て・若者支援課

基本目標3 子供や親の学びと遊びの場を整備する

(1) 就学前教育の推進

【現状と課題】

就学前教育と小学校教育との間には、発達と学びの連続性があるとされています。しかし、教育の仕方や授業の指導などにおいて当然違いが生じるため、子供が感じる混乱や指導上の難しさを小さくしていくことが大切です。その際に就学前教育として年齢、時期にふさわしい教育が行われることが必要とされています。また、小学校入学時において基本的な生活習慣が確立していなかったり、集団行動に調和できなかったりする子供の増加が指摘されています。

区では、幼児期における発達段階に応じた教育・保育を着実にやっていくことや小学校教育との円滑な接続を図ることが重要であるとの認識に立ち、「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」に基づくカリキュラムの実践を推進し、内容の充実・発展を図るための取組みを行っています。

【今後の取組み】

区は、「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」で重視する、規範意識の芽生えの育成、体力の向上など6つの取組みを引き続き推進します。また、新たな実践事例を通して、カリキュラムのさらなる充実・発展を目指します。幼稚園・保育園・こども園の交流活動や、教職員と保育士の合同研修の機会の充実も図っていきます。また、就学前教育から小学校教育への接続が円滑に進むよう、幼稚園・保育園・こども園と小学校相互の連携や交流をさらに強化していきます。幼児・児童・生徒の基礎学力の定着・向上及び一貫した生活指導を図るため、教職員や保育士相互の交流を深めることを目的とした「連携の日」を実施し、学校・園の枠を超え、共通の考え方に立った教育・保育を進めるとともに、保護者の子育て支援のさらなる充実を図ります。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			幼児教育共通カリキュラムの推進 ※予算事業名： 学校園経営・研修支援	「台東区幼児教育共通カリキュラムちいさな芽」に基づき、カリキュラムの実践を推進します。また、国において平成29年3月に改訂された「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」などの基本的な考え方を踏まえ、カリキュラムを一部改訂し、区内の幼稚園・保育園・こども園における一層の推進を図ります。	教育支援館
			就学前施設における読書活動の推進 ※予算事業名： 幼稚園図書環境整備、 こども園図書環境整備、 保育所における読書活動の推進	子供の発達段階に応じた、教育・保育を着実に進めていくため、区立の幼稚園・保育園・こども園に配備している絵本などの充実を行い、読書活動の推進を図ります。	庶務課 学務課 児童保育課
			就学前施設における特別支援教育の推進 ※予算事業名： 特別支援教育支援員の配置	区立幼稚園・保育園などの就学前施設での受け入れにおいて、特別な教育的支援を必要とする幼児が安全安心な環境で教育・保育を受けられるよう、特別支援教育支援員を配置し、教育環境の充実を図ります。	教育支援館
			幼児の体力向上支援 ※予算事業名： 幼児の体力向上支援	幼児の基礎体力向上と職員の指導力の向上を図るため、区立の幼稚園・保育園・こども園にスポーツ専門指導員を派遣するとともに、私立幼稚園・保育園・こども園における幼児の体力向上に関する取り組みを支援し、運動習慣の定着を図ります。	庶務課 学務課 児童保育課 教育支援館
			幼児運動教室	幼児に幼児期特有の体の使い方を教え、幼児期から運動する習慣を身に付けさせるため、就学前の児童を対象とする運動教室を実施し、子供の体力を向上させます。	スポーツ振興課
			連携の日 ※予算事業なし	幼稚園・保育園・こども園と小学校、小学校と中学校の円滑な接続を図るため、教職員の相互理解や幼児・児童・生徒の交流のきっかけをつくります。	指導課
			出前教育委員会 ※予算事業なし	教育委員が幼稚園・保育園・こども園・小・中学校の施設状況や運営状況を把握するために出向きます。また、台東区教育委員会の施策・考え方・取組を教員・保育士等、幼稚園・保育園・こども園・小・中学校の関係教職員に直接に伝える場としていきます。	庶務課
		①、②	私立幼稚園への助成 ※予算事業名： 私立幼稚園小規模園補助及び健康管理等補助、 私立幼稚園教育相談補助、 私立幼稚園教育活動推進、 私立幼稚園預かり保育推進補助	私立幼稚園や私立幼稚園連合会が実施する教育相談、教育活動の推進などの事業に対して、補助金を交付することにより、幼児教育の充実を図ります。	庶務課

(2) 学ぶ環境の整備

【現状と課題】

子供の豊かな心を育み、心身の健やかな成長を支えるため、日常生活の支援に向けた指導体制の整備や思春期における適切な保健指導などの充実が必要です。区ではこれまでも、子供が身体的・精神的にたくましく生きる力を身につけることが出来るよう、様々な地域資源を活用した多様な学習機会の確保、確かな学力の習得に向けた教育環境の充実、健やかな心身の成長を支援するための指導体制の整備に取り組んできました。

平成30年度のニーズ調査では、子育てに関して日常悩んでいることまたは気になることについての設問で、小学生保護者のうち43.1%が「子供の教育に関すること」と回答しています。また、「友だちづきあい（いじめ等を含む）」と回答した人は28.5%となっています。

こうしたことから、学びと交友の場である学校の環境を見直し、改善が必要であると考えられます。保護者が安心して子供を学校に通わせることが出来るよう、学力向上に向けた教育環境や制度の充実が望まれます。さらに、学習相談や教育相談のみならず、不登校やいじめなど人付き合いから生じる心の問題などに関する相談事業の強化も必要です。

【今後の取組み】

発達段階に応じ、学校では基礎学力の定着を図る多様性のある指導カリキュラムの作成に取り組めます。また、学校図書環境を整備することにより、国語力の向上や情操教育の効果を高めていきます。デジタル教科書や電子黒板などのICT機器の利活用により、子供の学習に対する興味・関心を喚起していきます。

さらに、魅力ある教育活動の推進や、学校運営連絡協議会の活用により、児童・生徒や地域特性に即した学校づくりを目指します。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催後も、国際理解重点教育の実施により、豊かな国際感覚を身に付けた児童・生徒の育成に努めます。

感受性の豊かな思春期において、生涯を通じて自らの健康を管理し改善できるよう、飲酒・喫煙・薬物に対する適切な指導の充実を図ります。精神的な支援が必要な子供などが安心して相談できるよう、区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、教育支援館における教育相談、保健所における精神保健福祉相談の連携を推進し、学童期から思春期、青年期にかけてのこころの相談が、継続的、効果的に進められるように努めていきます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
		①	学力向上推進ティーチャー	区立小・中学校に非常勤講師を配置し、きめ細かな学習機会の提供や放課後を活用した学習指導などを行い、児童・生徒の確かな学力向上を図ります。	指導課
		①	教育活動アシスタント	区立学校における教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図るため、教員を志望する大学生等のボランティア指導者や理科教育に関心の高い者を活用し、教員の負担軽減を図ります。	指導課
		①	スーパーティーチャーの育成	学力・体力向上施策を総合的に推進するために、教科などの指導力の高い教職員・保育士を計画的に育成する講座を開催し、区の次代を担う教職員・保育士を育成します。受講後は、区全体の教育力向上を目指し、研修講師などの役割を担い、区に勤務する教職員・保育士への波及を図ります。	指導課
			土曜学校公開	保護者や地域の方に学校の授業を公開する土曜学校公開を各校年間10回実施し、開かれた学校づくりを進めます。また、授業日数を確保し、児童・生徒の確かな学力向上を図ります。	指導課
			台東区総合学力調査 ※予算事業名： 学力向上のための調査研究	一人ひとりの学習状況に対応し、確かな学力の向上を図り、授業改善に役立てるため、総合学力調査を実施します。	指導課
追加		①	学習支援講座ステップアップ	経済的事情などにより十分な学習機会のない中学生を対象に、外部講師による講座を実施します。	指導課
			小・中学校 ICT 教育の推進	ICT機器を活用した授業を実施することで、児童・生徒の授業に対する関心や意欲、理解度を高め、情報活用能力の育成を図るとともに、情報モラル教育も行う。また、それらに必要なICT教育環境を整備していく。	庶務課 指導課
			小・中学校図書環境整備	国語力の向上を図り、情操教育効果を高めるため、文部科学省設定の学校図書標準を踏まえ、区立小・中学校図書館の蔵書を充実し、児童・生徒の読書活動を推進します。	庶務課 指導課
			小・中学校における環境教育 ※予算事業名： 環境関連施設体験学習	地域における清掃・美化・リサイクル活動への参加や施設見学会の実施など区立小・中学校において体験や実践による教育活動を通じ、児童・生徒の環境に対する意識の向上と実践力の育成を図ります。	指導課
		①	特別支援教育の推進	特別支援学級の適正な学級編成や特別支援教育支援員の適正な配置により、教育環境の整備を行うとともに、児童・生徒が個々のニーズに応じた適切な教育が受けられるよう指導・助言を行います。また、教員に対する特別支援教育研修会等を実施します。	学務課 教育支援館

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			英語教育の充実 ※予算事業名： 小学校英語活動の推進、 英語教育の充実	区立小・中学校に外国語指導助手を派遣し、ネイティブの英語にふれあう機会を設けることで、児童・生徒の英語活用能力と国際感覚を養っていきます。	指導課
追加		⑤	国際理解重点教育	区立小学校において、東京都の体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」での校外学習を実施するとともに、区立中学校の希望生徒を対象に夏休み期間を利用した英語体験学習プログラム「English Summer School」を実施し、将来に向けてグローバルな視点で課題を解決しようとする、こころざし高い人材を育てます。 また、区立中学校の代表生徒を海外に短期留学させ、現地校における授業体験、施設視察、その他現地の生徒やその家族と生活・学習等の相互交流を通して、国際理解教育を推進します。	指導課
			魅力ある教育活動の推進	幼児・児童・生徒の実態に応じた教育、地域の文化や地域住民とのかわりを生かした教育、これからの時代に必要な能力を育てる教育など、学校・園の創意工夫を生かした魅力のある教育活動の推進を図ります。	指導課
			学びのキャンパスプランニング	区内の博物館・美術館などの文化施設や、区にゆかりのある企業・団体・学識経験者などと連携して台東区学校教育ビジョンの実現に向けたプランを計画します。学校・園では、自校・園に合ったプランを選択し、実施していきます。	指導課
		①	学校運営連絡協議会	開かれた学校づくりを進めるため、学校運営について校長と地域の関係者、保護者が意見交換をする場を設け、保護者や地域からの評価をもとに、学校運営の改善・充実を図ります。	庶務課
			覚せい剤等乱用防止啓発活動	覚せい剤等薬物に対する正しい知識と薬物乱用がもたらす恐ろしさを広く区民に周知し、薬物乱用防止を図ります。	生活衛生課
		①	スクールカウンセラー	区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の不登校やいじめ、しつけや心の問題などの教育相談に対応します。	指導課
追加		①	スクールソーシャルワーカー	社会福祉に関する専門的な知識や技能を有する人材を、スクールソーシャルワーカーとして配置し、いじめや不登校、家庭の貧困や虐待など、子供が置かれた環境面における諸問題の解決を図ります。	教育支援館
追加		①	学校教育相談員の配置	児童・生徒、保護者、区民等からの学校を取り巻く各種相談に対し、迅速な初期対応や適切な指導体制をとります。	指導課
			ふれあいパートナー派遣	不登校等で家にひきこもりがちなお小・中学生を対象に、精神的な自立と学校復帰を目的として、心理学を専攻する大学院生や大学生等が家庭を訪問して話し相手や相談に応じます。	教育支援館
		①、②	教育相談	子供の教育上のさまざまな悩みに関して、本人や保護者を対象としたカウンセリングを臨床心理士が行っています。	教育支援館
			生活指導相談学級の運営	学校生活に適応できず、長期欠席傾向にある児童・生徒を対象に、教職経験者や臨床心理士等が学校復帰に向けた支援をするための指導を行っています。	教育支援館

（3）子供の参画・多様な活動の機会の充実

【現状と課題】

思春期に達している中高生等は、やがて次世代の親となる存在です。現在の中高生等は、近所付き合いの希薄化の影響等により、日常的に小さな子供とふれあう機会が減っています。そのため、区では保育園、幼稚園、児童館等で中高生等が乳幼児とふれあう機会の設定や保育ボランティアを募集するなどして、子供とふれあう場を提供しています。

平成 30 年度のニーズ調査では、乳幼児とふれあう機会に関する設問に対し、「赤ちゃんや小さな子供と一緒に遊んだことはないがふれあいには興味がある」と回答した人は、中学生で 31.5%、高校生相当年齢者で 33.5%となっており、中学生、高校生相当年齢者どちらにおいても最も多いという結果となっていました。また、将来子供を育ててみたいと回答した人は、中学生で 59.8%、高校生相当年齢者で 61.2%となっています。中学生、高校生相当年齢者どちらにおいても平成 25 年度の調査より割合が低くなっています。

これらのことから、次世代の親となる点を重視し、子育ての喜びや楽しさを知るための体験・学習環境を充実させていく必要があると考えられます。また、中高生等が自らの将来について考えるため、自ら学び、自ら考える力を身につける機会や社会的自立に向けた支援も求められます。

【今後の取組み】

音楽・芸術活動や自然体験など、子供の個性や創造性を伸ばすことのできる場の確保、機会の提供に努めます。

生涯学習センター等における学習支援活動に関しては、子供の意見や視点が十分に反映されたメニューを提供することで、子供の興味や関心を伸ばし、楽しみながら学べる環境を引き続き提供していきます。

また、スポーツを始めるきっかけづくりの場を提供するなど、子供の体力向上の取組みも進めていきます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			乳幼児とふれあう機会の充実	将来の親となる世代である中高生に、子育ての喜びや楽しさを体験できるように、様々な機会を設けて、乳幼児とふれあう時間を増やすなどの取組を進めています。また、学校・幼稚園で実施する 職場体験等の進路指導・助言を行います。	児童保育課 指導課
			中学校職場体験 ※予算事業名： 進路指導の充実	中学生に、地域の商店、企業等で仕事の体験をさせることにより、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観、職業観を育成します。	指導課
			小・中学校ふれあい学習	地域の人材や教材を学校の教育活動に導入し、人々とふれあうことにより、児童・生徒に地域社会の一員としての自覚や地域を愛する心を育てます。	指導課
			青少年教育の推進	小学生から高校生までの青少年が、自然体験や創作活動などの異年齢集団の活動を通じて、自主性や創造性、社会性を養い、グループ活動で発揮できる力を育みます。	生涯学習課
			子供の文化教育の充実 ※予算事業名： 小学校演劇鑑賞教室、 小学校音楽鑑賞教室、 中学校音楽鑑賞教室	学校の教育活動の一環として、文化施設や文化団体との連携により、能・狂言やオーケストラなど、児童・生徒に本物に触れる機会を提供します。	指導課
			環境学習の推進	より多くの区民及び事業者に対し、低炭素化の推進や資源循環、自然環境保全などに関する学習の機会を提供し、環境問題を自ら考え、環境行動の実践ができるよう支援します。 環境ふれあい館ひまわりで、子供などを対象とした講演会、講座、イベントなどを行っていきます。	環境課
			台東区子供歴史・文化検定 ※予算事業名：台東区歴史・文化検定	子供たちに郷土の歴史・文化の伝承を回り、郷土を愛する心を育むため、「台東区歴史・文化テキスト」を作成・配付します。さらにテキストの理解を深めるため、「台東区子供歴史・文化検定」を実施します。	生涯学習課
			台東区の民話と伝承遊びの普及	小学校や幼稚園・保育園などを訪問し、台東区に伝わる民話や伝説、伝承遊びを子供たちに伝える普及活動を実施することで、生まれ育った郷土をよく知り、愛する心を育成します。また、普及活動の充実を図るため、地域普及委員養成講座を実施します。	生涯学習課
			台東区ジュニアオーケストラ	青少年教育の一環として、情操教育を重点とした組織的教育活動を推進し、青少年のオーケストラに関する部門の育成を図ります。	生涯学習課
			上野の森ジュニア合唱団	青少年教育の一環として、情操教育を重点とした組織的教育活動を推進し、青少年の合唱に関する部門の育成を図ります。	生涯学習課

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			子供の読書活動推進	子供が読書に親しめるよう、おはなし会などの子供向け事業を実施するとともに、読み聞かせや学習などに役立つよう、保育園、幼稚園、小中学校、児童館及びこどもクラブなどへの団体貸出を推進します。	中央図書館
			まちかど図書館管理運営	公共施設をまちかど図書館として、地域住民や子供が気軽に立寄ることができる場所を提供します。	中央図書館
			生涯学習ラーニングスクエア	生涯学習のきっかけづくりとして様々な内容の講座・教室を提供し、親と子が共に学習できる内容の教室についても実施します。	生涯学習課
			知る・作る・学ぶ講座	児童・生徒の休日等の自主学習を支援し、学校の日常では時間をかけて学べない内容について学習する場を提供します。	生涯学習課
			少年少女発明クラブ	児童・生徒が、機械工作などの創造・創作活動を通じて、発明や工夫することの楽しさを体験できる場を提供します。	生涯学習課
			工作教室	5歳児から小学生までの子供たちが、ものづくりを通して創造性を養うことができるような創作活動の場を提供します。	生涯学習課
			スポーツひろば	スポーツを始めるきっかけづくりの場として、「スポーツひろば」を区立小中学校の一部で、中学生以上の一般向けと小・中学生対象の子供向けの事業を実施します。	スポーツ振興課
			総合体育館個人開放	スポーツを始めるきっかけづくりの場として、台東リバーサイドスポーツセンターを個人開放します。	スポーツ振興課
			寿作品展示会	シニアクラブを中心とする高齢者の作品展示とあわせて小学校児童、幼稚園児等の作品を展示し、高齢者の生きがいと仲間づくりの促進、他世代との交流を図ります。	健康課

(4) 安心できる遊び場の整備

【現状と課題】

児童・生徒の健全育成や、安心できる遊び場の提供という観点から、子供の居場所の確保が求められています。区では、子供が安心して遊べる場所の確保として、公園の整備や学校開放などによる取組みを行ってきました。

平成30年度のニーズ調査では、区の子育て支援として特に力を入れて欲しいものとして、就学前児童保護者の48.1%、小学生保護者の57.9%が「公園など家の外で安心して子供が遊べる場を増やしてほしい」と回答しており、どちらの保護者においても上位となっています。また、小学生保護者における身近な地域で子供同士が交流等を行える場として望ましいものについての回答は、「子供同士でスポーツをしたり、スポーツ活動の指導をしてくれたりする場」が67.4%と最も多くなっています。さらに、中学生及び高校生相当年齢者では、授業等の後に行きたい場所として「自由にスポーツができる場所」が中学生で49.5%、高校相当年齢者で35.0%といずれにおいても上位でした。平成25年度の調査では、「自由にスポーツができる場所」に次いで「本や雑誌などが自由に読める場所」が上位でしたが、平成30年度の調査では、中学生は「インターネットやゲームなどのコンピューター機器が自由に使える場所」が35.7%となっています。また、高校生相当年齢者は「同じ趣味を持った人が集まれる場所」が30.0%と中学生、高校生相当年齢者それぞれにおいて、行きたい場所や求めている場所に変化が見られます。

多くの方に子供が安心して遊べる場所、子供の居場所づくりが求められています。公園をはじめとした安全な遊び場、気軽に親子が集える場の整備、異年齢間での交流ができる施設や催し物など、多様なニーズに応える取組みが必要です。

【今後の取組み】

子供が安心して遊べる場所として、子育てやバリアフリーなど多様な視点に配慮した公園の整備を進めるほか、区立幼稚園の園庭及び区立小・中学校を開放していきます。

また、青少年教育の一環として、小学生から高校生までの青少年が自然体験や創作活動を行い、グループ活動で発揮できる力を養います。

さらに、児童館を児童・生徒の健全育成の場としてだけでなく、乳幼児親子、小学生から中高生までの居場所の一つとして位置付け、異年齢・異世代の交流、子供が主体となるプログラムの展開を進めます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			特色ある公園の整備	地域の特色や、利用者の意見などを踏まえ、自然環境に配慮しながら子育てやバリアフリー、防災機能の強化など様々な視点で公園を整備することにより、地域の憩いの場となり、安全で快適に利用できる魅力ある公園を提供します。	公園課
			学校開放 ※予算事業名： 小・中学校施設管理	学校教育に支障のない範囲において、児童・生徒の生活指導や社会教育活動・社会体育活動の場として利用できるように、区立小・中学校施設を開放します。	庶務課
			遊びの指導の充実 ※予算事業名： 児童館管理運営	日常の児童館活動や公園出前活動などで、子供達に様々な遊びを提供して、子供達の自由に遊ぶ力を伸ばしていきます。また、子ども達の異年齢交流を促進し、子どものリーダー育成に取り組めます。	児童保育課
	○	①、②	子ども家庭支援センター運営 【再掲】	3歳までの子供とその保護者がゆったりくつろぐことができる、親子の遊び場を提供します。	子ども家庭支援センター
	○	②	児童館運営 【再掲】 ※予算事業名： 児童館管理運営	児童・生徒が放課後に安心して過ごすことができる居場所をつくるため、児童館を運営します。 また、小学校高学年の居場所や中高生専用の利用時間を設け、健全な育成を図ります。	児童保育課
			出前児童館活動 ※予算事業名： 児童館管理運営	公園や公共施設等を利用した幼児タイムや下町こども工房等の活動を展開し、子供達と遊びを楽しむと共に地域の方々と一緒に子育てに取り組んでいくことができる協力関係を築いていきます。	児童保育課
			子供参画の推進 ※予算事業名： 児童館管理運営	従来の指導員の指導による施設利用だけでなく、子ども会議の開催等により、子供達が意見や要望を出し合い、主体的に運営に関わり、事業を実施できるようにします。	児童保育課

基本目標4 子育て支援環境の充実を図る

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

【現状と課題】

近年、女性の就業率が高まり、働くことが一般化しているため、男性も女性も子育てをしながら仕事の責任を果たすことが出来るような環境整備が求められています。また、区では区内企業を中心にワーク・ライフ・バランスを推進するための取組みを行っていますが、引き続き、長時間労働の抑制やテレワーク活用等の働き方の柔軟化、休暇を取りやすい制度などさらなる働き方改革を進めていく必要があります。

平成30年度のニーズ調査では、「父親が平日に子供と過ごす時間が30分未満」という回答は、就学前児童保護者で25.3%、小学生保護者で30.1%となっています。また、子育てと仕事の両立を図るため、職場においてどのような制度や支援策に取り組んで欲しいかということに対して、「子供が病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度」が36.9%と最も多い結果となっています。

男性も女性も、より育児休暇や短時間勤務を取得しやすいように企業への環境整備を働きかけ、意識啓発の活動や支援事業の情報提供の継続が必要です。また、男性の積極的な育児参加を推進するための講座を開講するなどし、子育てに関する知識や理解を持ってもらい、子供と過ごす時間を持ってもらえるような取組みの充実も重要です。

【今後の取組み】

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等を認定し、その取組みを応援する「台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」をはじめとする取組みや国や都が実施している支援事業の情報提供や先進事例の紹介を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定を進めるため、経営セミナーを活用するなど、企業に対して計画に関する情報提供を実施します。

平成27年1月に施行した「東京都台東区男女平等推進基本条例」に基づき、男性も女性も相互の協力と社会の支援のもとに、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう取り組みます。また、父親向けの講座など男性の子育て力を高める取組みを進めます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組み ※予算事業名： ワーク・ライフ・バランス推進 利子及び信用保証料補助 企業・人材育成支援	ワーク・ライフ・バランスの推進に取組む企業に対し、①融資あっせん、②助成を行うことで、区内中小企業のワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。	人権・男女共同参画課 産業振興課
			区内企業等に対する意識啓発及び 情報提供 ※予算事業名： 男女共同参画の推進、 雇用・就業支援、 経営相談	区内の企業等が、仕事と家庭を両立しやすい雇用環境の整備に取り組めるよう、両立支援に関する制度や都の支援事業などの情報を提供します。	人権・男女共同参画課 子育て・若者支援課 産業振興課
			一般事業主行動計画策定の促進 ※予算事業名： 企業・人材育成支援	経営セミナー等を活用し、各種制度の案内等を行い、経営対策の一環として、行動計画の策定を促進します。	子育て・若者支援課 産業振興課
			男女平等参画	男女平等参画社会の実現に向け、講座などによる意識啓発をはじめとする取組みを推進します。	人権・男女共同参画課
			お父さんのための講座 ※予算事業名： 子ども家庭支援センター運営	父親を対象とし、子供との関わり方や遊び方等の講座を実施し、子育て力の向上、積極的な育児参加を推進します。	子ども家庭支援センター
		①	家庭教育学級 【再掲】 ※予算事業名： 家庭教育の振興	家庭教育力を一層高めるため、幼稚園・保育園・こども園・小・中学校に通園・通学する子どもの保護者を対象に、家庭教育学級を実施します。	生涯学習課

(2) 経済的負担の軽減

【現状と課題】

区では、多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、第3子の子供出生時、小・中学校入学時に祝品の贈呈を実施しております。

平成30年度のニーズ調査では、区の子育て支援として特に力を入れて欲しいものとして、就学前児童保護者で「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減して欲しい」という回答が27.4%、「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めて欲しい」という回答が22.6%となっています。どちらの項目についても、平成25年度の調査と比べて割合は減少していますが、引き続き、子育てに関する経済的支援が求められている結果となっています。また、小学生保護者においても、「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めてほしい」という回答が38.1%と上位に挙げられています。

このようなことから、子供の体調が心配な時にいつでも医療機関を受診できるよう、子供の医療費助成を継続することで、医療費の負担軽減を行うことが必要です。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給等についても継続して行っていく必要があります。

【今後の取組み】

子供の体調が心配な時にいつでも医療機関を受診できることは、子供の健全育成の基盤をなすものです。そこで、中学校3年生修了時までの子供を養育する保護者を対象に、その子供の医療費と入院時の食事代を助成し、医療費の負担軽減を引き続き行っていきます。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給をはじめ、引き続き多子世帯向けに、ライフステージの節目に祝品を贈呈します。

子育て世帯の負担軽減を主な目的とし、令和元年10月から、基本的な教育・保育施設の利用料が無償化されています。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
		④	子ども医療費助成	中学3年生修了時（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童の保険診療医療費の自己負担分を入院時の食事代も含め助成します。	子育て・若者支援課
			弱視等治療用眼鏡助成	9歳未満の児童を対象に健康保険の適用となった弱視等治療用眼鏡等の更新や修理にかかる費用の一部を助成します。	子育て・若者支援課
		④	児童手当	中学3年生修了時（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育する父または母などに手当を支給します。	子育て・若者支援課
		①、②、④	私立幼稚園保護者補助	私立幼稚園の保護者負担を軽減するため、区単独事業として補助金を支給します。	庶務課
		①、②、④	子育てのための施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化の一環として、保育の必要性の認定を受けた児童が、幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等を利用した際に要する費用を上限額の範囲内で支給します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園等については、上記に加え、在籍している児童が当該施設を利用した際に要する費用を上限額の範囲内で支給します。	庶務課 学務課 児童保育課
		④	にぎやか家庭応援プラン	第3子以降の児童について、ライフステージの節目となる出生、小・中学校入学時に祝品を贈呈します。	子育て・若者支援課

(3) 地域における子育て支援の充実

【現状と課題】

区では、子ども家庭支援センターにおいて、乳幼児とその保護者向けのあそびひろばの開設や親子遊びプログラム、18歳未満の子供に関する総合相談などの子育て支援事業を実施してきました。

平成30年度のニーズ調査においては、就学前児童保護者で「子ども家庭支援センター等を利用したことがない」と回答した人が、33.4%となっています。さらに年齢別にみると、0歳では「利用したことがない」が50.0%と最も多くなっています。

子育てをする人にとって、身近な地域の中で、乳幼児の親子が気軽に集まり、保護者同士の交流や子育ての悩みなどを相談できる場を提供することが重要です。子ども家庭支援センターの運営を継続し、地域の子育て支援の拠点として、より多くの人々がさらに利用しやすいよう子育てに関する様々な情報提供や、子育て支援事業を充実する必要があると考えています。

【今後の取組み】

今後も、子ども家庭支援センターが地域の子育て支援の拠点として、子育て中の保護者とその子供が安心して遊び、交流を通して仲間づくりができるよう、あそびひろばの環境整備に努め、多様なニーズに即した親子遊びプログラムを実施していきます。

また、乳幼児健康診査などの事業を通して子育て中の家庭の状況を把握し、家庭を支えていきます。さらに、子供・若者総合相談により子育て支援に関係する機関が連携し、各窓口等で受けた相談をより専門的な部署につなぎ、また、思春期や青年期にかけての相談などにも対応します。

親も子供とともに成長することで、家庭での教育の力や子育てする力が向上するよう、子育てに関する講習会を開催します。

さらに、地域で子育てを支援していくため、子育てサークル及び保育ボランティアの育成等にも取り組めます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
	○	①、②	子ども家庭支援センター運営	3歳までの子供とその保護者がゆったりくつろぐことができる親子の遊び場を提供します。 また、親子で楽しく遊べる行事を実施します。	子ども家庭支援センター
	○		親子遊びプログラム ※予算事業名： 子ども家庭支援センター運営	子ども家庭支援センターで子育て中の保護者とその子供を対象とした講座・講演会の開催や交流の場を提供します。	子ども家庭支援センター
			1歳のお誕生会 ※予算事業名： 子ども家庭支援センター運営	1歳になる子供を対象に子ども家庭支援センターでお誕生会を開催し、子供の成長がわかるよう足形をとります。	子ども家庭支援センター
	○	②	子育て総合相談 ※予算事業名： 子ども家庭支援センター運営、 要保護児童支援ネットワーク	0歳～18歳までの子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対して、専任の相談員が相談・援助を行います。また、子育てに関する情報の提供、援助の調整を行います。	子ども家庭支援センター
追加		②	子供・若者総合相談【再掲】	0歳～39歳までの子供・若者に関するあらゆる悩みや不安等に対する相談を受け、必要な相談を行います。	子育て・若者支援課
追加			松が谷福祉会館の再整備【再掲】	松が谷福祉会館における障害者自立支援センターの機能の充実に加え、子供に関する様々な相談に対応できる総合相談窓口や、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センターの設置、困難を有する若者を対象とした居場所づくりなど、令和6年度の開設に向けて再整備します。	子育て・若者支援課 障害福祉課
	○		児童館幼児タイム ※予算事業名：児童館管理運営	児童館で幼児を対象とした事業を開催します。	児童保育課
			子育てひろば ※予算事業名：保育所運営	区立保育園で保育士と一緒に遊んだり、子育てに関する相談に応じたりします。	児童保育課
		②	乳幼児健康診査【再掲】 ※予算事業名：母子健康診査	乳幼児の健康管理と健全な発達・育成を支援するため、乳幼児に対する健康診査を実施します。	保健サービス課

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
		①	乳幼児家庭教育学級 ※予算事業名：家庭教育の振興	家庭教育力を一層高めるため、乳幼児の保護者を対象に、乳幼児家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
		①	家庭教育学級 ※予算事業名：家庭教育の振興	家庭教育力を一層高めるため、幼稚園・保育園・こども園・小・中学校に通園・通学する子供の保護者を対象に、家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
		①	家庭教育支援者養成講座 ※予算事業名：家庭教育の振興	子育て中の保護者への声掛けや相談を行うなど、家庭教育を支援する人材を養成するための講座を実施します。	生涯学習課
追加			子育て地域サポーター	「子育て地域サポーター」としてボランティア活動に従事する人材を募り、子供達に対する学習支援のほか、地域で実施する子育て関連事業を支援します。	子育て・若者支援課
			伝えよう親と子のふれあい広場	子育て中の親子、これから親になる方、そして子育てを支える区民を対象に子守唄講習会を開催し、親と子の絆を深め、子育てを支える区民とのふれあいを通し、子育て家庭を地域全体で応援していくまちを目指します。	子ども家庭支援センター
			子育て自主サークル、ボランティア活動育成支援	子育てサークルや子育てに関連するボランティア活動の情報を提供し、地域の住民が活動に入りやすいよう支援します。保育ボランティア講座を開催します。	子ども家庭支援センター

(4) 子育てに関する情報提供と人のつながりの強化

【現状と課題】

子育てを地域全体で支援することが求められており、区では、心の教育啓発推進事業を中心として、学校を拠点とした挨拶運動や地区学習会等を開催し、地域、家庭、学校、関係機関が一体となって子供を育成してきました。

平成30年度のニーズ調査では、子育てに関する情報の入手手段として、就学前児童・小学生保護者のどちらも「隣近所の人、知人、友人」が最も多く、就学前児童保護者は75.3%、小学生保護者は74.6%となっています。また、次いで挙げられている入手手段は「インターネット（スマートフォン・携帯電話・SNS）」であり、就学前児童保護者は71.4%、小学生保護者は56.8%という結果となっています。地域には、子育て支援などに取り組む区民の自主的なグループのほか、PTAや商店街、町会など様々な社会資源があります。そういった資源をうまく活用し、安心して子育てが出来るよう、それらの人々が子育て支援に取り組み、子育てのネットワークを形成することが重要だとされています。さらに、区のホームページ等を活用し、情報を提供することも有効であると考えられます。

一方で、「情報の入手手段がわからない」と回答している人が、就学前児童保護者で1.8%、小学生保護者で2.4%となっています。さらに、「子供のことで気軽に相談できる人・場所がない・ない」と回答した人は、就学前児童保護者で7.3%、小学生保護者で10.4%となっています。こういった現状も考えながら、子育てに関する情報提供や相談窓口について、さらに周知していく必要があります。

【今後の取組み】

様々な子育て関連のサービスについて、ホームページの整備やインターネット、メールマガジンなど利用者のニーズにあった手段を活用して情報発信していきます。

保護者が必要な子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、相談を受け、情報提供などをする窓口を設けて支援していきます。

また、地域の身近な相談相手として、民生委員・児童委員、青少年委員などの活動を普及啓発し、青少年の健全な育成を地域とともにすすめます。

さらに、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校・園や地域、及び関係する諸機関の連携を推進します。各学校が教育の場で実施しているふれあい学習においては、地域の人材の活用を進め、様々な形で授業への協力を得ていきます。このような機会を通じて、児童・生徒の地域の一員としての自覚や地域を愛する感情を育成します。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			子育てメールマガジン ※予算事業名： たいとうメールマガジン	子育て中の保護者に、子育てに関するイベントや講座などの情報を配信します。	関係全課
			子育て情報誌の作成 ※予算事業名： 子育てアシスト	子育てをしている保護者の意見をひき取り、より利用しやすい子育て情報誌を作成します。	子育て・若者支援課
	○	②	子育てアシスト	多様な子育て支援の情報を提供するとともに、必要に応じて相談や助言、関係機関との連絡調整を行い、子育て支援サービスを円滑に利用できるよう支援します。	子育て・若者支援課
			民生委員・児童委員	地域の身近な相談相手として、民生委員・児童委員の活動を推進します。	福祉課
			青少年委員	各青少年活動の支援・協力や相談など、学校・地域と行政を結びパイプ役として活躍する、青少年委員の活動を推進していきます。	子育て・若者支援課
			青少年地区活動推進	区内11地区の青少年育成地区委員会が、青少年の健全育成活動のために実施する事業を支援し、地域の教育力を高めていきます。	子育て・若者支援課
追加		①	スクールソーシャルワーカー【再掲】	社会福祉に関する専門的な知識や技能を有する人材を、スクールソーシャルワーカーとして配置し、いじめや不登校、家庭の貧困や虐待など、子供が置かれた環境面における諸問題の解決を図ります。	教育支援館
			心の教育の推進	推進方針に基づき、家庭・地域・学校・関係機関が相互に連携しながら、心の教育を推進できるよう、啓発及び活動支援を図ります。	生涯学習課

基本目標5 子供が安心して安全に育つ環境をつくる

(1) 子供の権利擁護

【現状と課題】

すべての子供は、生命と人権が尊重され、健やかに成長する権利を持っています。

しかし、子供の安全や安心が脅かされたり、子供の自尊心が損なわれる扱いを受けたりする出来事も起こっています。子供を守り育てるべき保護者からの虐待は、子供の権利を侵害し、その後の成長や人格形成に深刻な影響を与えることとなります。子供の心身が安全に保たれ、権利が尊重されるための取組みを、子供に関わるすべての人とともに進めていく必要があります。

また、いじめは受けた子供の心に長く深い傷を残すものです。いじめは、どの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的にその未然防止に取り組み、速やかに解決する必要があります。

そこで区では、子供が意思表示する権利を尊重するほか、様々な悩み、問題を解決するため、子供の育成や子育てに関わる人に対する意識啓発に取り組んできました。

児童虐待もいじめも早期発見・早期対応が重要です。子供自身が一人で悩まず相談できるように、スクールカウンセラーの派遣や悩み、相談事を解決するための相談しやすい体制づくりをさらに強化し、周知に努めることが必要です。また、子供に関わるすべての人の意識啓発、理解の促進への取組みも継続、強化されることが重要です。

【今後の取組み】

児童虐待の早期発見と子供の心身の安全確保を図るため、子ども家庭支援センターでは、子供が児童虐待についての理解を深め、自分の身を守り、助けを求めることができるよう、児童を対象に、予防のための周知・啓発活動を行います。

学校におけるいじめの防止対策として、「いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、定期的ないじめ実態調査をはじめ、いじめ電話相談体制の確立と相談先連絡カードの配布、スクールカウンセラーの全校配置、スクールカウンセラーの活用等を引き続き行っています。また、スクールソーシャルワーカーは、子供が置かれた環境面に着目し、諸問題の解決を図ります。

ひきこもりや不登校への対応については、学校・保護者・地域・関係機関との連携により、学校生活への復帰や社会参加のための相談等、子供の自立に向けた支援に取り組んでいきます。

児童・生徒の指導体制のさらなる充実を図るとともに、教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上、学校と保護者が課題や対策を共有して一丸となって取り組む体制を強化していきます。

「児童の権利に関する条約」の考え方にに基づき、子供や子育てに関わるすべての人に対して、子供の権利を尊重するための意識啓発を行います。

また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活に困窮している家庭に対して、子供の学習に関する相談や助言などの支援を行い、さらに、子供の貧困問題に関する教職員の理解の促進に努めます。

さらに、個人の性的指向や性自認は人それぞれ多様であり、尊重されるべきであると

ということについての理解を促進するために、学校園をはじめとする教職員や区職員に対して研修等を実施します。また、保護者や子供から性的指向や性自認に関する配慮の申し出があった場合は、学校と保護者とが緊密に連携を図りながら、子供の状況に応じた適切な支援を行います。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			24時間受付電話 ※予算事業名： 要保護児童支援ネットワーク	24時間電話を設置し、休日夜間問わず、緊急な児童虐待通報や子供からの相談に対応します。	子ども家庭支援センター
		①	スクールカウンセラー【再掲】	区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の不登校やいじめ、しつけや心の問題などの教育相談に対応します。	指導課
追加		①	スクールソーシャルワーカー【再掲】	社会福祉に関する専門的な知識や技能を有する人材を、スクールソーシャルワーカーとして配置し、いじめや不登校、家庭の貧困や虐待など、子供が置かれた環境面における諸問題の解決を図ります。	教育支援館
			若者育成支援推進【再掲】	社会生活を円滑に行う上での困難を有する若者などの問題を解決するため、普及啓発事業や相談窓口を設置し、若者などへの相談・支援を行います。	子育て・若者支援課
			子供の育成に関わる職員に対する意識啓発	教育・保育施設等子供に関わる職員に対して、子どもの権利擁護に関する、人権尊重の意識啓発を行います。	関係全課
			子育てに関わるすべての人に対する意識啓発	教育・保育施設、PTA、町会等を通じて、子供や子育てに関わるすべての人に対して、子どもの権利擁護に関する、人権尊重の意識啓発を行います。	関係全課
追加		①	子供の貧困問題に関する教職員の理解増進	校長会等で子供の貧困問題に関する啓発を行い、教職員まで周知・伝達していきます。	子育て・若者支援課 指導課
追加			人権教育研修会	人権尊重教育推進校校長会、人権尊重教育推進校研究担当者会、人権教育研修会、全国人権・同和教育研究大会、全国研究集会などの、区立幼稚園・こども園・小学校・中学校の教員を対象とした研修会や先進地域視察を通して、教員の人権意識の向上を図ります。あわせて、生命の尊さと自他の生命を尊重する指導の改善のために、校内研究を工夫します。	指導課

(2) 児童虐待の防止

【現状と課題】

重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待対策は社会で取り組むべき大きな課題となっています。また、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けています。区においても、要保護児童に関する相談件数は増加傾向にあります。

区では、「要保護児童支援ネットワーク」を設置し、関係機関との協力・連携のもと、養育が困難な家庭等の支援を行い、子供たちの安全の確保と健全な育成に努めてきました。

しかしながら、依然として児童虐待は増加傾向にあります。子供の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の防止に向けて、相談窓口の周知、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて支援体制のさらなる充実、関係機関の連携強化が求められています。

【今後の取組み】

子ども家庭支援センターの機能強化を図るとともに、東京都をはじめとする関係機関との連携を強化し、要保護児童支援ネットワークの充実や相談事業の充実に努めます。

また、児童虐待を未然に防ぐ、あるいは早期に対応するために、妊娠期の面接や出産直後から家庭訪問を行い、必要に応じて助言や指導を行うことにより虐待予防を図ってまいります。

さらに、オレンジリボンキャンペーンをはじめとする啓発活動をすすめ、社会全体で子供を支えていくための意識づくりを進めます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
追加			子ども家庭支援センターの機能強化	児童虐待防止体制を強化するため、子ども家庭支援センターの職員体制の充実や専門相談員の人材育成、相談環境を整備します。また、養育を支援することが特に必要な家庭を対象として、ショートステイを実施します。さらに、児童相談所の設置について検討します。	子ども家庭支援センター
追加			虐待予防の推進	児童虐待を未然に防止するため、児童や保護者を対象に児童虐待についての理解を深め、予防のための周知・啓発活動を行います。	子ども家庭支援センター
		①、②	要保護児童支援ネットワーク	台東区要保護児童支援ネットワークにおける関係機関などの緊密な連携や見守り、保護者の養育力を高めるための取組みにより、児童虐待や不登校、非行、養育が困難な家庭などの要保護児童及びその保護者を支援します。	子ども家庭支援センター
	○	②	養育支援訪問 ※予算事業名：育児支援ヘルパー	養育支援が必要な家庭に対して、家事援助や専門相談員等による助言指導を訪問により実施します。	子ども家庭支援センター
	○	②	乳児家庭全戸訪問 【再掲】	保健師及び助産師が、生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭を訪問し、相談や地域における子育て情報の提供を行います。	保健サービス課
			オレンジリボンキャンペーン ※予算事業名：要保護児童支援ネットワーク	児童虐待防止、要保護児童等に関する啓発活動を実施します。	子ども家庭支援センター
			里親啓発 ※予算事業名：要保護児童支援ネットワーク	里親制度に関する情報の提供、養育体験発表会等講座を開催し、制度の推進に取り組んでいます。	子ども家庭支援センター

(3) 交通安全・防犯・災害対策の強化

【現状と課題】

児童生徒が巻き込まれる交通事故の発生件数は全国的に減少傾向にあります。一方で、区では、小中学校における自転車安全利用の講習会等、警察署と連携した交通安全の啓発活動や登下校時の見守りに取り組んでいます。平成 28 年度以降の区の交通事故発生件数は増加傾向にあります。

防犯活動については、町会等の防犯パトロールや青色回転灯付パトロール車による巡回など、学校・地域・警察・区等が連携をした活動に取り組んできました。安全安心飛脚便により、子供に関する事件や不審者情報などの情報提供も行っています。

平成 30 年度のニーズ調査では、災害時の集合場所を決めている人は 5 割程度で、連絡方法を決めているという人は 4 割前後となっています。地震発生後の避難場所については、「学校にいるとき」に比べ、「家にいるとき」の避難場所を「知らない」と回答した児童生徒の割合が多い結果となっています。このことから区では、各自が自宅在宅中に災害が発生した場合に備え、家族と災害発生後の行動等を話し合う機会を持てるように防災教育を実施することが必要です。特に、中学生及び高校生相当年齢者は、災害に関する情報を得る手段として「テレビなどのニュース」に次いで、「学校の授業」、「学校の避難訓練」が多いため学校（授業）を通して、災害対策を学ぶことが効果的であると考えます。

また、子供が犯罪に巻き込まれる事例も依然発生しており、特に近年は、SNS 等を利用した犯罪により子供が被害者となるケースも増加しています。区ではこれまでも区立小中学校において、SNS 等の利用に関し、適切な使用ができるようルール作りなどの周知を図ってきました。

ニーズ調査では、「自分で使える携帯電話またはパソコンを持っている」と回答した人は、中学生では 87.7%、高校生相当年齢者では 97.7%となっています。平成 25 年度の調査と比較し、割合がどちらも高くなっているため、子供がインターネット等を適切に使用できるようにしていくことが重要です。

【今後の取組み】

子供が交通事故にあわないよう、警察をはじめ学校や地域全体で連携し、子供の安全を守る取組みの強化をすすめていきます。引き続き、児童の登下校時には、学校安全ボランティアにより通学路のパトロールや見守り活動を実施します。また、交通事故の中でも自転車が関与する事故の割合が高いことから、自転車の安全利用に関する取組みを推進していきます。幼児を対象とした自転車用ヘルメットの無償配付により、ヘルメット着用の普及を促進します。

子供を犯罪から守るため、今後も地域と連携し、見守り活動を充実させていきます。たいとう安全安心パトロール協力隊やこども 110 番の登録数が増えるよう啓発活動などに取り組んでいきます。また、区内 4 警察署と連携・協力し、地域の防犯パトロールを支援するとともに、町会・商店街による街頭防犯カメラの設置や維持管理を支援していきます。引き続き、たいとう安全安心飛脚便を利用した犯罪・防犯情報の提供を行っていきます。さらに、子供たちが利用する公園や通学路に防犯カメラを設置するととも

に、遊器具等の保守点検や樹木の剪定による見通しの確保により、公園や児童遊園などの安全確保に努め、子供たちの安全安心の充実を図っていきます。

幼稚園、小学校、中学校等で防災教育や出前講座を行うことで、子供の防災への意識を高めていきます。さらに、子供がインターネットや SNS 等による犯罪に巻き込まれないよう取組みを進めます。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			交通安全対策	交通事故防止に向けて、関係機関と連携し、安全教育や啓発活動をさらに充実させるとともに、交通安全教育冊子及び物品の配布をします。	交通対策課
			交通安全教具支給	区立小学校入学児童全員にランドセルカバーを支給します。	学務課
			幼児の安全ヘルメット	転倒などによる幼児の頭部の怪我を予防するため、2歳児を対象に幼児用ヘルメットを無償配付し、あわせて防犯に関する啓発物を配付します。	生活安全推進課
			地域防犯活動支援	地域の自主防犯活動を促進するため、防犯パトロール用品の貸与やリーダー育成などを行い地域活動を支援します。 また、区内を巡回して業務を行う事業者に、本来業務とあわせて防犯パトロールを実施いただき、地域と区、区内4警察署が連携・協力して安全で安心なまちづくりの実現に寄与します。	生活安全推進課
			「子供の安全」巡回パトロール	子供の安全を見守り、地域の犯罪抑止を図るため、区内の巡回パトロールを毎日実施します。	生活安全推進課
			職員による安全・安心パトロール ※予算事業なし	区職員が使用する庁用車、庁用自転車に「安全・安心パトロール」の表示をして、広く防犯意識の高揚と啓発を図ります。	生活安全推進課
			学校安全ボランティア ※予算事業なし	各小学校単位で保護者や町会などの地域住民が児童の登下校時の安全確保を図るためボランティアで通学路のパトロールや見守り活動を実施します。	庶務課
			子ども安全の日	毎月第3水曜日を「子ども安全の日」として全校一斉下校を実施します。(小学生は集団下校)	指導課
			「こんにちはタイム」、 「夕焼けタイム」の放送 ※予算事業名：生活安全啓発	下校時に防災行政無線を活用して、区民に対して地域の見守りを呼びかける放送を行うことで、子供の安全に関する意識啓発と通学路の安全確保を図ります。	生活安全推進課

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			通学路防犯設備維持管理	区立小学校の通学路に設置した防犯カメラを維持管理することにより、学校と地域などが連携して行う登下校時の見守り活動を補完し、通学路における児童の安全をより一層確保します。	学務課
			子供の安心対策	子ども110番ステッカーを作成し、通学路の協力者宅等に貼り、子供が身の危険を感じた場合に助けを求められることができる緊急避難場所を設置しています。	学務課
			防犯ブザーの貸与	区内の私立中学校に在学の方、または区内在住で、区外の小・中学校に在学の方を対象に、登下校中の安全を確保するため、希望者に防犯ブザーを貸与します。	総務課 庶務課
			防犯設備設置助成	町会や商店街などの地域団体が、防犯活動を補完するために防犯カメラなどの設備を設置する場合に費用の一部を助成します。 また、設置した防犯カメラが適切に管理運営できるように、防犯カメラを設置した町会・商店街に対して、保守点検費等の維持管理経費を助成します。	生活安全推進課
			生活安全啓発	生活安全対策の推進と区民等の防犯意識の高揚・啓発を図るため、生活安全推進協議会の運営や「生活安全のつどい」の開催、「生活安全ニュース」や「台東区の生活安全」等を発行します。	生活安全推進課
			安全・安心電子飛脚便 ※予算事業名： たいとうメールマガジン	子供に関わる事件や不審情報等地域の安全安心に関する情報を電子メール・Twitter等で登録した区民等に配信し、防犯意識を高めます。	生活安全推進課
			情報モラルの指導 ※予算事業なし	子供がインターネット等を利用する際の、マナー、モラルを身に付け、正しく利用できるようにします。	指導課
			飲酒や喫煙・薬物など有害環境への接触の防止活動への支援 ※予算事業なし	有害環境に対する正しい知識と恐ろしさを生徒が認識するとともに、生徒が接触しないよう防止を図っていきます。	指導課
追加			安全教育	地震や火災等の災害時、不審者に遭遇して危険な状況にある時、交差点の横断や自転車での走行など路上での安全を確保しなければならない時など、危険を予測し回避する能力を養います。	指導課
追加			防災行動力の向上	子供に対する防災意識の啓発及び防災行動力の向上を図るため、小中学校、高等学校及び幼稚園・保育園・こども園において防災普及指導員による防災出前講座や防災訓練時の指導・起震車体験を実施します。	危機・災害対策課

(4) 子育て世帯の生活を支える住環境の整備

【現状と課題】

平成 27 年の区の核家族世帯の割合（国勢調査）は、94.2%となっており、核家族化が進行している状況です。核家族は、その他の世帯に比べ、親族や地域から子育てに対する支援や協力を得られず、孤立してしまう傾向があります。そのため、子育て世帯が祖父母等の親族の助けを得やすい環境づくりや地域とのつながりを持ちやすくすることも重要です。

これまで区では、子育て世帯へ向けた居住環境の整備、歩道の整備やバリアフリー化の推進に取り組み、子育て世帯が安全で安心して豊かな生活が送れるよう、生活環境の構築を行ってきました。

引き続き、子育て世帯をはじめとする、誰もが暮らしやすい住環境を実現するために、それぞれの状況に対応した住環境の整備を進めていく必要があります。

【今後の取組み】

子育て世帯が、それぞれのニーズに合った住宅に安心して居住できるよう支援していきます。

住居内で子供が安全に過ごすための室内環境等のアドバイスや住宅リフォームを支援することで、安全で安心して子育てができる居住環境づくりを支援します。また、多世代同居により子育て世帯の定住を促進し、安定した子育てができる三世帯同居に対する支援も引き続き行います。

ひとり親世帯が、保証人がみつからず、民間アパート等に入居することが難しい場合に、家賃債務保証等による民間賃貸住宅への入居支援を行います。また、自己都合や責任によらず賃貸住居からの転居を余儀なくされた際、次の住まい確保のための支援を行います。

区のバリアフリー基本構想の実現に向けて、区民や事業者等と連携して、鉄道駅施設等の改修をはじめとした移動の円滑化を推進していきます。大勢の人が利用する「特定建築物」で、ベビーカーが円滑に移動できる昇降機の設置やおむつ替えなどができる多機能トイレの整備などを進めます。

また、イベント等開催時には、授乳やおむつ替えができる移動式テントの貸出しを行います。

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			快適室内環境づくり	室内環境診断やダニなどの検査を行い、健康で快適な住まい方の指導を行います。	生活衛生課
			子育て世帯住宅リフォーム支援	小学生以下の子供がいる子育て世帯に対し、住居内の転落防止用手すりやドアストッパーの設置などのリフォーム工事にかかる費用の一部を助成し、安全・安心な住まいづくりを促進します。	住宅課
			マンション修繕支援	分譲マンションの管理組合や賃貸マンション個人オーナーに対し、マンション共用部分における段差解消、手すりの設置など、バリアフリー改修工事に係る工事費の一部を助成し、良好な住宅ストックの確保を図ります。	住宅課
			三世帯住宅助成 ※予算事業名： 住まいの共同化と安心建替え支援	一定規模以上の空地を確保し、三世帯が同居する住宅を建築する場合に費用の一部を助成します。	住宅課
		②	ひとり親家庭住み替え居住支援 ※予算事業名： 高齢者等住み替え居住支援	住宅確保要配慮者（ひとり親世帯）が民間賃貸住宅を自己の都合や責任によらない理由で立ち退いて、区内の別の民間賃貸住宅に転居する際にかかる費用の一部を助成し、住宅セーフティネットの構築及び地域における継続居住の促進を図ります。	住宅課
		②	ひとり親家庭家賃等債務保証【再掲】 ※予算事業名： 高齢者等家賃等債務保証	区と協定を結んだ民間保証会社が、保証人の代わりに家賃等の債務保証を行う際に、ひとり親世帯がその民間保証会社に支払う保証料の一部を助成します。	住宅課
			バリアフリーの推進	バリアフリー協議会（関係事業者、区民、高齢者、障害者などで構成）の検討を経て策定した基本構想に基づき、各事業者による特定事業計画の事業を実施することにより、重点整備地区内のバリアフリー化を促進していきます。	計画調整課
			鉄道駅総合バリアフリー推進事業助成	鉄道事業者が行う鉄道駅におけるエレベーター等の整備事業に対し、その経費の一部を補助し、福祉のまちづくりを推進します。	計画調整課

※「子ども・子育て」：子ども・子育て支援事業計画関連事業

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	子ども・子育て	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
			安全・安心な道づくり	すべての利用者が安全かつ快適に道路を通行できるよう、歩道の整備やバリアフリー化を推進します。	土木課
			さわやかトイレ整備	区民や来街者など、だれでも、どこでも、安心して利用できるよう、「さわやかトイレ整備方針」に基づき、公園トイレを整備します。	公園課
			福祉のまちづくり推進 ※予算事業名： 福祉のまちづくり整備助成、 福祉のまちづくり推進	診療所や薬局などのバリアフリー化工事に対する助成を行います。また、高齢者・障害者疑似体験の実施や啓発用パンフレットの作成・配布により、ユニバーサルデザインの理念に基づく心のバリアフリーの普及・啓発を行います。	福祉課
			心のバリアフリー教育の実施 ※予算事業名： 人権教育	車椅子やベビーカーなどによる 体験的な学習を導入するとともに、学校・幼稚園で推進する人権教育についての指導・助言と人権教育に関する研修会を実施します。	指導課
			授乳・おむつ替え用テント等貸出 ※予算事業名： 子育て・若者支援課管理運営	乳幼児を連れた保護者が安心して催事に参加できる環境づくりを 推進するため、区内催事に授乳やおむつ替えができるテント等を 貸出します。	子育て・若者支援課

基本目標 6 配慮を要する子供や家庭への支援の充実を図る

(1) ひとり親家庭等への支援

【現状と課題】

国勢調査によると、区のひとり親家庭の母子世帯数は増加傾向、父子世帯数は減少傾向にあり、平成 27 年の区の母子世帯数は 824 世帯、父子世帯数は 61 世帯となっています。また、区の児童扶養手当受給者数は減少傾向にあります。

ひとり親家庭については、所得や就業等に困難を抱えるケースが多いため、問題解決に向けた各種相談事業などの支援や経済的支援とともに、安定した就労に向けた支援など、自立を支える取組みが必要です。

これまで区では、ひとり親家庭のための医療費の助成や手当の支給、就労支援といった取組みを行ってきました。医療費の助成や手当の支給など経済的支援の他にも、悩みや不安等を相談できる相談事業も重要です。経済的支援だけにとどまらず、今後の自立を促進するための資格取得や職業訓練に向けた支援の実施・充実も必要とされます。

【今後の取組み】

児童扶養手当などの支給やひとり親家庭等医療費助成により、経済的に困窮する家庭の負担軽減に努めます。また、ひとり親家庭ホームヘルプサービスをはじめとする、ひとり親向けの各種生活支援サービスを推進します。さらに、経済的自立を促進するため、資格取得や職業訓練に向けた支援を実施します。

職場・家庭・近所など、身近な人間関係のことや、結婚や離婚、相続のことなど、様々な悩みに対してカウンセラーや弁護士が相談に応じる支援も実施していきます。

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
	④	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する父、母又は養育者とその児童にかかる保険診療医療費の自己負担分の全部又は一部を助成します。	子育て・若者支援課
	④	児童育成手当	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童に障害がある場合は20歳未満まで）を養育する父、母又は養育者に手当を支給します。	子育て・若者支援課
	④	児童扶養手当	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）を養育する父、母又は養育者に手当を支給します。	子育て・若者支援課
追加	①	奨学給付金【再掲】	経済的事由により児童を高等学校などに進学させることが困難な保護者に対し、高等学校などにおける教育に係る経費の一部に充てるための奨学金を支給します。	子育て・若者支援課
	②	母子生活支援施設管理運営	児童の養育が十分にできない場合に居室の提供（入所）及び母子支援員による生活援助を行いながら、抱えている諸問題の解決を図ります。 また、関係機関と連携して地域で生活することを目指して様々な支援を行います。	子育て・若者支援課
追加	②	母子福祉協議会助成	台東区母子寡婦福祉協議会の会員相互の生活向上と福祉増進を図り、母子家庭に対する自立促進の指導を行なう会の目的に対し、補助金を助成します。	子育て・若者支援課
	②	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、必要な援助を行います。	子育て・若者支援課
	②	ひとり親家庭レクリエーション ※予算事業名： 交通遺児家庭等レクリエーション	台東区母子寡婦福祉協議会と共催で、交通遺児家庭等ひとり親家庭を無料招待し、関東近辺のレジャー施設等にバスで日帰りのレクリエーションを開催します。	子育て・若者支援課

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
	①、②、④	母子及び父子福祉資金貸付事務	母子及び父子家庭の経済的自立と安定した生活を維持するために、生活資金、修学資金、就学支度資金等の貸付けを行います。	子育て・若者支援課
	③	自立支援教育訓練給付	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者（同水準の所得の者を含む）に対し、雇用保険制度に基づく教育訓練給付の指定講座等にかかる費用の一部を訓練給付金として支給します。	子育て・若者支援課
	③	高等職業訓練促進	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者（同水準の所得の者を含む）に対し、就業にむけた国家資格を取得する場合、修業訓練中の一定期間及び修了後に給付金を支給し、生活の負担軽減と自立の促進を図ります。	子育て・若者支援課
	②、③、④	自立支援プログラム策定	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者（同水準の所得の者を含む）に対し、自立支援プログラム策定員によるカウンセリング、プログラム策定、ハローワーク等関係機関との連絡調整、面接指導等を行い、自立及び就労を支援します。	子育て・若者支援課
追加	③	高等学校卒業程度認定取得支援	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者（同水準の所得の者を含む）又はその児童（20歳未満）が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給します。	子育て・若者支援課
	②	ひとり親家庭家賃等債務保証 ※予算事業名： 高齢者等家賃等債務保証	区と協定を結んだ民間保証会社が、保証人の代わりに家賃等の債務保証を行う際に、ひとり親世帯がその民間保証会社に支払う保証料の一部を助成します。	住宅課
	②	母子家庭への相談支援 ※予算事業名：母子福祉	配偶者のいない女子で児童を扶養中の母子家庭を対象に、児童の健全育成、健康的、文化的生活の維持のために相談に応じます。	保護課
追加	②	はばたき21相談室	生きづらさを抱えている方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を行い問題解決へのアドバイスをを行います。	人権・男女共同参画課

(2) 支援が必要な子供を養育している家庭への支援

【現状と課題】

障害のある子供やその家庭のニーズに応えるために、「台東区障害福祉計画」に沿ったサービスを提供しています。また、心身の発達に心配のある子供及び障害のある子供への早期支援（療育）や保護者への相談支援を行うとともに、幼稚園や保育園等への専門職員の巡回訪問による職員の対応力の向上、関係機関相互の連携の強化や情報の共有化を図り、個々の発達に応じた相談等を実施しています。障害のある子供やその保護者を総合的に支援するため、関係機関、とりわけ保健所・松が谷福祉会館・子ども家庭支援センターなどと幼稚園・保育園・学校等との連携をさらに強化していく必要があります。

また、発達障害の認知度の高まりと共に療育のニーズも増加しており、支援体制の充実を図る必要があります。

【今後の取組み】

障害のある子供やその家庭のニーズに応えるために、引き続き関係機関が連携し、「台東区障害福祉計画」に沿ったサービス提供に努めるとともに、相談窓口の機能強化や家庭支援を推進します。

また、松が谷福祉会館の令和6年度開設を目途に、こども療育室を児童発達支援センターとして整備し、地域の中核的な療育支援施設として機能強化を図るとともに、障害者自立支援センターの機能の充実についても検討します。

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
	④	特別児童扶養手当	20歳未満の障害児(者)を養育している方に手当を支給します。	子育て・若者支援課
追加	④	児童育成手当【再掲】	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童に障害がある場合は20歳未満まで)を養育する父、母又は養育者に手当を支給します。	子育て・若者支援課
		障害者移動支援 ※予算事業名： 障害者移動支援、 精神障害者障害福祉サービス、 難病患者等支援	屋外での移動が困難な障害者にガイドヘルパーを派遣し、地域における自立生活及び社会参加を支援します。	障害福祉課 保健予防課
追加		重症心身障害児(者)等在宅レスパイト	重症心身障害児(者)に対し、訪問看護師を派遣し一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ることにより、重症心身障害児(者)等の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
追加		身体障害児(者)の医療的ケア支援	医療的ケアの必要な利用者を受け入れる区内の短期入所事業者に対し、看護師を配置するための費用を助成することにより、医療的ケアを必要とする障害児(者)に対する支援を充実し、家族の介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課
		心身障害児(者)ヘルパー養成	移動支援のサービスの担い手となるガイドヘルパーを確保するため、養成研修を実施します。	障害福祉課
		障害児通学支援	保護者の就労や疾病などの理由により、単独での通学が困難な障害児の登下校時などの送迎を支援することにより、障害児の安全の確保や保護者の負担軽減を図ります。	障害福祉課
		心身障害者日中一時支援	障害児等を一時的に預かり、日中における活動の場を提供することにより、見守り及び社会参加に適應するための訓練等を行う一般型その他、高校生のみを対象とした放課後支援型及び高校生以上で医療的ケアが必要な方を対象とした医療的ケア支援型を実施します。	障害福祉課
		心身障害児(者)医療費助成	心身障害児(者)が病院、診療所等で診断を受けたとき、窓口で支払う健康保険の自己負担分の全部又は一部を助成します。 対象者には申請により受給者証を発行します。	障害福祉課
		障害児福祉手当 ※予算事業名： 特別障害者等福祉手当	常時介護が必要な20歳未満の重度障害児(者)に対し、その重度の障害によって生じる負担を軽減するために手当を支給します。	障害福祉課

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
		重度心身障害者手当	常時複雑な介護が必要な65歳未満の最重度障害児（者）に対し、その重度の障害によって生じる負担を軽減するために手当を支給します。	障害福祉課
		難病患者福祉手当	65歳未満の難病患者に対して生活の安定を図るために手当を支給します。	障害福祉課
		身体障害児（者）補装具	身体障害児（者）の日常生活等を容易なものにするため車いすや義手、義足等の補装具を交付します。	障害福祉課
		心身障害者日常生活用具給付	心身障害児（者）の日常生活を容易なものとするため特殊寝台や便器等の日常生活用具等を給付します。	障害福祉課
		心身障害児（者）緊急一時保護	在宅で4歳以上65歳未満の心身障害児（者）を介護している保護者又は家族が疾病などにより、家庭での介護が困難となった場合に、心身障害児（者）を一時的に保護し、地域生活を支援します。	障害福祉課
		ホームヘルパーの派遣 ※予算事業名： 障害福祉サービス、 精神障害者障害福祉サービス 難病患者等支援	日常生活を営むのに支障がある障害児（者）の家庭に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護等の必要な日常生活支援を行います。	障害福祉課 保健予防課
		福祉タクシー及び自動車燃料費助成	重度障害児（者）で、歩行困難な肢体不自由者又は障害の程度が重い ため、日常生活上支障がある方の利便を図るもので、指定の タクシーに 乗車する場合、1か月あたり3,500円相当額分の福祉タクシー利用券を交付 します。 また、本人又は生計を一にする者が、自動車を所有し、主に心身障害 者のために利用する自家用乗用車の燃料費を助成します。（福祉タク シー利用券の受給者は除く。）	障害福祉課
		リフト付福祉タクシー	福祉タクシーの受給者資格に該当し、車いす又は寝台使用の方が、そ のまま乗車できるリフト付きタクシーを運行しています。あらかじめ 登録し、利用日を所定のタクシー会社に直接予約することで、普通タク シーの料金で利用できます。	障害福祉課
		生活訓練所	心身障害児（者）を対象に宿泊訓練等の事業を実施している施設を支 援し、心身障害児（者）の地域社会での自立生活の促進を目指しま す。	障害福祉課
		心身障害者通所訓練助成	心身障害児を対象に、日常生活上の基本動作等の指導及び集団生活へ の適応訓練等の事業を実施する施設を支援し、心身障害児の自立生活 の促進を目指します。	障害福祉課

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
追加		松が谷福祉会館の再整備	松が谷福祉会館における障害者自立支援センターの機能の充実に加え、子供に関する様々な相談に対応できる総合相談窓口や、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センターの設置、困難を有する若者を対象とした居場所づくりなど、令和6年度の開設に向けて再整備します。	子育て・若者支援課 障害福祉課
		こども療育	発達に何らかの心配のある子供の保護者や関係者からの相談に応じ、助言・指導を行います。また、発達障害児への支援体制を強化します。	障害福祉課
追加		医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置・運営	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。	障害福祉課
追加		精神障害者障害福祉サービス	精神障害児（者）が地域生活を行うにあたり必要なサービスを提供することで障害者の自立と社会復帰の促進を図るとともに、障害児（者）の家族の福祉の向上を図る	保健予防課
		発達相談	発育の心配や発達の遅れがある子供の早期発見や相談を目的に、グループワークや個別のアドバイスを実施します。また、必要時には専門の療育機関に紹介します。	保健サービス課

(3) 生活の基礎を支えるための支援

【現状と課題】

子供・若者の状況として、平成28年国民生活基礎調査によると、これまで全国の子供の貧困率は上昇傾向にありましたが、平成27年に減少し、13.9%となっています。平成30年度のニーズ調査では、世帯収入の状況を見ると、父親の昨年1年間（2017年1月～12月）の収入合計（税込）は、「900万円以上」という回答が19.6%と最も多い結果となっています。また、母親の昨年1年間（2017年1月～12月）の収入合計（税込）は「100万円未満」が26.8%と最も多くなっています。この結果から、世帯収入は父親の収入が多く、家計を支えている状況であると考えられます。さらに、家庭の生活状況について現在の暮らしの状況は「普通」と回答している人が51.0%と最も多く、一方で「普通」に次いで「やや苦しい」が20.5%となっており、生活状況が苦しいという家庭も多い結果となっています。

これまで区では、生活の基礎を支えるための支援の1つとして、教育の支援等を行ってきました。小・中学校の児童・生徒の給食費や学用品費等の学校で必要な支払いが困難な家庭への就学援助や生活に困窮している家庭に対して学習支援員を派遣し、子供の学習に関する相談などの学習支援を行ってきました。

子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが必要です。

【今後の取組み】

教育の支援という点から経済的負担の軽減や学習支援の充実への取組みを行っていくことが必要です。経済的理由で就学が困難な家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等への入学金等の経費の一部に充てるための奨学給付金を支給します。また、子供育成のための生活の支援や生活保護受給者・生活困窮者への自立支援、雇用・就業支援といった取組みも行っていきます。

子供の心と身体の健全な発達のためには、幼児期における基本的な生活リズムの獲得が重要です。そのため、適切な幼児教育が受けられるよう、就学援助や教材費補助等の各種支援サービスを推進します。また、親の就労や家庭事情等により、孤立しがちな子供や家庭の支援のため、子供食堂における食事提供等の地域活動を担う団体に対し、経費の一部を支援していくとともに、引き続き、生活に困窮している家庭に対して学習支援員を派遣し、子供の学習に関する相談などの学習支援を行っていきます。

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
追加	①	奨学給付金	経済的事由により児童を高等学校などに進学させることが困難な保護者に対し、高等学校などにおける教育に係る経費の一部に充てるための奨学金を支給します。	子育て・若者支援課
追加	①	幼稚園・保育園・こども園等教材費等補助	幼稚園及び保育所、こども園に通う子供の保護者が支払うべき教材費・行事費など教育・保育に必要な費用について、支払が経済的に困難な保護者に対し、その費用の全部または一部を助成します。	庶務課 学務課 児童保育課
	①	就学援助	小・中学校の児童・生徒の給食費や学用品費など学校に必要な費用の支払いが経済的理由により困難な保護者に対してその費用の一部を援助します。	学務課
追加	①	進学支援貸付事務	中学3年生又は高校3年生（又はこれに準じる方）を養育していて、一定の要件を満たす世帯を対象に、学習塾等受講や高校・大学受験に必要な資金の貸付を行います。 ※区は、貸付、償還免除及び償還猶予に関わる申請の受付及び相談業務を台東区社会福祉協議会に委託し、貸付決定は東京都社会福祉協議会が行います。	福祉課
追加	①、②	子供育成活動支援	子供が気軽に立ち寄れる地域の居場所を創設し、学習支援、食事提供等の包括的な子供育成活動を行う団体に対し、経費の一部を支援することにより、地域における子供及び家庭を支援する環境を整備します。	子育て・若者支援課
追加	②、③	生活保護受給者・生活困窮者の自立促進	生活保護受給者、生活困窮者に対して、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた就労支援や生活支援を行い、自立を支援します。また、生活リズムが崩れているなど、就労に向け準備が必要な方を対象として、各種セミナーや就労体験などの「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に向けて日常生活習慣の形成への支援を行います。	保護課
	②、③	就業情報の提供（雇用・就業支援） ※予算事業名：家内副業相談、雇用・就業支援	内職を希望する者に対し、内職の相談に応ずるとともに、条件にあった仕事のあっ旋を行います。 また、就職を目指している、もしくは就職に不安のある若者等に対して、今後の就職活動や人生設計の一助となるようなセミナーを実施しています。	産業振興課
	①	学習支援	生活に困窮している家庭に対して学習支援員を派遣し、子供の学習に関する相談や助言などの支援を行います。	保護課
追加		子育て地域サポーター【再掲】	「子育て地域サポーター」としてボランティア活動に従事する人材を募り、子供達に対する学習支援のほか、地域で実施する子育て関連事業を支援します。	子育て・若者支援課

(4) 外国人の子供とその家族への支援

【現状と課題】

台東区には 15,319 人の外国人が住んでいます（平成 31 年 4 月 1 日現在）。平成 26 年 4 月 1 日時点では、12,712 人となっており、5 年前と比べて増加しています。外国人が子供を育てていく上で、言語や生活習慣の違いにより支障をきたす場合もあります。そのため、区では外国語に対応した相談や行政情報の提供を行ってきました。

日本語を母語としない保護者とその子供に対し、生活に必要な情報提供を行い、あるいは相談に応じることで、子育てが円滑に進められるよう支援を行うことが必要です。また、日本語習得のための支援等についても、取り組むことが求められています。

【今後の取組み】

日本語教室の開催や日本語指導講師の派遣、外国人相談の実施等により、日本語を母語としない保護者やその子供に対して、子育てが円滑に進められるよう支援を行います。また、多言語情報紙や生活便利帳などを活用し、外国人向けに生活に必要な情報提供を行います。

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
		外国人相談	タブレット端末を活用した通訳と外国人通訳による総合相談を行います。	くらしの相談課
追加		外国人とのコミュニケーションのための日本語講座 ※予算事業名：在住外国人支援	外国人と日本語でコミュニケーションを取るための「やさしい日本語」や、外国人に対する日本語学習支援の方法等を学ぶ講座を開催します。	区民課
追加		日本語指導講師派遣	学校園における生活を送るうえで必要となる基礎的な日本語の習得を目的として、外国から新たに編入し日本語の理解が十分でない幼児・児童・生徒を対象に、専門の講師を派遣し指導を行います。	教育支援館
		外国人のための生活便利帳の配布 ※予算事業名：在住外国人支援	在住外国人に対し、台東区で生活する上で必要な行政情報を英語・中国語・韓国語で提供します。	区民課
追加		多言語情報紙の発行 ※予算事業名：在住外国人支援	在住外国人に対し、時期に合わせて暮らしに役立つ情報をやさしい日本語・英語・中国語・韓国語で提供します。	区民課
追加		保護者面談通訳派遣	区立学校園を対象に、日本語の理解が不十分な保護者との面談を支援する通訳を派遣します。	教育支援館

基本目標 7 若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、支援する

(1) 若者の社会的自立・職業的自立への支援

【現状と課題】

若者が自立し、生活をしていくためには、就業して経済的基盤を築くということが大切であるとされています。一方で、労働力調査によると、若年無業者（ニート）は、2018年平均で53万人と、前年に比べ1万人減少したとされています。また、平成30年度のニーズ調査では、区の若年無業者（ニート）の割合は2.0%と推計されます。

近年、若者の就労の不安定化や親への依存の長期化、フリーターの存在など学校卒業後に社会への移行がスムーズに行われず、社会的自立の遅れが生じていることが課題となっています。職業意識や職業観が未熟であること、進路や目的意識が希薄であることから、社会的・職業的自立に必要な能力を形成するための支援が必要です。学校におけるキャリア教育や職業教育の推進だけではなく、学校以外においても若者の社会的・職業的自立に向けた支援、機会の充実が求められています。

そこで、若者の社会的自立への支援として、雇用・就業支援や様々な相談に応じる体制づくりが必要です。若者における状態や問題の状況が様々であるため、無業の若者を全て同じとみなした支援ではなく、個々の抱える悩みや問題、状況等を把握、理解した上で社会的自立に向けた支援が行われることが望まれます。

【今後の取組み】

就業による経済的自立をはじめ、親からの精神的自立や、社会に関心を持ち公共に参加するといった社会的自立に向けて、雇用・就業支援や各種相談事業等を一人一人の状況に応じ総合的・継続的に行います。

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
追加		若者の居場所づくり【再掲】	積極的支援や早期の就労支援への移行を主とするものではなく、ひきこもりの当事者が、社会参加のきっかけづくりのために通い、コミュニケーションを図る社交の場を提供します。	子育て・若者支援課
	②、③	就業情報の提供（雇用・就業支援） 【再掲】 ※予算事業名：家内副業相談、雇用・就業支援	内職を希望する者に対し、内職の相談に応ずるとともに、条件にあった仕事のあっ旋を行います。 また、就職を目指している、もしくは就職に不安のある若者等に対して、今後の就職活動や人生設計の一助となるようなセミナーを実施しています。	産業振興課
追加	②	子供・若者総合相談	0歳～39歳までの子供・若者に関するあらゆる悩みや不安等に対する相談を受け、必要な相談を行います。	子育て・若者支援課
追加		障害者就労支援	一般企業等に就労を希望する障害者に対して職場開拓等の実施、区役所内における就労トレーニングの実施等を行う。	障害福祉課
追加		精神保健福祉相談等	こころの病気を抱える人の社会復帰及び自立と社会参加を促進するため、適切な面接相談・訪問指導などを実施します。	保健予防課
追加	②、③	生活保護受給者・生活困窮者の自立促進【再掲】	生活保護受給者、生活困窮者に対して、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた就労支援や生活支援を行い、自立を支援します。また、生活リズムが崩れているなど、就労に向け準備が必要な方を対象として、各種セミナーや就労体験などの「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に向けて日常生活習慣の形成への支援を行います。	保護課

(2) ひきこもり等の若者への支援

【現状と課題】

内閣府が平成 27 年に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり（ひきこもり群）の出現率は 1.57%で、54.1 万人と推計されています。ひきこもりの理由としては、仕事や就職、不登校、病気に関するものとなっています。また、平成 30 年度のニーズ調査では、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり（ひきこもり群）の出現率は 1.54%で、996 人と推計されています。ひきこもりの理由としては、「外出の必要性を感じない」「職場に馴染めなかった」となっています。

ひきこもりは、特定の「疾病」や「障害」を指すものではなく、様々な要因が背景になって生じる「状態」です。具体的な要因としては、心身の状態を原因とした職場への不適応、就職活動の不調、人間関係の不信、不登校などがみられることもあります。ひきこもりは、本人や家族にとって精神的・経済的負担となるだけでなく、将来における労働力の減少や社会的負担の増大につながる恐れがあることから、ひきこもりの若者が自立と社会参加に向けて早期に再出発できるよう支援をしていく必要があります。

【今後の取組み】

過去に不登校などを経験した方がひきこもりに陥るケースもあることから、早い段階から課題を抱える子供の状況を的確に把握し、将来の社会的自立が妨げられるのを防ぎます。

また、ひきこもりが長期化した場合、社会的自立に至るまで段階的な支援が必要な場合もあることから、教育、保健・医療、福祉、雇用等を所管する庁内の各部署や外部の専門機関による多面的・複合的な相談・支援の体制を構築するとともに、社会参加のきっかけとなる居場所の整備を行います。

※「貧困大綱」：子どもの貧困対策大綱関連事業

①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 ⑤その他

No.	貧困大綱	事業名	事業内容	担当課
追加		若者育成支援推進	社会生活を円滑に行う上での困難を有する若者などの問題を解決するため、普及啓発事業や相談窓口を設置し、若者などへの相談・支援を行います。	子育て・若者支援課
追加		若者の居場所づくり	積極的支援や早期の就労支援への移行を主とするものではなく、ひきこもりの当事者が、社会参加のきっかけづくりのために通い、コミュニケーションを図る社交の場を提供します。	子育て・若者支援課
追加	②	子供・若者総合相談【再掲】	0歳～39歳までの子供・若者に関するあらゆる悩みや不安等に対する相談を受け、必要な助言等を行います。	子育て・若者支援課

第4章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく、区の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関して定める計画で、国が示す基本指針に則して5年を1期とします。

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとなっています。

教育・保育の提供区域は、区内全域を一つの区域として設定します。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

（1）量の見込みの算出方法

量の見込みは、国が示す手引きにより、各事業の利用状況とニーズ調査の結果等を踏まえて算出することとなっています。手引きではニーズ調査の結果から算出した家庭類型や利用意向率等と人口推計から算出する標準的な計算方式を示していますが、その結果による数値を地域の実態等を勘案し、補正することも可能となっています。また、一部事業については、事業実績等による推計から算出することとなっています。

(2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下表の事業については、全国共通で「量の見込み」を算出することとなっています。

対 象 事 業		
教育・保育	1	1号認定（認定こども園及び幼稚園）【3～5歳】 ＜専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭＞
	2	2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの） 【3～5歳】 ＜共働き家庭であるが幼稚園利用のみの家庭＞
		2号認定（認定こども園及び保育所）【3～5歳】
	3	3号認定（認定こども園及び保育所+地域型保育）【0～2歳】
子育て支援事業 地域子ども・	1	時間外保育事業（延長保育）
	2	放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）
	3	子育て短期支援事業（ショートステイ）
	4	地域子育て支援拠点事業
	5	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・上記以外の一時的預かり
	6	病児保育事業
	7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学後】
	8	利用者支援事業
	9	妊婦に対する健康診査
	10	乳児家庭全戸訪問事業
	11	養育支援訪問事業
	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業

※ 1号認定…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの

※ 2号認定…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※ 3号認定…満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(3) 家庭類型の算出

①家庭類型の分類

対象となる子供の父母の有無、就労状況から家庭類型（8種類）を設定します。

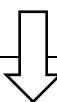
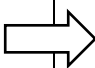
●家族類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム × フルタイム
タイプC	フルタイム × パートタイム1※1
タイプC'	フルタイム × パートタイム2※2
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム1 × パートタイム1
タイプE'	パートタイム1 × パートタイム2
タイプF	無業 × 無業

※1…月あたりの就労時間が48時間（保育の必要性の下限時間）以上

※2…月あたりの就労時間が48時間（保育の必要性の下限時間）未満

●家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭> ・タイプC'（フルタイム×パート） ・タイプD（専業主婦（夫）） ・タイプE'（パート×パート） ・タイプF（無業×無業）	1号認定【3～5歳】 （認定こども園及び幼稚園）
<ひとり親家庭・共働き家庭> ・タイプA（ひとり親家庭） ・タイプB（フルタイム×フルタイム） ・タイプC（フルタイム×パート） ・タイプE（パート×パート）	2号認定【3～5歳】 （認定こども園及び保育所） 3号認定【0～2歳】 （認定こども園及び保育所＋地域型保育）
 ※ただし現在幼稚園利用	 2号認定【3～5歳】 （共働き家庭幼稚園利用のみ）

(2) 現在の家庭類型の算出

父母の有無や月就労時間に基づき、現在の家庭類型（タイプA～F）を算出。

現在、幼稚園を利用している者で、今後、保育利用希望がない者をタイプC'またはタイプE'へ移行する。

(3) 潜在的な家庭類型の算出

子供のいる父親の大半がフルタイム就労であり、就労状況の変更希望も少ないことから、作業の簡素化のために母親の就労状況の変化に注目して、潜在的な家庭類型を算出。

○パートタイムからフルタイムへの転換意向（転換希望があり、実現できる見込みがある）

例：タイプC ⇒ タイプB

○無業からフルタイムへの転換意向（すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい）

例：タイプD ⇒ タイプB

○無業からパートタイムへの転換意向（すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい）

例：タイプD ⇒ タイプC

○パートタイムから無業への転換意向

（パート・アルバイトをやめて子育てや家事に専念したい）

例：タイプC ⇒ タイプD

●クロス集計によるタイプBからタイプFの設定（3～5歳）

母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	48時間以上 120時間未満	
父親					
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	
		保育利用			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD
	48時間以上			幼稚園利用	
	120時間未満	タイプC'		タイプE'	
	48時間未満				
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF

3 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

● 量の見込みの基本的な算出式

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向率（割合）」 = 「量の見込み（人）」

（１） 1号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込み

対象潜在家庭類型：専業主婦（夫）家庭・短時間就労家庭

対象年齢：3～5歳

利用意向率：今後、利用したい事業として、幼稚園（通常の就園時間の利用）
または認定こども園（短時間）を選択した者の割合

（２） 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者）の量の見込み

対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭

対象年齢：3～5歳

利用意向率：現在、利用している事業として、幼稚園（通常の就園時間の利用）
または認定こども園（短時間）を選択した者の割合

（３） 2号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み

対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭

対象年齢：3～5歳

利用意向率：今後、利用したい事業として、幼稚園・幼稚園の預かり保育・認可保育所・
認定こども園（長時間）・小規模な保育施設・家庭的保育・事業所内保育施設・
認証及び認定保育施設・その他の認可外の保育施設・居宅訪問型保育のいづ
れかを選択をした者の割合から幼児期の学校教育の利用希望が強い者の割合
を控除した割合

（４） 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）の量の見込み

対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭

対象年齢：0～2歳

利用意向率：今後、利用したい事業として、認可保育所・認定こども園（長時間）・小規模
な保育施設・家庭的保育・事業所内保育施設・認証及び認定保育施設・その
他の認可外の保育施設・居宅訪問型保育のいづれかを選択をした者の割合

量の見込み及び確保方策は、令和2年度から令和6年度までの各年度で設定します。

原則として量の見込みは国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』より算出します。

【量の見込み】

量の見込み
算定中

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

量の見込み及び確保方策は、令和2年度から令和6年度までの各年度で設定します。原則として量の見込みは国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』より算出します。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

担当課	児童保育課				
事業内容	保育所において、一般保育の時間内ではお迎えが間に合わない方の子供を保育します。				
量の見込み及びその時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	709人	720人	731人	729人	726人

●量の見込みの基本的な算出式

- 対象潜在家庭類型 : ひとり親家庭・共働き家庭
 対象年齢 : 0～5歳
 利用意向率 : 今後、利用したい事業として、幼稚園・幼稚園の預かり保育・認可保育所・認定こども園（長時間）・小規模な保育施設・家庭的保育・事業所内保育施設・認証及び認定保育施設・その他の認可外の保育施設・居宅訪問型保育のいずれかを選択をし、かつ、利用希望時間が19時以降である者の割合

「推計児童数（人）」	×	「潜在家庭類型（割合）」	=	「家庭類型別児童数（人）」
「家庭類型別児童数（人）」	×	「利用意向率（割合）」	=	「量の見込み（人）」

(2) 放課後児童健全育成事業（こどもクラブ《学童保育》）

担当課		児童保育課（放課後対策担当）				
事業内容		小学生で、保護者の就労等の事情により放課後世話をする方がいない児童を保育します。				
量の見込み及びその時期						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (二ーズ調査)	全体	2,118人	2,167人	2,218人	2,251人	2,282人
	小学1年生	564人	579人	594人	601人	608人
	小学2年生	496人	509人	522人	529人	535人
	小学3年生	505人	519人	532人	539人	545人
	小学4年生	195人	200人	206人	208人	211人
	小学5年生	188人	189人	191人	196人	201人
	小学6年生	170人	171人	173人	178人	182人
量の見込み (補正後)	全体	1,305人	1,339人	1,373人	1,389人	1,409人
	小学1年生	455人	467人	479人	485人	491人
	小学2年生	379人	389人	399人	404人	409人
	小学3年生	308人	316人	324人	328人	332人
	小学4年生	127人	130人	134人	135人	137人
	小学5年生	27人	28人	28人	28人	30人
	小学6年生	9人	9人	9人	9人	10人
	うち高学年障害児 (5年生～6年生)	12人	12人	12人	12人	13人

※放課後児童健全育成事業の量の見込みは、利用実態と大きく乖離するため実績値と置き換える。
 ※平成27年度～平成30年度までの平均利用申請率を人口推計に乗じて量の見込みとした。

●量の見込みの基本的な算出式

対象潜在家庭類型 : ひとり親家庭・共働き家庭

対象年齢 : 5歳 → 小学生の利用意向を基に算出

利用意向率 : 放課後の時間を過ごさせたい場所で、こどもクラブを選択した者の割合

「推計児童数 (人)」	×	「潜在家庭類型 (割合)」	=	「家庭類型別児童数 (人)」
「家庭類型別児童数 (人)」	×	「利用意向率 (割合)」	=	「量の見込み (人)」

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課		子ども家庭支援センター				
事業内容		保護者が一時的に子供の養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、泊りがけで子供を預かります。				
量の見込み及びその時期						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	ニーズ調査	504 人日	511 人日	519 人日	517 人日	516 人日
量の見込み	補正後	83 人日	84 人日	85 人日	85 人日	85 人日

※子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みは、利用実態と大きく乖離するため実績値と置き換える。

※平成26年度～平成30年度の5年間の実績値の平均値を令和2年度の量の見込みとし、人口推計から人口増加率を掛けた数値を令和3年度以降の量の見込みとした。

●量の見込みの基本的な算出式

対象潜在家庭類型 : 全ての家庭

対象年齢 : 0～5歳

利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」
「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

・利用意向率

保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、「ショートステイを利用した」者、「仕方なく子どもだけで留守番させた」者の割合

・利用意向日数

「ショートステイを利用した」者、「仕方なく子どもだけで留守番させた」者の平均日数

(4) 地域子育て支援拠点事業

担当課	子ども家庭支援センター・児童保育課（放課後対策担当）				
事業内容	乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行います。				
量の見込み及びその時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	204,312 人回	206,976 人回	209,628 人回	208,452 人回	207,264 人回

※子ども家庭支援センター3か所、子ども家庭支援センター分室1か所及び児童館8か所を活用し、確保します。

●量の見込みの基本的な算出式

- 対象潜在家庭類型 : 全ての家庭
 対象年齢 : 0～2歳
 利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

i. 1号認定による利用

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」
 「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人回）」

・利用意向率

地域子育て支援拠点事業を現在利用している者と、今後利用したい者の割合

・利用意向日数

現在利用している者、今後利用したい者、今後利用日数を増やしたい者の月当たりの平均利用回数

(5) 一時預かり事業等

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

担当課		庶務課・学務課					
事業内容		幼稚園や認定こども園（教育標準時間に限る。）で、通常の教育時間外に子供を預かります。					
量の見込み及びその時期							
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み (二一ズ調査)	合計	262,473 人日	267,107 人日	271,743 人日	271,832 人日	271,922 人日	
	内訳	1号認定による利用	47,317 人日	48,152 人日	48,988 人日	49,004 人日	49,020 人日
		2号認定による利用	215,156 人日	218,955 人日	222,755 人日	222,828 人日	222,902 人日
量の見込み (補正後)	合計	59,808 人日	60,864 人日	61,920 人日	61,942 人日	61,961 人日	
	内訳	1号認定による利用	18,928 人日	19,262 人日	19,596 人日	19,603 人日	19,609 人日
		2号認定による利用	40,880 人日	41,602 人日	42,324 人日	42,339 人日	42,352 人日

※利用実態と大きく乖離するため、次の要素を勘案する。

ア. 二一ズ調査結果を用い、「幼稚園の預かり保育を希望しない」者の割合を控除

イ. 二一ズ調査結果を用い、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」者の割合を控除

●量の見込みの基本的な算出式

対象潜在家庭類型 : i. 1号認定による利用…専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭

ii. 2号認定による利用…ひとり親家庭、共働き家庭

対象年齢 : 3～5歳

利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

i. 1号認定による利用

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」
「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

・利用意向率

ア（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合） ×
イ（不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かりまたは幼稚園の預かり
保育の利用割合）

・利用意向日数

不定期事業の利用意向のある者の平均日数

ii. 2号認定による利用

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の数（人）」 ×
「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

・利用意向率 1.0

・利用意向日数

2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の「就労日数」

② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

担当課		児童保育課・子ども家庭支援センター				
事業内容		家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。				
量の見込み及びその時期						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	二一ズ 調査	42,211 人日	43,268 人日	43,914 人日	43,788 人日	43,662 人日
量の 見込み	補正後	24,443 人日	25,230 人日	25,608 人日	25,534 人日	25,461 人日

※利用実態と大きく乖離するため、次の要素を勘案する。

ア. 二一ズ調査結果を用い、「定期的に教育・保育施設を利用している」者を控除

●量の見込みの基本的な算出式

対象潜在家庭類型 : 全ての家庭類型

対象年齢 : 0～2歳

利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」
「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 - 「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（1号認定による利用のみ）の利用意向日数」 - 「不定期事業の利用状況における「ベビーシッター」「その他」の利用日数」
= 「量の見込み（人日）」

・利用意向率

不定期事業の利用希望のある者の割合

・利用意向日数

不定期事業の利用意向のある者の平均日数

(6) 病児・病後児保育事業

担当課		児童保育課				
事業内容		子供が病気、または、病気の回復期にあり集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かります。				
量の見込み及びその時期						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	二一ズ 調査	10,426 人日	10,584 人日	10,742 人日	10,711 人日	10,680 人日
量の 見込み	補正後	2,470 人日	2,508 人日	2,545 人日	2,538 人日	2,530 人日

※利用実態と大きく乖離するため、次の要素を勘案する。

- ア. 二一ズ調査結果を用い、「教育・保育施設を利用していない」者の割合を控除
- イ. 国研究班調査「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」（平成25年度）の結果を用い、施設稼働率の平均値を上記アにより算出した値に乗じる。

●量の見込みの基本的な算出式

- 対象潜在家庭類型 : ひとり親家庭・共働き家庭
- 対象年齢 : 0～5歳
- 利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向率（割合）」 = 「量の見込み（人日）」

・利用意向率

病気やけがで保護者が休んだ者のうち、病児・病後児保育施設等の利用を希望する者、病児、病後児保育を利用した者、ファミリー・サポート・センターを利用した者、仕方なく子どもだけで留守番させた者の割合

・利用意向日数

病児・病後児保育施設の利用希望日数、病児・病後児保育の利用日数、ファミリー・サポート・センターの利用日数、子どもだけで留守番させた日数の総計を、利用意向のある者の実人数で割った者

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】

担当課		子ども家庭支援センター				
事業内容		育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、子供を預かります。				
量の見込み及びその時期						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	二一ズ 調査	11,180 人日	11,440 人日	11,700 人日	11,856 人日	12,064 人日
量の 見込み	補正後	1,934 人日	1,979 人日	2,023 人日	2,049 人日	2,084 人日

※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】の量の見込みは、利用実態と大きく乖離するため実績値と置き換える。

※平成26年度～平成30年度の5年間の実績値の平均値を令和2年度の量の見込みとし、人口推計から人口増加率を掛けた数値を令和3年度以降の量の見込みとした。

●量の見込みの基本的な算出式

対象潜在家庭類型 : 全ての家庭類型

対象年齢 : 5歳

利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」
「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

・利用意向率

放課後の時間を過ごさせたい場所で、ファミリー・サポート・センターを選択した割合

・利用意向日数

ファミリー・サポート・センター利用希望の平均日数

(8) 利用者支援事業

① ゆりかご・たいとう

担当課	保健サービス課				
事業内容	妊娠届出時などの機会を捉え、保健師等の専門職が妊婦に対し母子保健や育児の悩み等について相談支援のための面接を行います。				
量の見込みの算定方法	人口推計から対象者数（妊婦数）を算出				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,070人	2,097人	2,125人	2,113人	2,101人

② 子育てアシスト

担当課	子育て・若者支援課				
事業内容	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施します。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(9) 妊婦に対する健康診査

担当課	保健サービス課				
事業内容	定期的な健康診査の費用の一部を助成します。				
量の見込みの算定方法	受診人数：0歳推計児童×1.3倍 健診回数：受診人数×14回				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,070人	2,097人	2,125人	2,113人	2,101人
	28,980回	29,358回	29,750回	29,582回	29,414回

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

担当課	保健サービス課				
事業内容	保健師及び助産師が、生後4か月を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行います。				
量の見込みの算定方法	0歳人口推計より算出しました。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,592人	1,613人	1,634人	1,625人	1,616人

(11) 養育支援訪問事業

担当課	子ども家庭支援センター				
事業内容	児童の養育に支援を必要とする家庭に対して、支援者による助言・指導及びヘルパーによる援助を行います。				
量の見込みの算定方法	過去の実績から推計しました。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	768人回	832人回	864人回	896人回	928人回

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当課	庶務課・学務課・児童保育課				
事業内容	低所得で生計が困難である世帯の保護者に対し、実費負担をしている給食費及び教材費・行事費等の一部を補助します。				
量の見込みの算定方法	次年度4・5歳児対象者については生活保護受給者の次年度繰り上がりを考慮しました。新3歳児については過去の実績を考慮しました。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	212人	212人	212人	212人	212人

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

区は、幼稚園・保育園のそれぞれの良さを生かし、就学前の0～5歳児までの一貫した幼児教育・保育を行うこと、保護者・地域・保育者が一体となって子どもの健やかな育ちを実現すること、すべての乳幼児のために、地域や関係機関と連携を図りながら、子育ての喜びを実感できるよう、子育て家庭を支援していくことを理念とし、保護者の就労状況等に関わらず、同じ教育・保育が受けられることを目的として認定こども園を整備してきました。

教育・保育施策を効果的・効率的に実施するため、本計画の教育・保育の提供体制に定める供給量を基本とし、ニーズ状況を把握しながら教育・保育施設等を整備していきます。

地域や保護者のニーズに対応し、幼児の健やかな成長を支えるために、未就園児にも対応した子育て・親育ち支援事業など、より充実した子育て支援事業の実施を検討するとともに、講習会や研修への参加、OJTの推進など、職員の資質向上に努めます。

区では、幼稚園・保育園・認定こども園・小・中学校の幼児・児童・生徒の基礎学力の定着、向上及び一貫した生活指導を図るため、中学校区ごとの学校・園等が連携しています。

また、幼稚園や保育園等がこれまでの成果を生かし、それぞれのもつ教育機能の拡充や相互の連携を深め、家庭教育を含めた就学前の教育の質の向上を図ることが重要であるとの考えに基づき、平成23年1月に「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」を策定し、公立・私立、幼稚園・保育園・認定こども園の枠を超え、共通の考え方に立った教育を進めてきました。

今後も保護者に対する子育て支援のさらなる充実や小学校教育との円滑な接続を図っていきます。

第4部 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進体制

子ども・子育て支援事業計画を含む本計画に示した施策についての実施状況を把握・点検するために、全庁的な体制を構築すると同時に、区民の意見を反映させるための仕組みとして区民代表や学識経験者、関係機関から成る「台東区次世代育成支援地域協議会」を運営します。

第2章 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、地域内での様々な取り組みが必要とされます。計画の進捗管理のために、各年度において計画の実施状況を把握・点検していきます。計画期間の中間で、進捗状況を評価し、必要に応じて計画内容を見直します。その際、国や東京都の動向を踏まえ、その後の対策の実施や見直し等に反映させていきます。

第3章 関係機関との連携強化

子育て・若者支援を総合的に行っていくために、区の児童福祉施設や保健施設等の連携のみならず、区内の子育て・若者支援に関わる住民組織や教育機関をはじめとして、児童相談所や警察等との連携を強化していきます。

資料編 参考データ

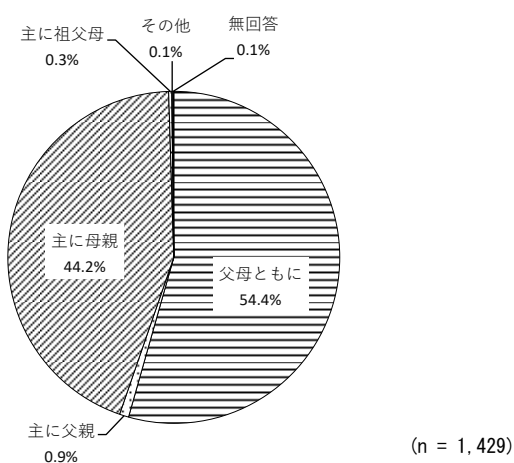
就学前児童保護者調査の結果

(1) 子育て（教育を含む）を主に行っている人

問8 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方はどなたですか。続柄はお子さんからみた関係です。

子育てを主に行っている人は「父母ともに」が54.4%と最も多く、次いで「主に母親」が44.2%の順になっています。

年齢別にみると、0歳以下は「主に母親」が最も多く、1歳以上は「父母ともに」が最も多くなっています。



年齢別

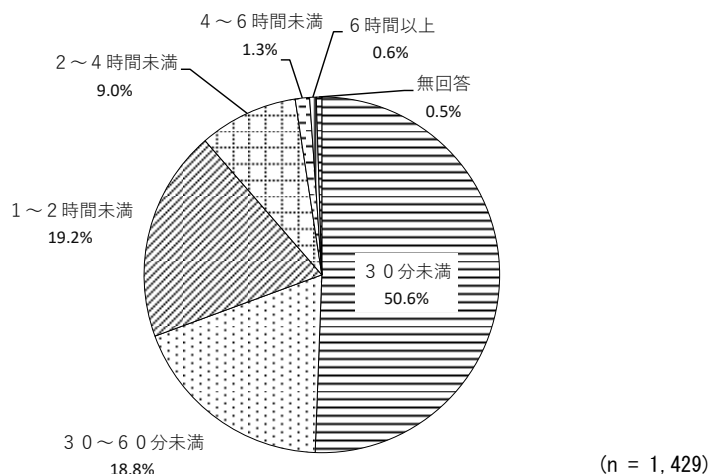
		合計	父母ともに	主に父親	主に母親	主に祖父母	その他	無回答
全体	人数	1429	777	13	632	4	1	2
	構成比		54.4%	0.9%	44.2%	0.3%	0.1%	0.1%
0歳(H30.4以降)	人数	68	33	0	35	0	0	0
	構成比		48.5%	0.0%	51.5%	0.0%	0.0%	0.0%
0歳(H30.3以前)	人数	186	93	1	92	0	0	0
	構成比		50.0%	0.5%	49.5%	0.0%	0.0%	0.0%
1歳	人数	152	91	0	61	0	0	0
	構成比		59.9%	0.0%	40.1%	0.0%	0.0%	0.0%
2歳	人数	167	106	0	60	1	0	0
	構成比		63.5%	0.0%	35.9%	0.6%	0.0%	0.0%
3歳	人数	294	147	6	141	0	0	0
	構成比		50.0%	2.0%	48.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4歳	人数	280	150	5	124	1	0	0
	構成比		53.5%	1.8%	44.3%	0.4%	0.0%	0.0%
5歳	人数	266	149	1	114	1	1	0
	構成比		55.9%	0.4%	42.9%	0.4%	0.4%	0.0%
無回答	人数	16	8	0	5	1	0	2
	構成比		50.0%	0.0%	31.3%	6.3%	0.0%	12.4%

(2) 屋外で過ごす時間について

問10 お子さんが自宅の外（公園等の屋外）で遊んで過ごす時間はどのくらいですか。

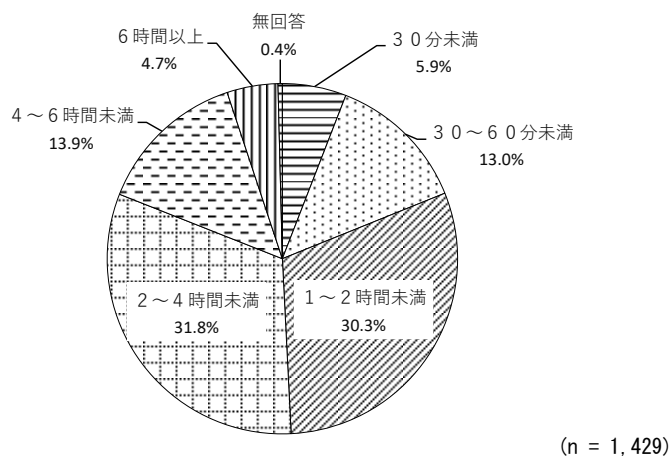
①平日（1日あたり）

自宅の外で遊んで過ごす時間は「30分未満」が50.6%と最も多く、次いで「1～2時間未満」が19.2%、「30分～60分未満」が18.8%の順になっています。



②休日（1日あたり）

自宅の外で遊んで過ごす時間は「2～4時間未満」が31.8%と最も多く、次いで「1～2時間未満」が30.3%、「4～6時間未満」が13.9%の順になっています。

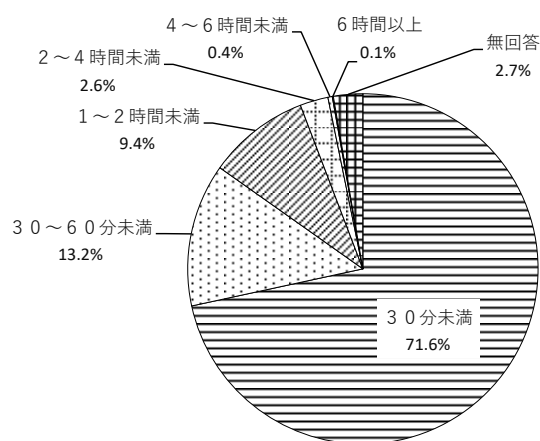


(3) スマートフォンやテレビゲーム等の時間について

問 11 あて名のお子さんが自宅でスマートフォンのゲームやテレビゲーム等で遊んで過ごす時間はどのくらいですか。

①平日（1日あたり）

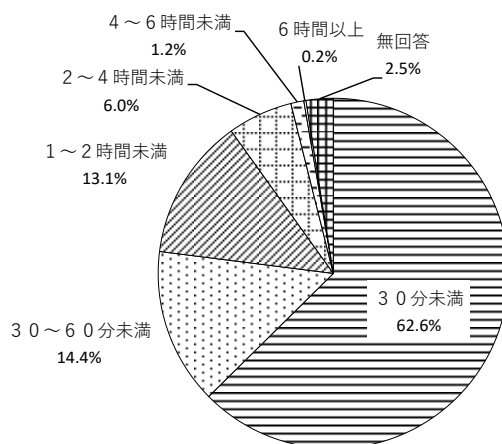
「30分未満」が71.6%と最も多く、次いで「30分～60分未満」が13.2%、「1時間～2時間未満」が9.4%の順になっています。



(n = 1,429)

②休日（1日あたり）

「30分未満」が62.6%と最も多く、次いで「30分～60分未満」が14.4%、「1時間～2時間未満」が13.1%の順になっています。

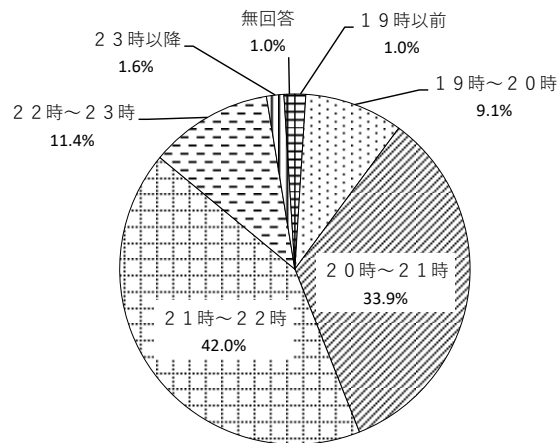


(n = 1,429)

(4) 就寝時間について

問 12 あて名のお子さんの就寝時間は何時くらいですか。

「21時～22時」が42.0%と最も多く、次いで「20時～21時」が33.9%、「22時～23時」が11.4%の順になっています。



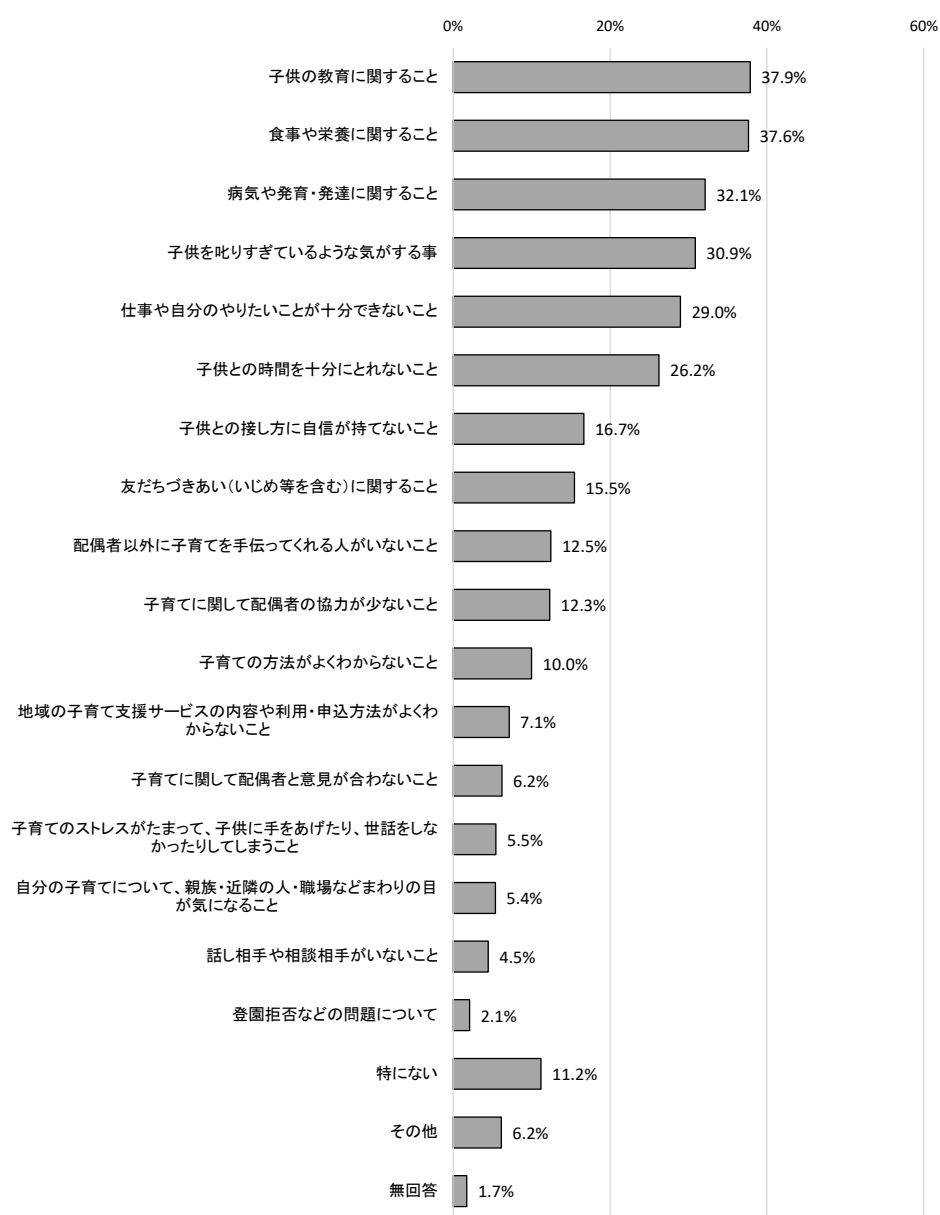
(n = 1,429)

(5) 子育ての悩み・気になること

問 16 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。
(複数回答)

子育ての悩みや気になることについては「子供の教育に関すること」が37.9%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が37.6%、「病気や発育・発達に関すること」が32.1%の順になっています。

年齢別にみると、0歳から1歳では「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」が多く、2歳以上では「子供を叱りすぎているような気がする事」が多くなっています。



(n = 1,429)

年齢別

		合計	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	子育ての方法がわからないこと	子供との接し方に自信が持てないこと	子供との時間を十分にとれないこと	話し相手や相談相手がいらないこと	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	子供の教育に関すること	友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	登園拒否などの問題について
			人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
全体	人数	1429	459	538	143	238	375	64	414	541	221	30
	構成比		32.1%	37.6%	10.0%	16.7%	26.2%	4.5%	29.0%	37.9%	15.5%	2.1%
0歳(H30.4以降)	人数	68	37	30	12	7	4	7	22	23	7	1
	構成比		54.4%	44.1%	17.6%	10.3%	5.9%	10.3%	32.4%	33.8%	10.3%	1.5%
0歳(H30.3以前)	人数	186	92	110	36	33	35	19	63	67	19	2
	構成比		49.5%	59.1%	19.4%	17.7%	18.8%	10.2%	33.9%	36.0%	10.2%	1.1%
1歳	人数	152	54	74	20	30	40	7	49	55	22	2
	構成比		35.5%	48.7%	13.2%	19.7%	26.3%	4.6%	32.2%	36.2%	14.5%	1.3%
2歳	人数	167	45	59	15	26	57	5	62	70	20	4
	構成比		26.9%	35.3%	9.0%	15.6%	34.1%	3.0%	37.1%	41.9%	12.0%	2.4%
3歳	人数	294	67	99	21	54	76	10	72	103	45	6
	構成比		22.8%	33.7%	7.1%	18.4%	25.9%	3.4%	24.5%	35.0%	15.3%	2.0%
4歳	人数	280	87	89	23	46	77	6	78	99	57	10
	構成比		31.1%	31.8%	8.2%	16.4%	27.5%	2.1%	27.9%	35.4%	20.4%	3.6%
5歳	人数	266	73	74	16	39	81	10	67	119	51	5
	構成比		27.4%	27.8%	6.0%	14.7%	30.5%	3.8%	25.2%	44.7%	19.2%	1.9%
無回答	人数	16	4	3	0	3	5	0	1	5	0	0
	構成比		25.0%	18.8%	0.0%	18.8%	31.3%	0.0%	6.3%	31.3%	0.0%	0.0%

1位：白文字、2位：太文字

年齢別

		合計	子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	子育てに関して配偶者と意見が合わないこと	自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの目が気になること	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子供を叱りすぎているような気がする	子育てのストレスがたまって、子供に手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからないこと	その他	特にない	無回答
			人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
全体	人数	1429	176	89	77	178	441	78	102	88	160	25
	構成比		12.3%	6.2%	5.4%	12.5%	30.9%	5.5%	7.1%	6.2%	11.2%	1.7%
0歳(H30.4以降)	人数	68	6	1	2	9	4	2	6	7	7	2
	構成比		8.8%	1.5%	2.9%	13.2%	5.9%	2.9%	8.8%	10.3%	10.3%	2.9%
0歳(H30.3以前)	人数	186	25	12	5	26	17	7	15	18	17	4
	構成比		13.4%	6.5%	2.7%	14.0%	9.1%	3.8%	8.1%	9.7%	9.1%	2.2%
1歳	人数	152	13	9	11	24	38	6	16	10	13	1
	構成比		8.6%	5.9%	7.2%	15.8%	25.0%	3.9%	10.5%	6.6%	8.6%	0.7%
2歳	人数	167	19	11	7	19	64	14	12	13	12	2
	構成比		11.4%	6.6%	4.2%	11.4%	38.3%	8.4%	7.2%	7.8%	7.2%	1.2%
3歳	人数	294	39	16	18	34	107	20	18	14	34	9
	構成比		13.3%	5.4%	6.1%	11.6%	36.4%	6.8%	6.1%	4.8%	11.6%	3.1%
4歳	人数	280	33	19	21	30	95	12	22	16	42	1
	構成比		11.8%	6.8%	7.5%	10.7%	33.9%	4.3%	7.9%	5.7%	15.0%	0.4%
5歳	人数	266	39	21	12	35	110	17	13	10	30	5
	構成比		14.7%	7.9%	4.5%	13.2%	41.4%	6.4%	4.9%	3.8%	11.3%	1.9%
無回答	人数	16	2	0	1	1	6	0	0	0	5	1
	構成比		12.5%	0.0%	6.3%	6.3%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	31.3%	6.3%

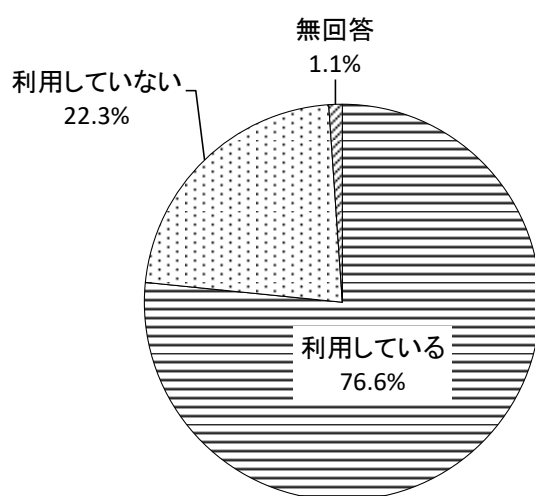
1位：白文字、2位：太文字

(6) 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

① 現在の利用状況

問 27 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は「利用している」が76.6%となっています。年齢別にみると、1歳以降で「利用している」が多くなる傾向がみられます。



(n = 1,429)

年齢別

		合計	利用している	利用していない	無回答
全体	人数	1429	1094	318	17
	構成比		76.6%	22.3%	1.1%
0歳(H30.4以降)	人数	68	3	65	0
	構成比		4.4%	95.6%	0.0%
0歳(H30.3以前)	人数	186	54	132	0
	構成比		29.0%	71.0%	0.0%
1歳	人数	152	85	67	0
	構成比		55.9%	44.1%	0.0%
2歳	人数	167	122	44	1
	構成比		73.1%	26.3%	0.6%
3歳	人数	294	287	3	4
	構成比		97.6%	1.0%	1.4%
4歳	人数	280	275	0	5
	構成比		98.2%	0.0%	1.8%
5歳	人数	266	256	5	5
	構成比		96.2%	1.9%	1.9%
無回答	人数	16	12	2	2
	構成比		75.0%	12.5%	12.5%

1位：白文字、2位：太文字

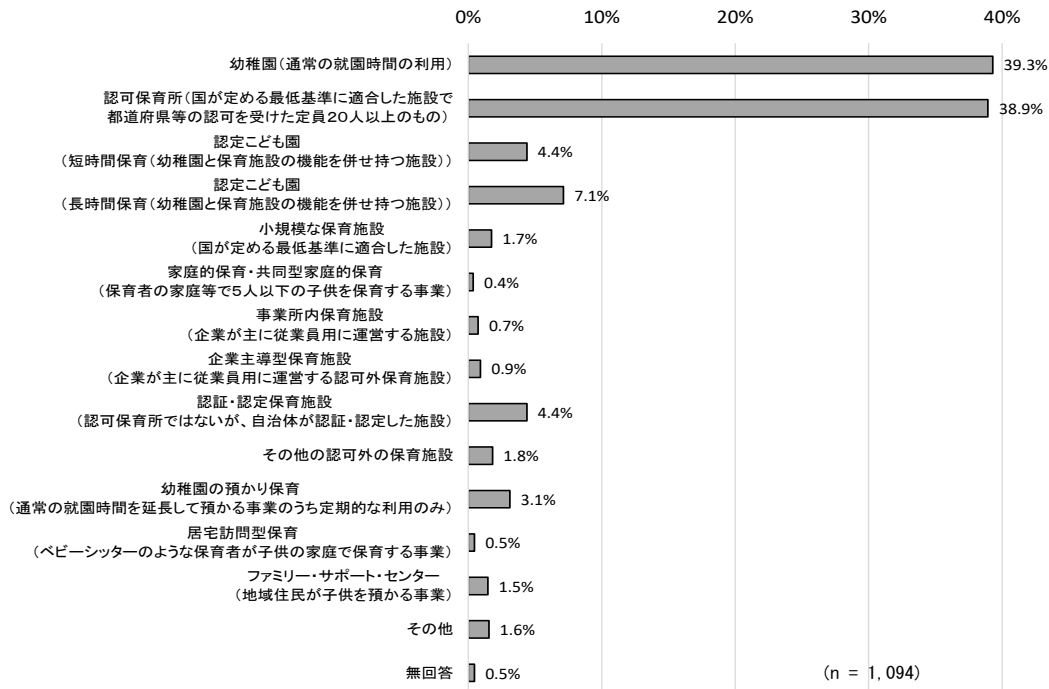
問 27-1 問 27 で「利用している」を選択した方にお伺いします。

あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。

(複数回答)

平日に定期的に利用している事業は「幼稚園」が 39.3%、「認可保育所」が 38.9%の順となっています。

年齢別にみると、0歳（H30.4以降）では「企業主導型保育施設」が、0歳（H30.3以前）から2歳では「認可保育所」が最も多く、3歳以上では「幼稚園」が最も多くなっています。



年齢別

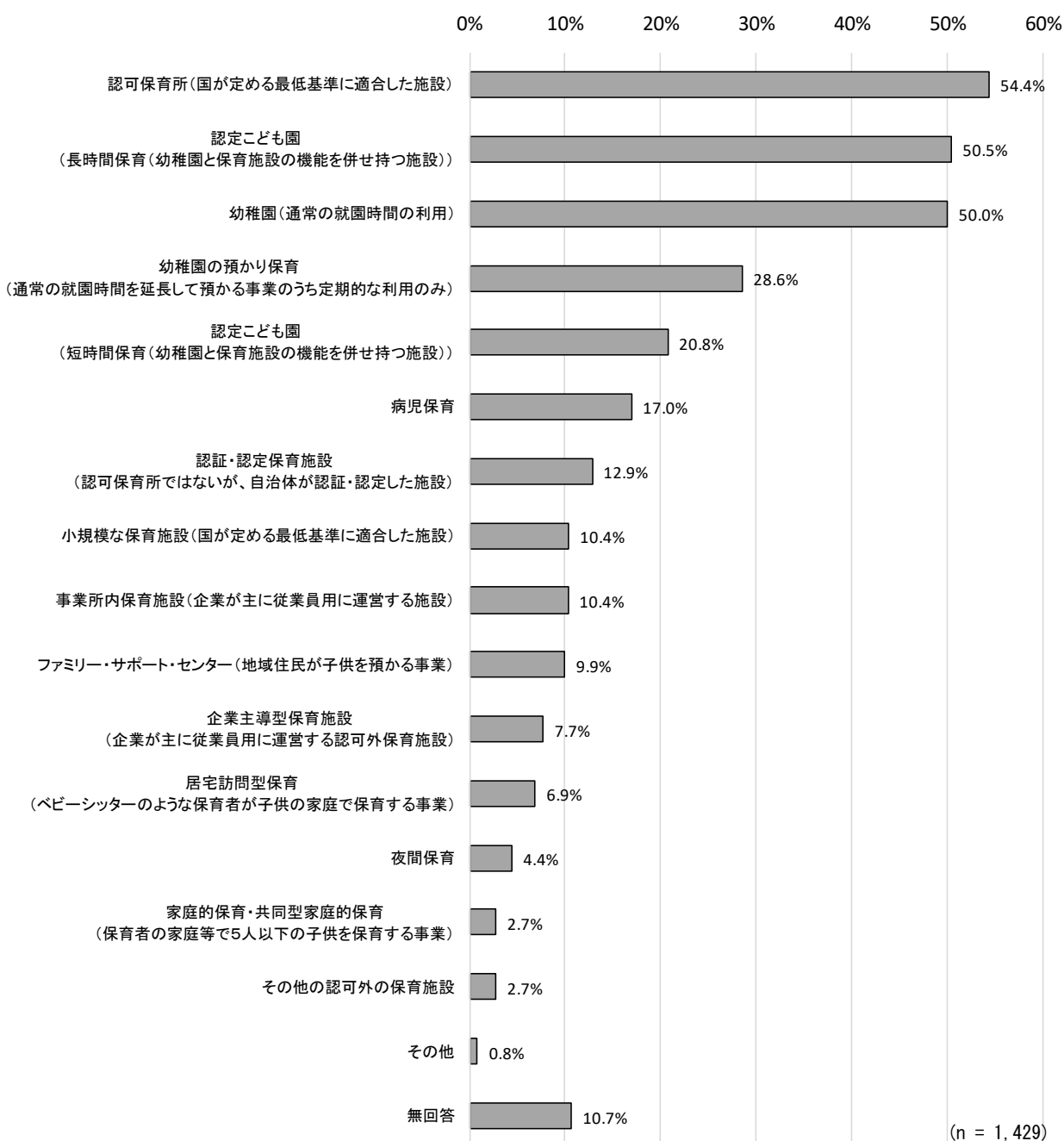
	合計	事業の種類														
		幼稚園 (通常の就園時間の利用)	認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)	認定こども園 (短時間保育 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設))	認定こども園 (長時間保育 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設))	小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で区市町村の認可を受けた定員6~19人のもの)	家庭的保育・共同型家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子供を保育する事業)	事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設。地域・区による「保育の必要性」の認定が必要)	企業主導型保育施設 (企業が主に従業員用に運営する認可外保育施設。地域・区による「保育の必要性」の認定が必要)	認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)	その他の認可外の保育施設	幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)	居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子供の家庭で保育する事業)	ファミリー・サポート・センター (地域住民が子供を預かる事業)	その他	無回答
全体	人数 1094	430	426	48	78	19	4	8	10	48	20	34	5	16	17	5
	構成比	39.3%	38.9%	4.4%	7.1%	1.7%	0.4%	0.7%	0.9%	4.4%	1.8%	3.1%	0.5%	1.5%	1.6%	0.5%
0歳 (H30.4以降)	人数 3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
0歳 (H30.3以前)	人数 54	0	25	1	3	5	1	5	1	11	2	0	0	1	0	0
	構成比	0.0%	46.3%	1.9%	5.6%	9.3%	1.9%	9.3%	1.9%	20.4%	3.7%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%
1歳	人数 85	1	42	0	12	10	2	2	3	8	3	0	0	1	2	0
	構成比	1.2%	49.4%	0.0%	14.1%	11.8%	2.4%	2.4%	3.5%	9.4%	3.5%	0.0%	0.0%	1.2%	2.4%	0.0%
2歳	人数 122	4	76	3	11	3	1	0	2	19	5	0	0	1	3	1
	構成比	3.3%	62.3%	2.5%	9.0%	2.5%	0.8%	0.0%	1.6%	10.7%	4.1%	0.0%	0.0%	0.8%	2.5%	0.8%
3歳	人数 287	141	99	26	18	0	0	0	0	4	3	10	2	3	6	0
	構成比	49.1%	34.5%	9.1%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	1.0%	3.5%	0.7%	1.0%	2.1%	0.0%
4歳	人数 275	143	91	7	19	0	0	0	1	11	3	17	2	5	5	1
	構成比	52.0%	33.1%	2.5%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	4.0%	1.1%	6.2%	0.7%	1.8%	1.8%	0.4%
5歳	人数 256	138	90	11	14	0	0	0	1	0	3	7	0	5	1	2
	構成比	53.9%	35.2%	4.3%	5.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	1.2%	2.7%	0.0%	2.0%	0.4%	0.8%
無回答	人数 12	3	3	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1
	構成比	25.0%	25.0%	0.0%	8.3%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	8.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%

1位：白文字、2位：太文字

② 定期的に利用したいと考える事業

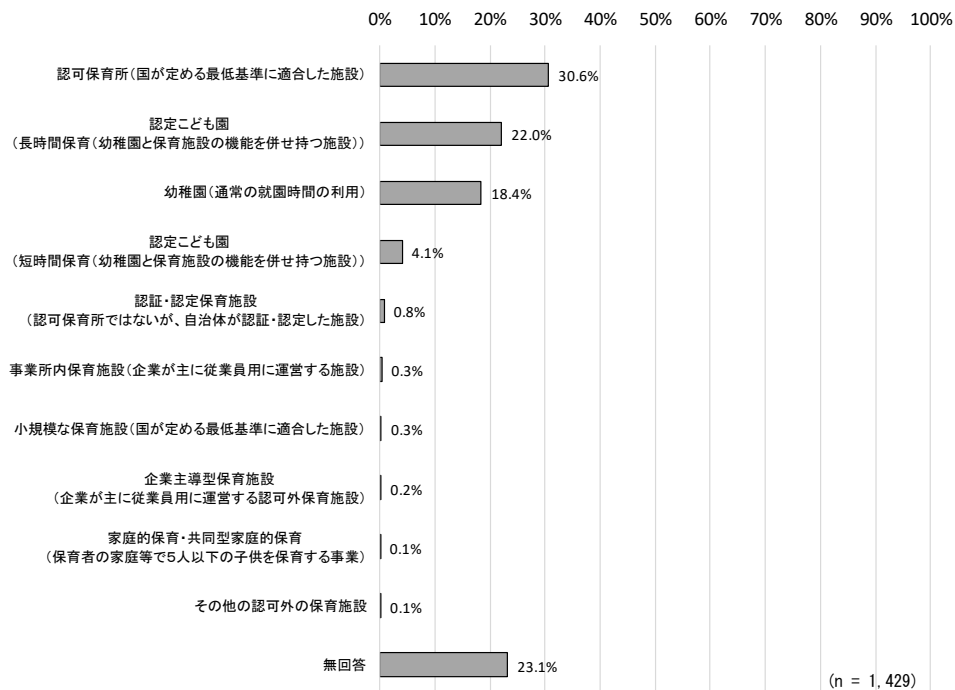
問 28 現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業は何ですか。（複数回答かつ利用したい順番を回答）

平日に定期的に利用したいと考える事業は「認可保育所」が 54.4%と最も多く、次いで「認定こども園（長時間保育）」が 50.5%、「幼稚園」が 50.0%、「幼稚園の預かり保育」が 28.6%の順になっています。



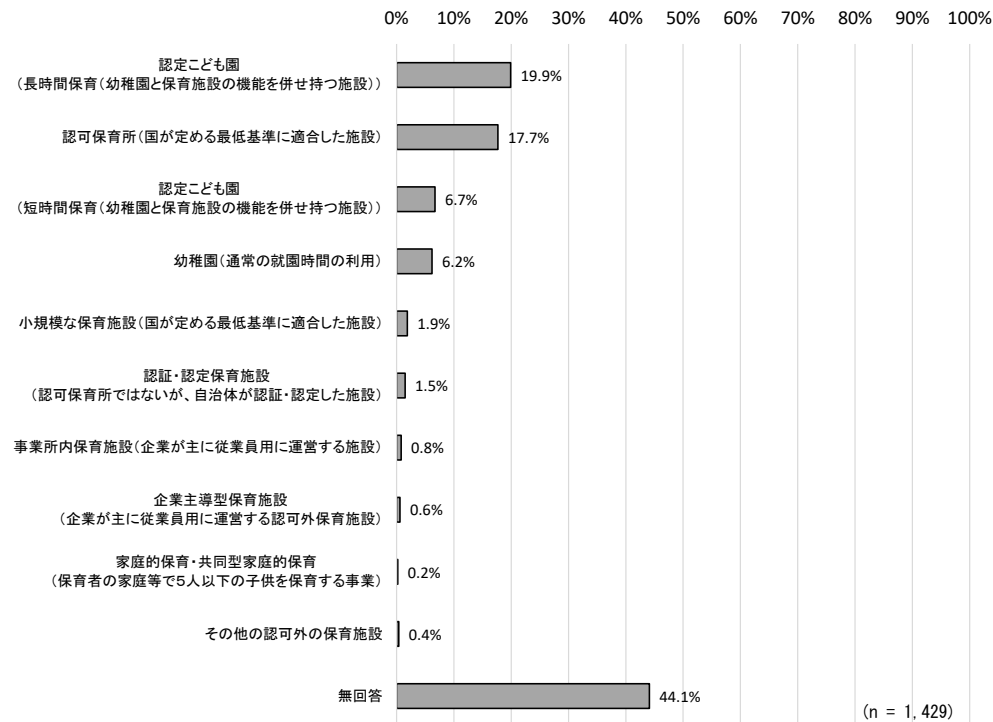
●第1希望

第1希望は「認可保育所」が30.6%と最も多く、次いで「認定こども園(長時間保育)」が22.0%、「幼稚園」が18.4%になっています。



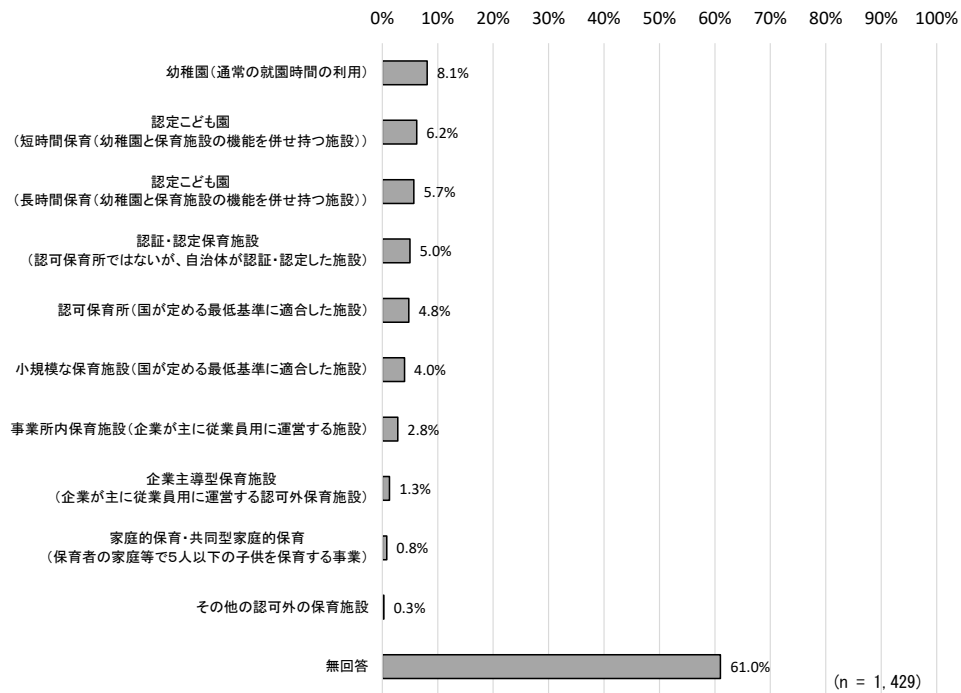
●第2希望

第2希望は「認定こども園(長時間保育)」が19.9%と最も多く、次いで「認可保育所」が17.7%、「認定こども園(短時間保育)」が6.7%になっています。



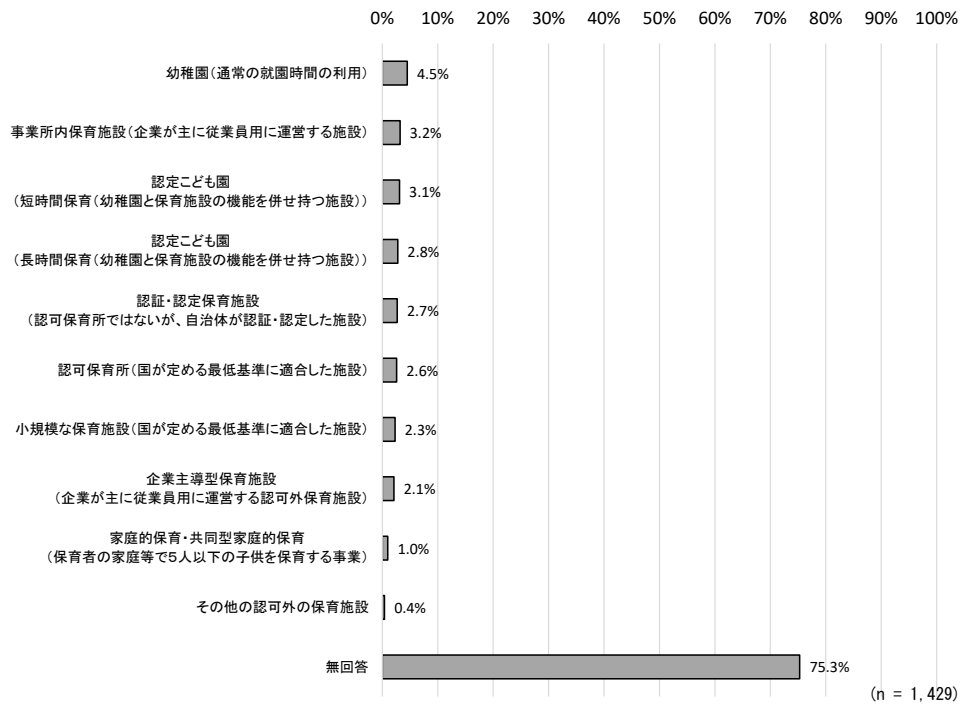
●第3希望

第3希望は「幼稚園」が8.1%と最も多く、次いで「認定こども園（短時間保育）」が6.2%になっています。



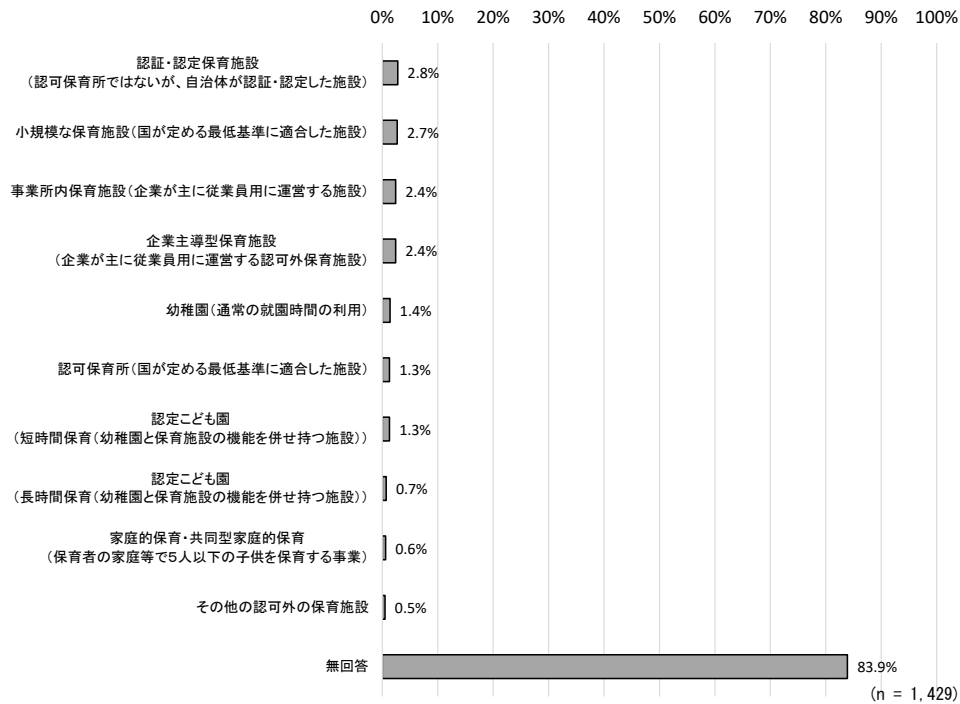
●第4希望

第4希望は「幼稚園」が4.5%と最も多く、次いで「事業所内保育施設」が3.2%、「認定こども園（短時間保育）」が3.1%になっています。



●第5希望

第5希望は「認証・認定保育施設」が2.8%と最も多く、次いで「小規模な保育施設」が2.7%になっています。



年齢別

		合計	幼稚園(通常の就園時間の利用)	認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)	認定こども園(短時間保育(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設))	認定こども園(長時間保育(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設))	小規模な保育施設(国が定める最低基準に適合した施設で区市町村の認可を受けた定員6~19人のもの)	家庭的保育・共同型家庭的保育(保育者の家庭等で5人以下の子供を保育する事業)	事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設。地域・区による「保育の必要性」の認定が必要)	企業主導型保育施設(企業が主に従業員用に運営する認可外保育施設。地域・利用者との直接契約)	認証・認定保育施設(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)	その他の認可外の保育施設	幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)	居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子供の家庭で保育する事業)	ファミリー・サポート・センター(地域住民が子供を預かる事業)	夜間保育	病児保育	その他	無回答
全体	人数	1429	715	777	297	721	149	39	148	110	184	39	408	98	142	63	243	12	153
	構成比		50.0%	54.4%	20.8%	50.5%	10.4%	2.7%	10.4%	7.7%	12.9%	2.7%	28.6%	6.9%	9.9%	4.4%	17.0%	0.8%	10.7%
0歳(H30.4以降)	人数	68	28	52	16	48	24	4	11	10	26	3	14	11	9	5	18	0	5
	構成比		41.2%	76.5%	23.5%	70.6%	35.3%	5.9%	16.2%	14.7%	38.2%	4.4%	20.6%	16.2%	13.2%	7.4%	26.5%	0.0%	7.4%
0歳(H30.3以前)	人数	186	72	122	37	114	33	10	38	26	45	7	33	13	24	7	31	1	24
	構成比		38.7%	65.6%	19.9%	61.3%	17.7%	5.4%	20.4%	14.0%	24.2%	3.8%	17.7%	7.0%	12.9%	3.8%	16.7%	0.5%	12.9%
1歳	人数	152	67	94	44	80	26	5	19	15	33	11	37	13	15	8	25	0	18
	構成比		44.1%	61.8%	28.9%	52.6%	17.1%	3.3%	12.5%	9.9%	21.7%	7.2%	24.3%	8.6%	9.9%	5.3%	16.4%	0.0%	11.8%
2歳	人数	167	71	105	37	92	14	7	10	10	23	4	42	15	20	9	41	1	19
	構成比		42.5%	62.9%	22.2%	55.1%	8.4%	4.2%	6.0%	6.0%	13.8%	2.4%	25.1%	9.0%	12.0%	5.4%	24.6%	0.6%	11.4%
3歳	人数	294	161	142	69	140	20	4	26	16	21	6	106	16	27	14	44	4	23
	構成比		54.8%	48.3%	23.5%	47.6%	6.8%	1.4%	8.8%	5.4%	7.1%	2.0%	36.1%	5.4%	9.2%	4.8%	15.0%	1.4%	7.8%
4歳	人数	280	159	138	59	123	16	4	20	17	20	6	98	18	24	11	50	2	31
	構成比		56.8%	49.3%	21.1%	43.9%	5.7%	1.4%	7.1%	6.1%	7.1%	2.1%	35.0%	6.4%	8.6%	3.9%	17.9%	0.7%	11.1%
5歳	人数	266	150	118	33	120	15	5	24	15	14	2	75	11	21	8	31	3	30
	構成比		56.4%	44.4%	12.4%	45.1%	5.6%	1.9%	9.0%	5.6%	5.3%	0.8%	28.2%	4.1%	7.9%	3.0%	11.7%	1.1%	11.3%
無回答	人数	16	7	6	2	4	1	0	0	1	2	0	3	1	2	1	3	1	3
	構成比		43.8%	37.5%	12.5%	25.0%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%	12.5%	0.0%	18.8%	6.3%	12.5%	6.3%	18.8%	6.3%	18.8%

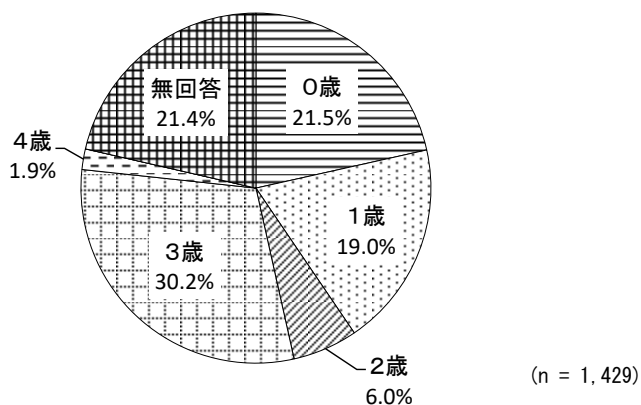
1位：白文字、2位：太文字

問 31 あて名のお子さんは、定期的な教育・保育の事業を何歳から利用したい（したかった）ですか。

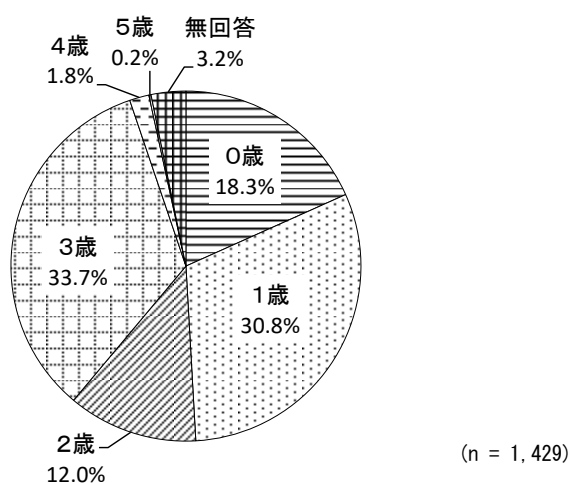
実際の利用開始年齢は「3歳」が30.2%と最も多く、次いで「0歳」が21.5%、「1歳」が19.0%の順になっています。

希望の（だった）利用開始年齢は「3歳」が33.7%と最も多く、次いで「1歳」が30.8%、「0歳」が18.3%の順になっています。

●実際の利用開始年齢

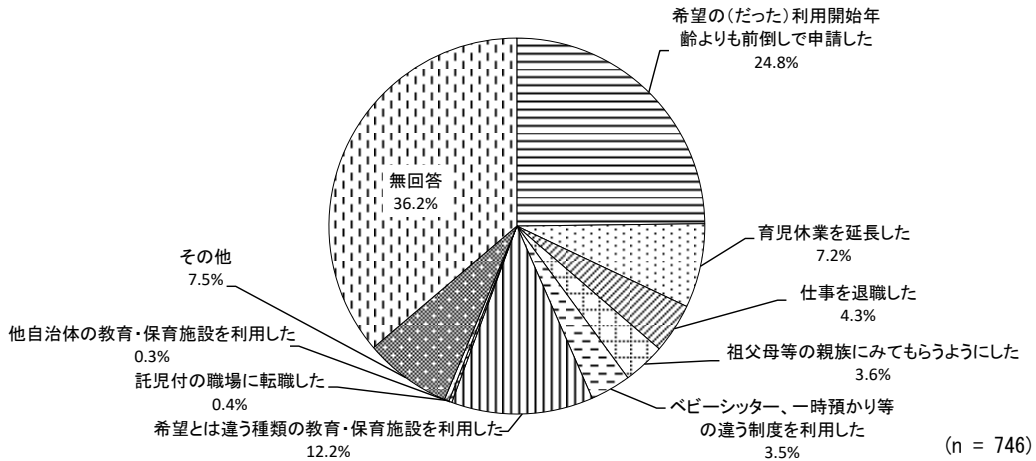


●希望の（だった）利用開始年齢



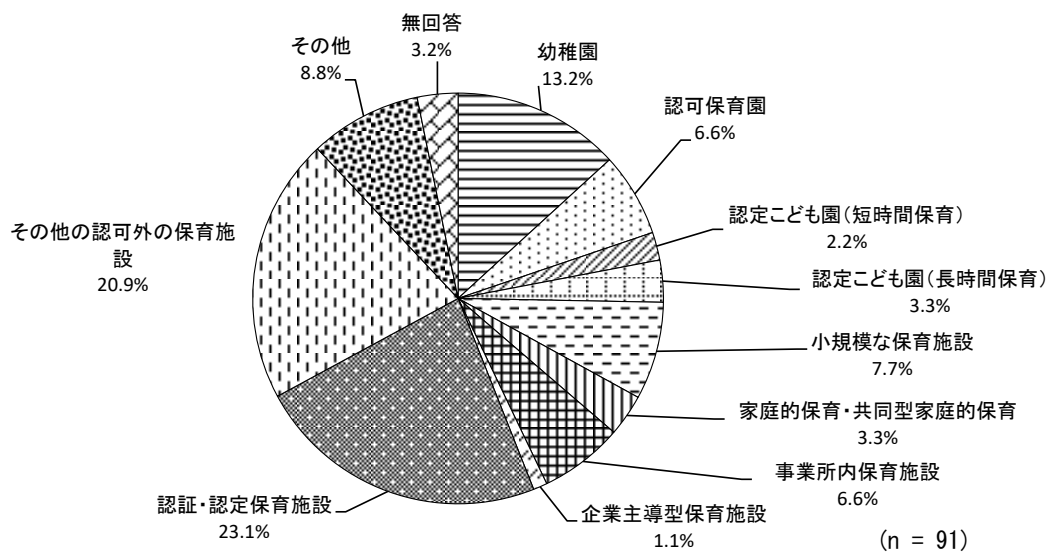
問 31-1 問 31 で「実際の利用開始年齢」と「希望の（だった）利用開始年齢」が異なっている方にお伺いします。その場合、どのような対応をとりましたか。

「希望の（だった）利用開始年齢よりも前倒して申請した」が 24.8%と最も多く、次いで「希望とは違う種類の教育・保育施設を利用した」が 12.2%、「育児休業を延長した」が 7.2%の順になっています。



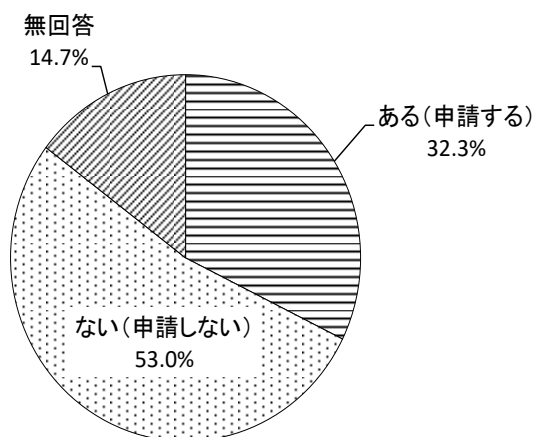
問 31-2 問 31-1 で「希望とは違う種類の教育・保育施設を利用した」を選択した方にお伺いします。どの教育・保育事業に預けましたか。

「認証・認定保育施設」が最も多く 23.1%となっており、次いで「その他の認可外の保育施設」が 20.9%となっています。



問 32 1歳からの保育所利用を希望していたが、待機児童を避けるため、やむなく0歳児の枠で入園申請を行った経験はありますか。また、申請したいと考えますか。

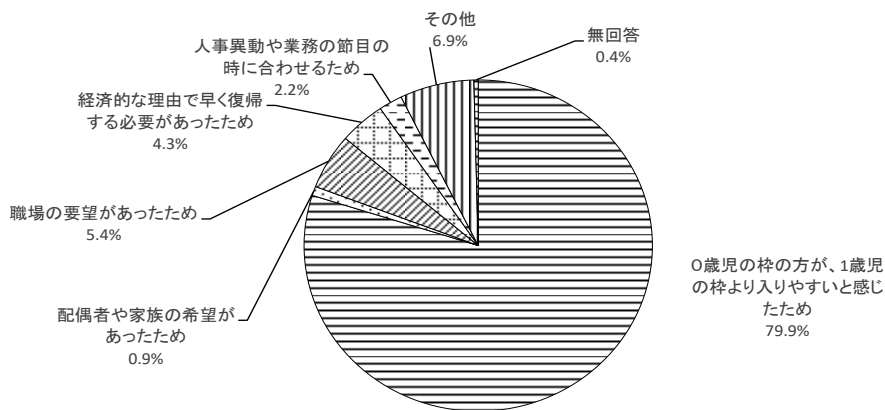
1歳からの保育所利用を希望していたが、待機児童を避けるため、やむなく0歳児の枠で入園申請を行った経験について、「ある（申請する）」が32.3%、「ない（申請しない）」が53.0%となっています。



(n = 1,429)

問 32-1 1歳からの保育所利用を希望していたが、待機児童を避けるため、やむなく0歳児の枠で入園申請をした最も近い理由は何ですか。

「0歳児の枠の方が、1歳児の枠より入りやすいと感じたため」が最も多く、79.9%となっています。

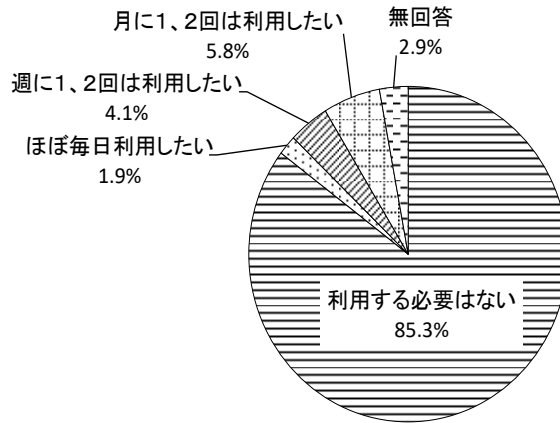


(n = 462)

問 38 平日の夜間に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。

夜間（平日）の定期的な教育・保育の事業の利用希望は、「利用する必要はない」が85.3%と最も多く、次いで「月に1、2回は利用したい」が5.8%の順になっています。

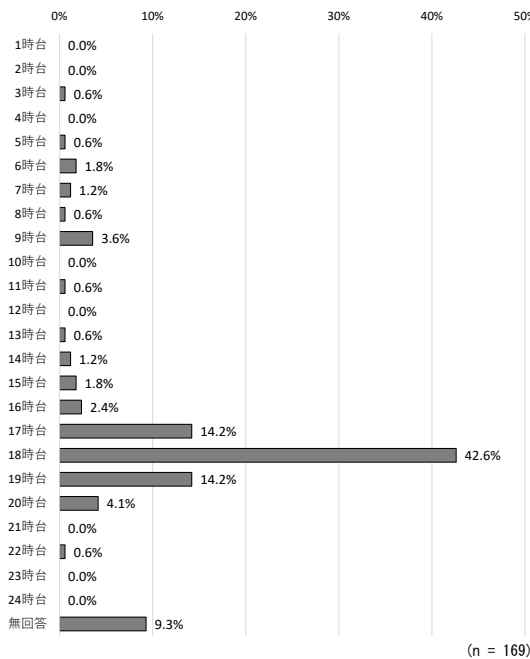
利用希望開始時間は、「18時台」が42.6%、終了時間は「21時台」が24.3%と最も多くなっています。



(n = 1,429)

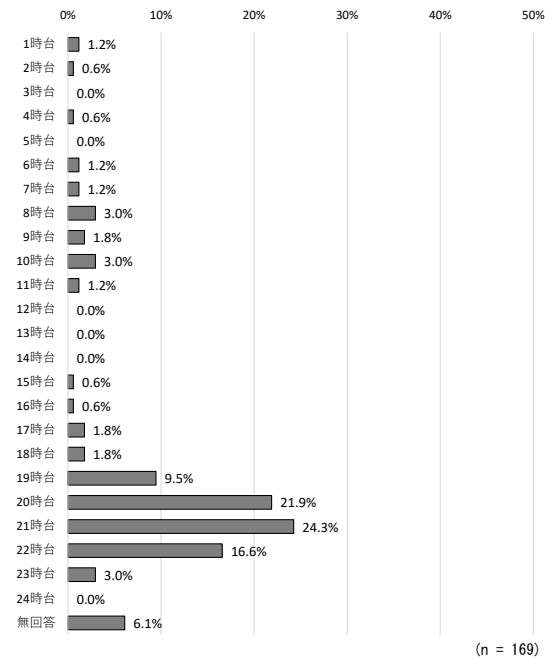
夜間（平日）の定期的な教育・保育事業の利用希望時間

●開始時間



(n = 169)

●終了時間



(n = 169)

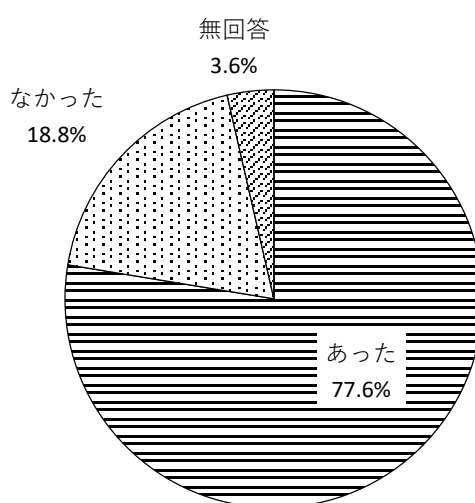
(7) 子供が病気の時の対応

① 子供が病気で通常の教育・保育事業が利用できなかった経験の有無

問 40 平日の定期的な教育・保育の事業を利用している方（(10)で「利用している」と回答された方）にうかがいます。
この1年間に、あて名のお子さんが病気やけがで通常の教育・保育が利用できなかったことはありますか。

お子さんが病気やけがで通常の教育・保育が利用できなかった有無については、「あった」が77.6%となっています。

年齢別にみると、年齢が低いと「あった」の割合が高い傾向となっています。



(n = 1,094)

年齢別

		合計	あった	なかった	無回答
全体	人数	1094	849	206	39
	構成比		77.6%	18.8%	3.6%
0歳(H30.4以降)	人数	3	1	1	1
	構成比		33.3%	33.3%	33.3%
0歳(H30.3以前)	人数	54	51	2	1
	構成比		94.4%	3.7%	1.9%
1歳	人数	85	77	6	2
	構成比		90.6%	7.1%	2.3%
2歳	人数	122	104	14	4
	構成比		85.2%	11.5%	3.3%
3歳	人数	287	211	69	7
	構成比		73.5%	24.0%	2.5%
4歳	人数	275	213	54	8
	構成比		77.5%	19.6%	2.9%
5歳	人数	256	184	57	15
	構成比		71.9%	22.3%	5.8%
無回答	人数	12	8	3	1
	構成比		66.7%	25.0%	8.3%

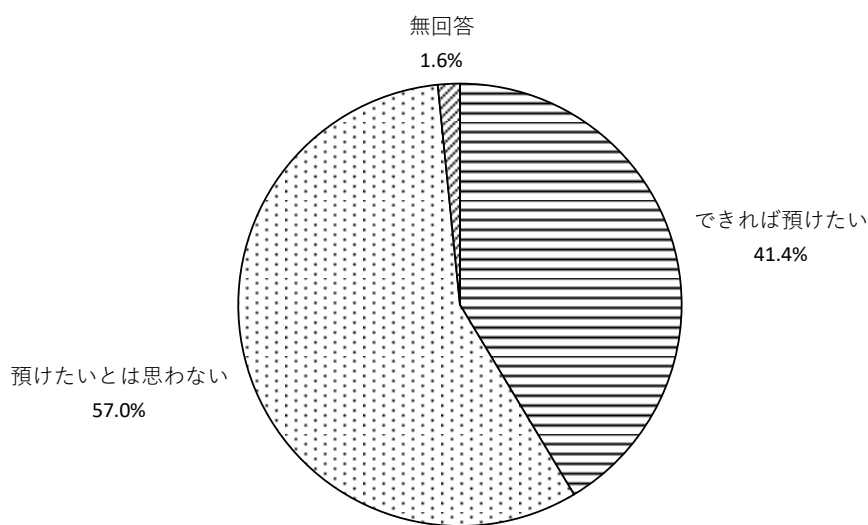
1位：白文字、2位：太文字

② 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

問 40-2 「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答された方にうかがいます。その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

「できれば保育施設を利用したい」と思ったことがあったかは、「預けたいとは思わない」が57.0%、「できれば預けたい」が41.4%となっています。

預けたい日数としては、「2日間」が23.6%と最も多くなっています。



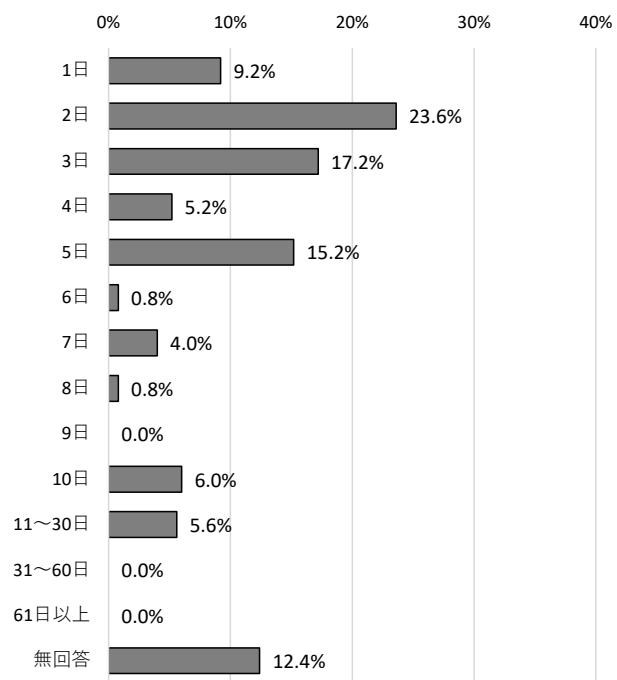
(n = 604)

年齢別

		合計	できれば預けたい	預けたいとは思わない	無回答
全体	人数	604	250	344	10
	構成比		41.4%	57.0%	1.6%
0歳(H30.4以降)	人数	1	1	0	0
	構成比		100.0%	0.0%	0.0%
0歳(H30.3以前)	人数	48	28	19	1
	構成比		58.3%	39.6%	2.1%
1歳	人数	71	29	42	0
	構成比		40.8%	59.2%	0.0%
2歳	人数	88	45	42	1
	構成比		51.1%	47.7%	1.2%
3歳	人数	130	48	80	2
	構成比		36.9%	61.5%	1.6%
4歳	人数	143	54	86	3
	構成比		37.8%	60.1%	2.1%
5歳	人数	116	43	71	2
	構成比		37.1%	61.2%	1.7%
無回答	人数	7	2	4	1
	構成比		28.6%	57.1%	14.3%

1位：白文字、2位：太文字

●できれば預けたい日数（年間）



(n = 250)

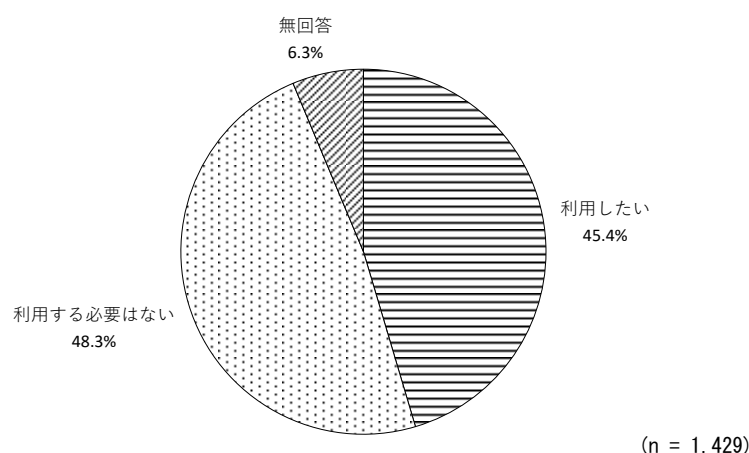
(8) 一時預かり等の利用

① 一時預かり等を利用する必要性

問 42 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かり事業を利用する必要があると思いますか。

一時預かり事業の利用については、「利用したい」が 45.4%、「利用する必要がない」が 48.3%となっています。

年齢別にみると、0歳では「利用したい」割合が多く、その他の年齢では「利用する必要はない」が多くなっています。



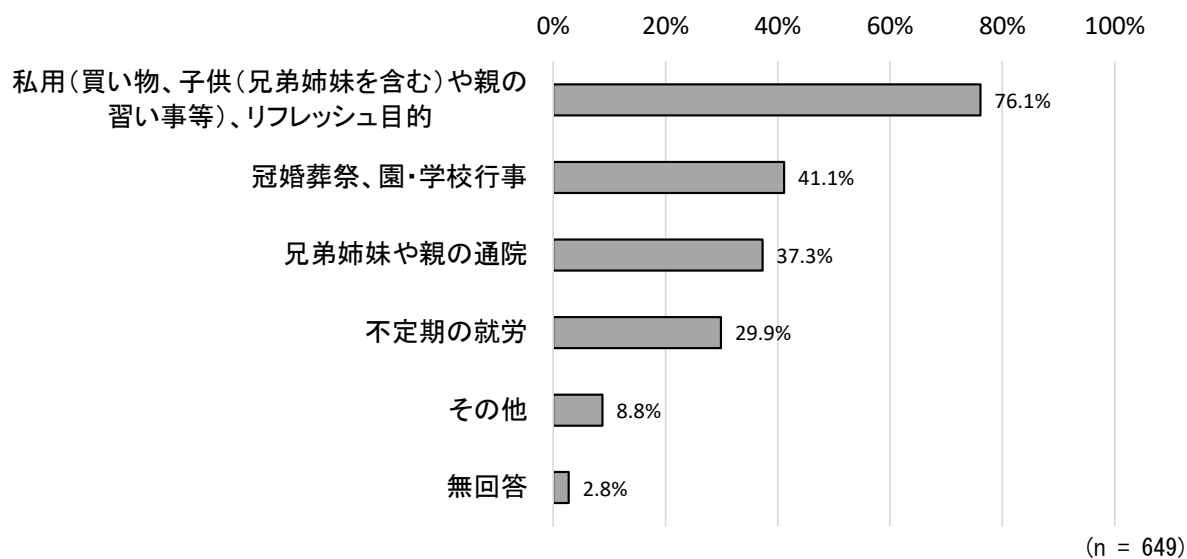
年齢別

		合計	利用したい	利用する必要はない	無回答
全体	人数	1429	649	690	90
	構成比		45.4%	48.3%	6.3%
0歳(H30.4以降)	人数	68	38	25	5
	構成比		55.9%	36.8%	7.3%
0歳(H30.3以前)	人数	186	94	80	12
	構成比		50.5%	43.0%	6.5%
1歳	人数	152	70	74	8
	構成比		46.1%	48.7%	5.2%
2歳	人数	167	77	81	9
	構成比		46.1%	48.5%	5.4%
3歳	人数	294	136	142	16
	構成比		46.3%	48.3%	5.4%
4歳	人数	280	120	149	11
	構成比		42.9%	53.2%	3.9%
5歳	人数	266	110	131	25
	構成比		41.4%	49.2%	9.4%
無回答	人数	16	4	8	4
	構成比		25.0%	50.0%	25.0%

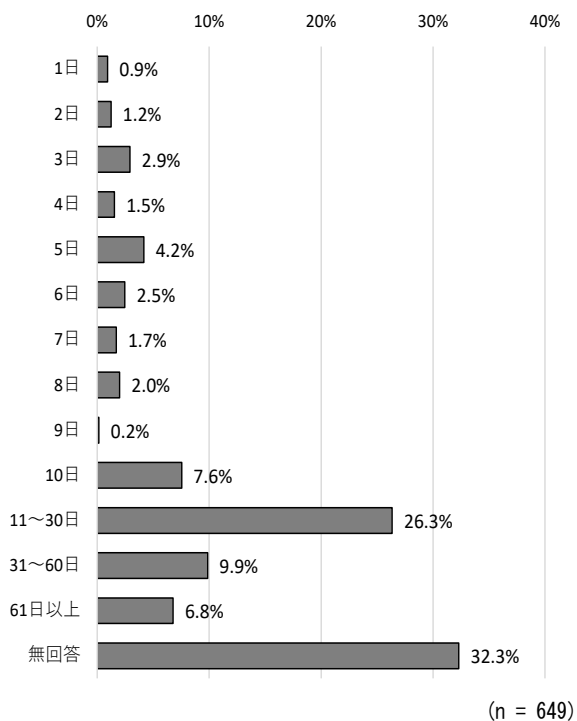
1位：白文字、2位：太文字

●「利用したい」の内訳

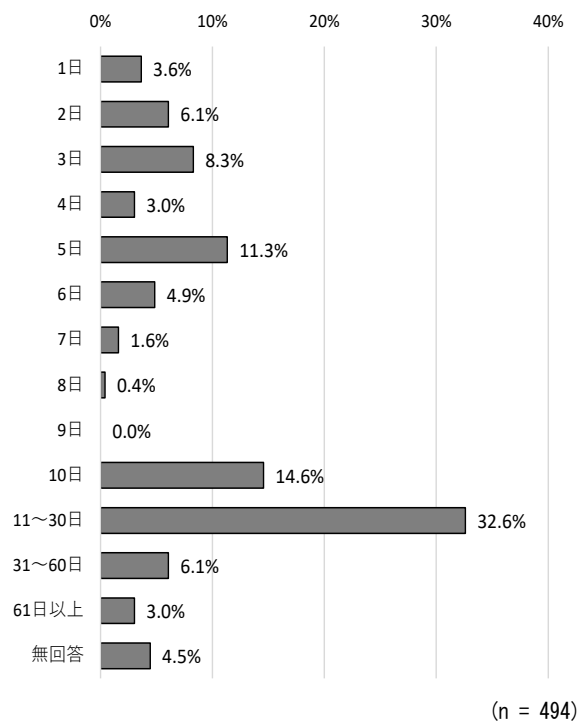
「利用したい」と回答した人の目的としては、「私用、リフレッシュ目的」が76.1%となっています。



●合計日数（年間）

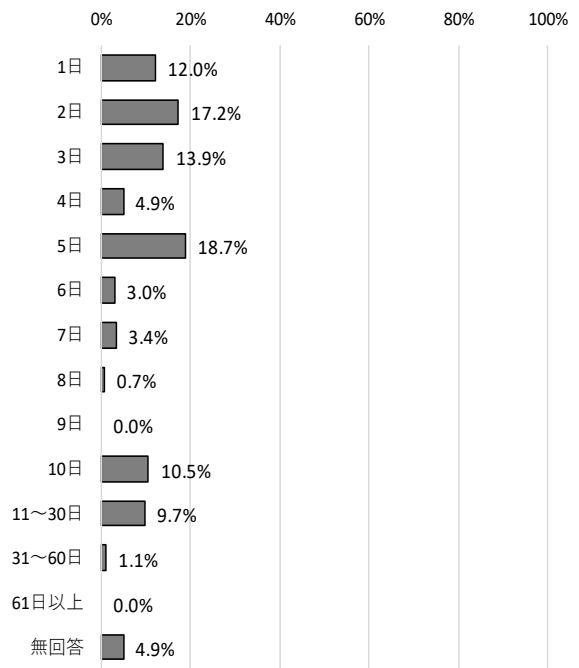


●私用、リフレッシュ目的の日数（年間）

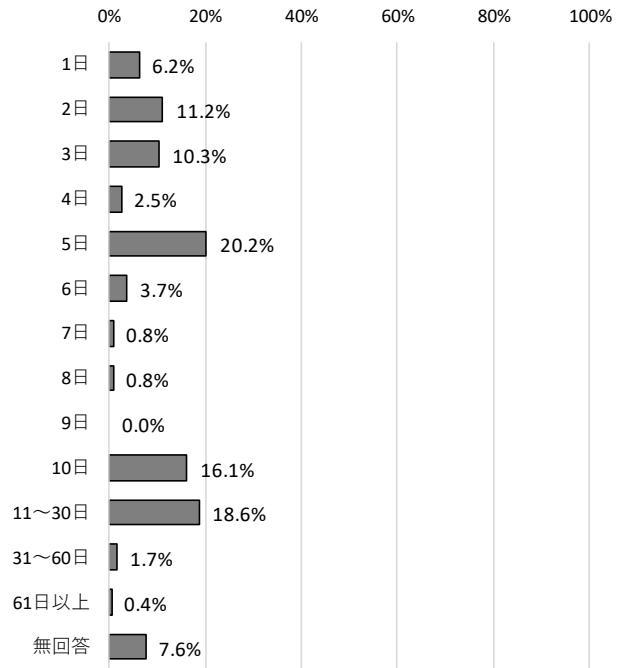


●冠婚葬祭、園・学校行事の日数（年間）

●兄弟姉妹や親の通院の日数（年間）



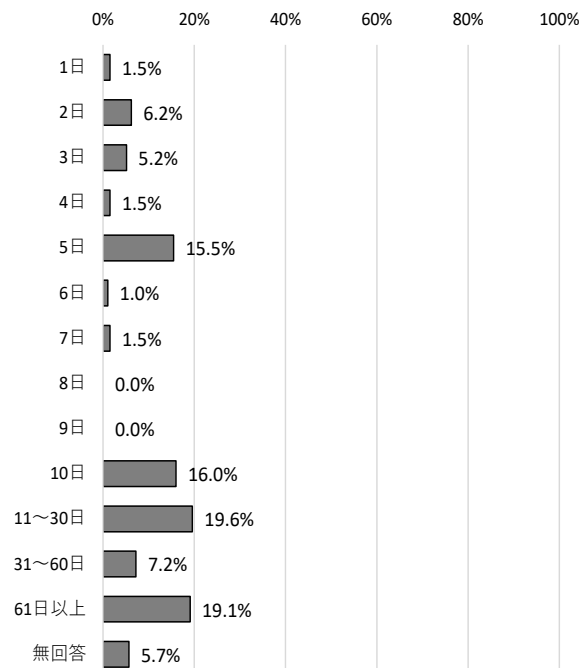
(n = 267)



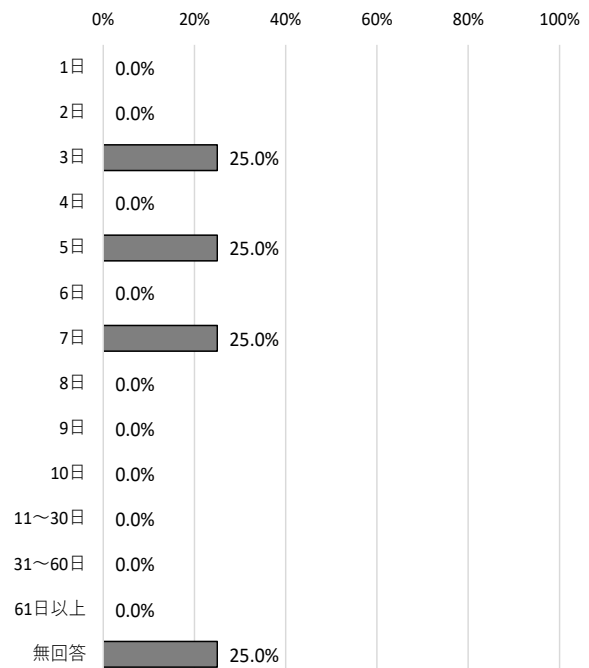
(n = 242)

●不定期の就労の日数（年間）

●その他の日数（年間）



(n = 194)



(n = 4)

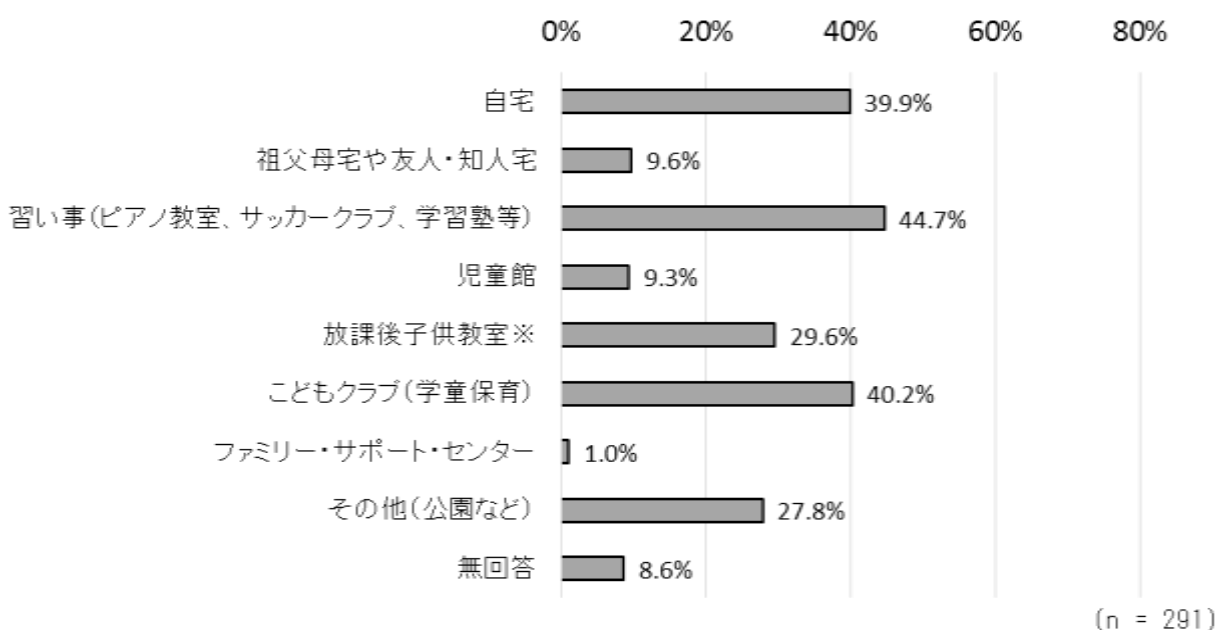
(9) 小学校就学後に放課後過ごさせたい場所

※平成25年4月2日以前に生まれた人(5歳児)のみ

① 小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所

問 45 あて名のお子さんについて、小学校低学年(1~3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
(複数回答)

小学校低学年において放課後の時間で過ごさせたい場所については「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が44.7%と最も多く、次いで「こどもクラブ(学童保育)」が40.2%、「自宅」が39.9%となっています。

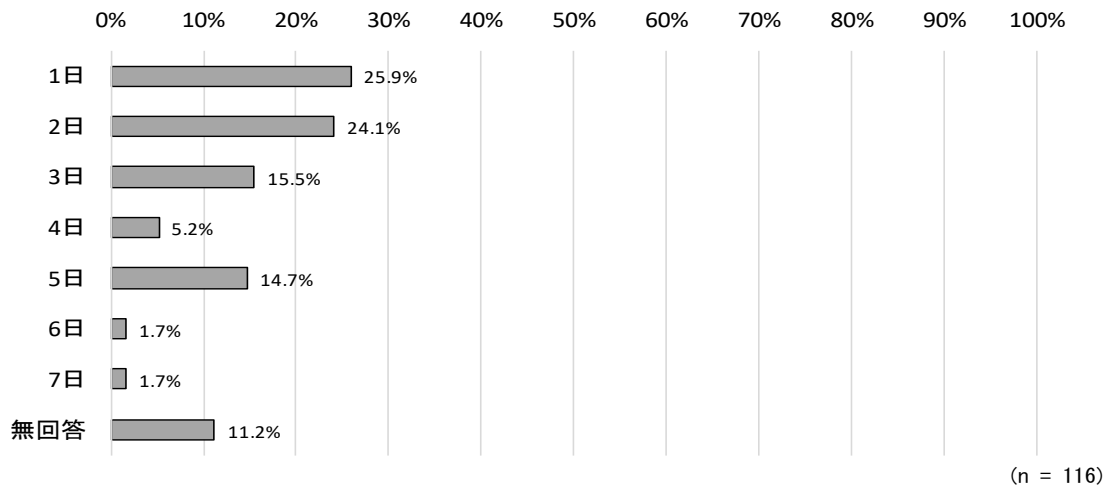


※放課後子供教室・・・すべての児童を対象に、小学校の特別教室や校庭、体育館等を活用し、学習や交流活動、スポーツ、文化活動等の多様な体験・活動の機会を提供する事業。参加費は無料(傷害保険料として、年800円の自己負担あり)。おやつは無し。
平成30年4月現在、千束小学校、石浜小学校、大正小学校で実施。今後、全19小学校で順次実施予定。

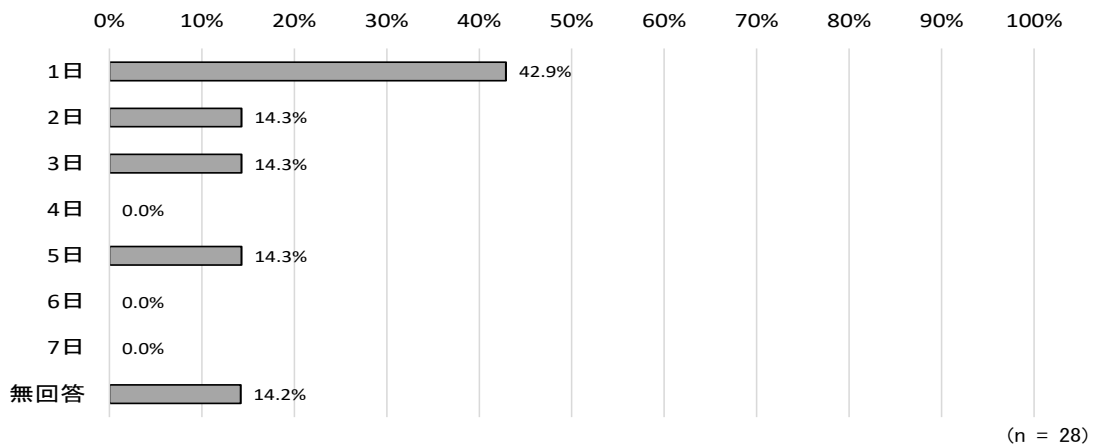
【実施日時】 学校登校日(月~金曜日) 放課後~16時45分
長期休業日(月~金曜日) 8時~16時45分

◆ 週当たり日数

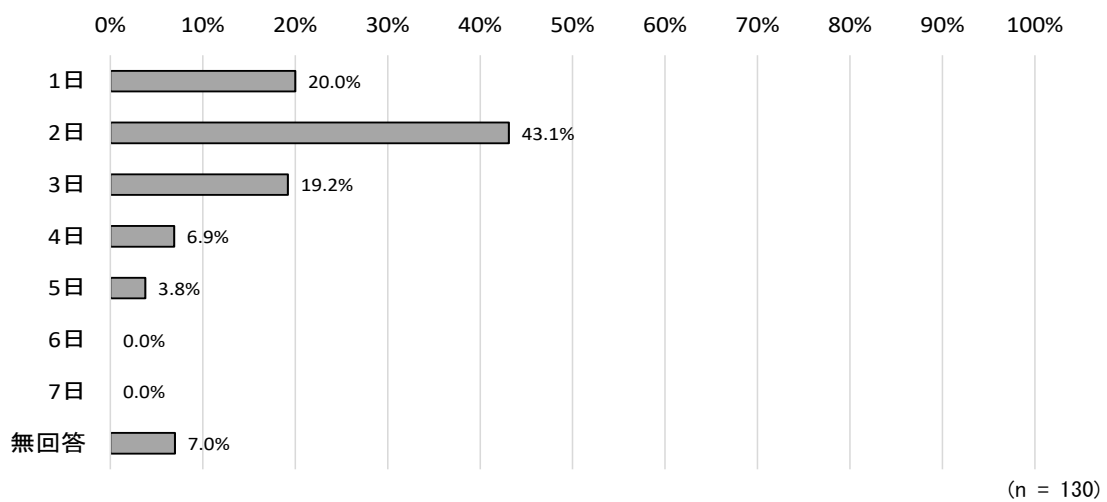
● 自宅



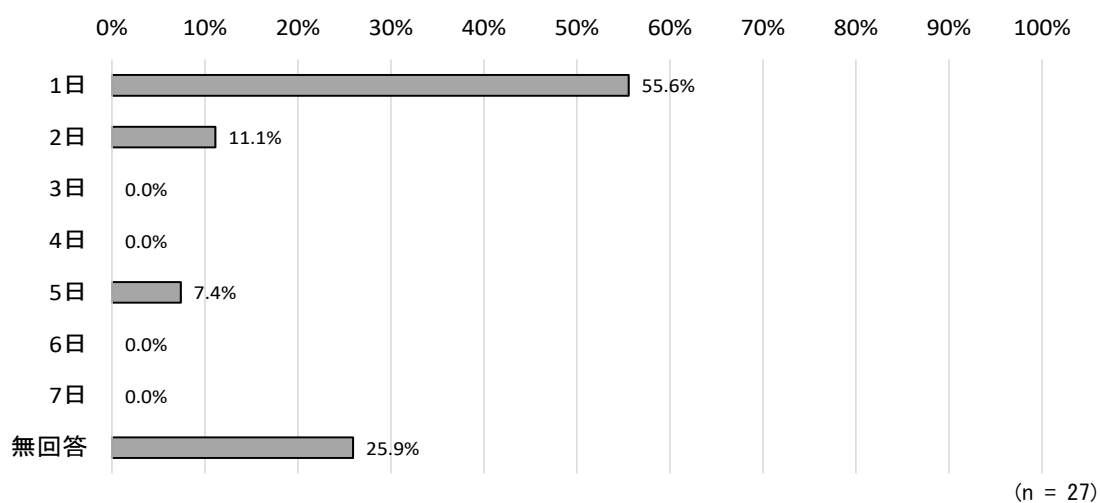
● 祖父母宅や友人・知人宅



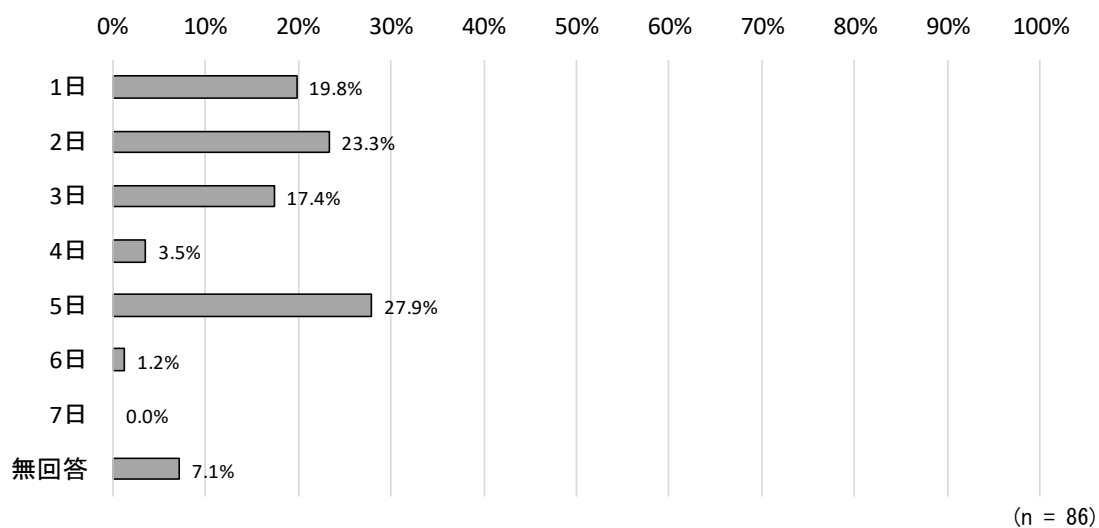
● 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ塾)



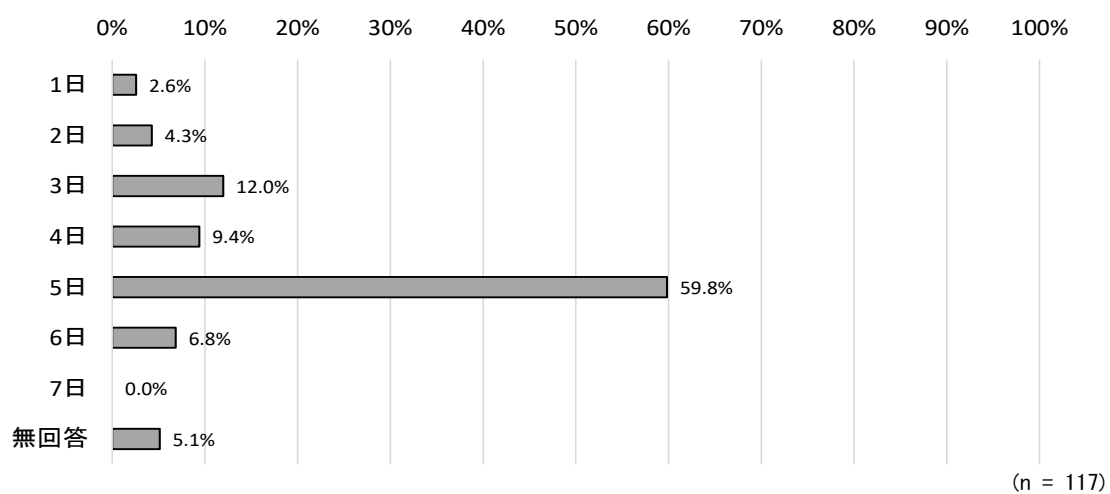
● 児童館



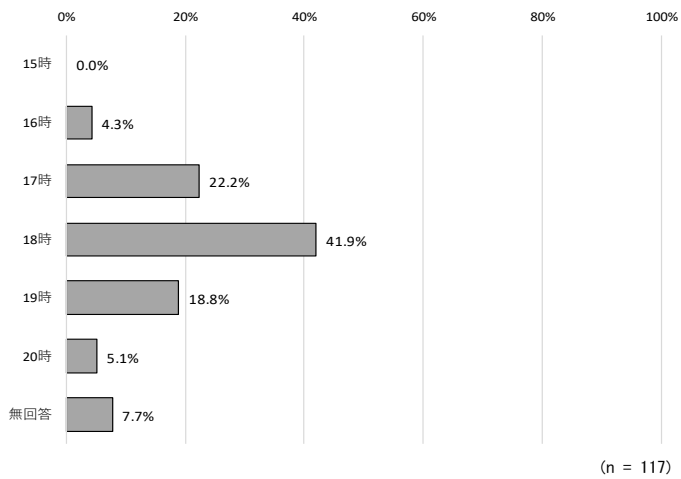
● 放課後子供教室



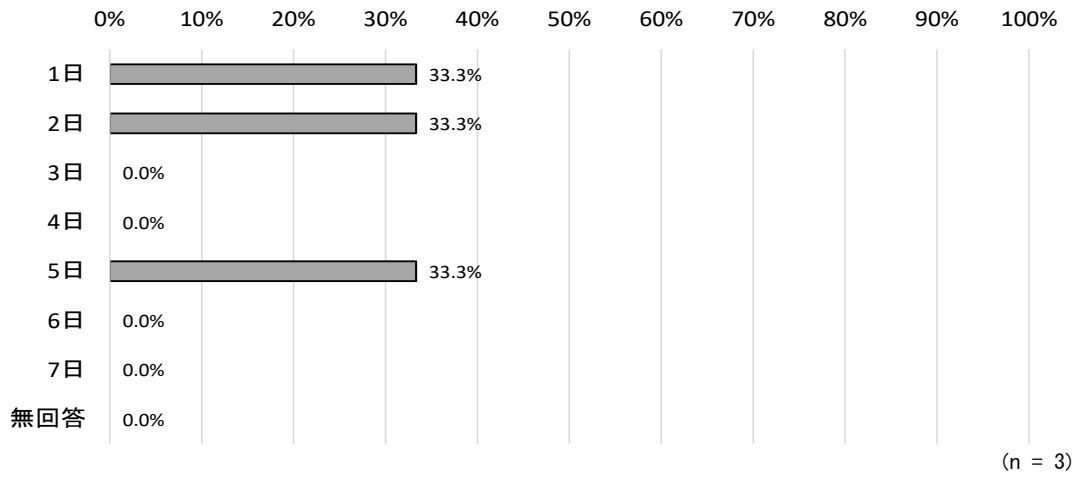
● こどもクラブ (学童保育)



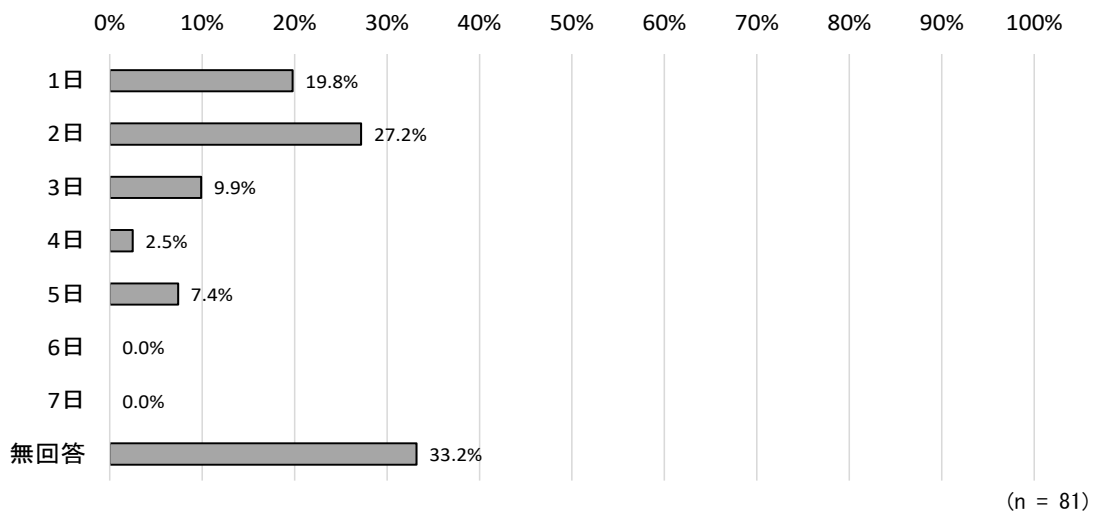
● こどもクラブ（学童保育）【下校時から何時までか】



● ファミリー・サポート・センター



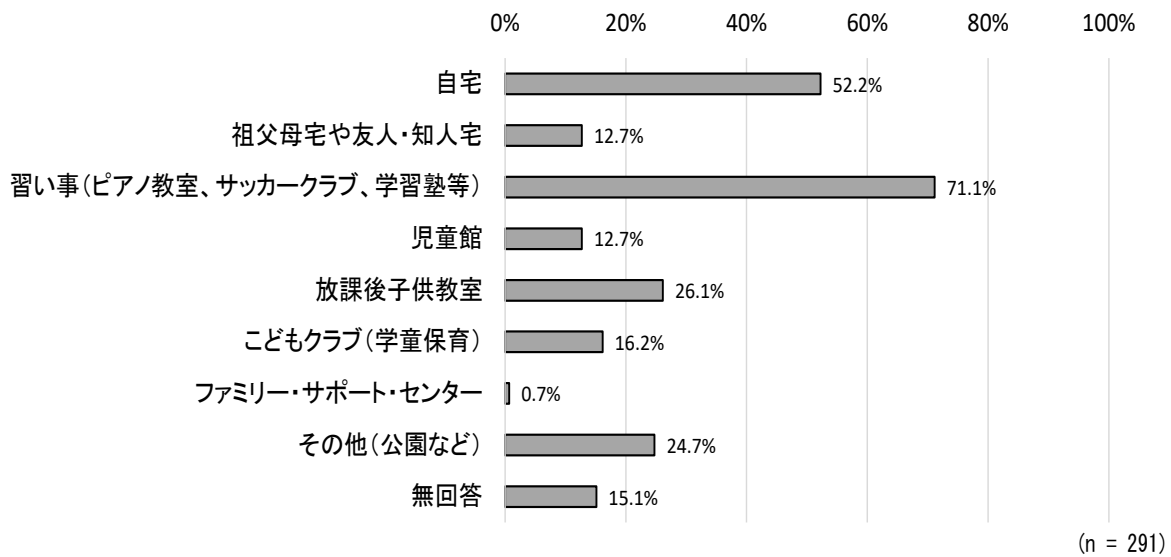
● その他（公園など）



② 小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所

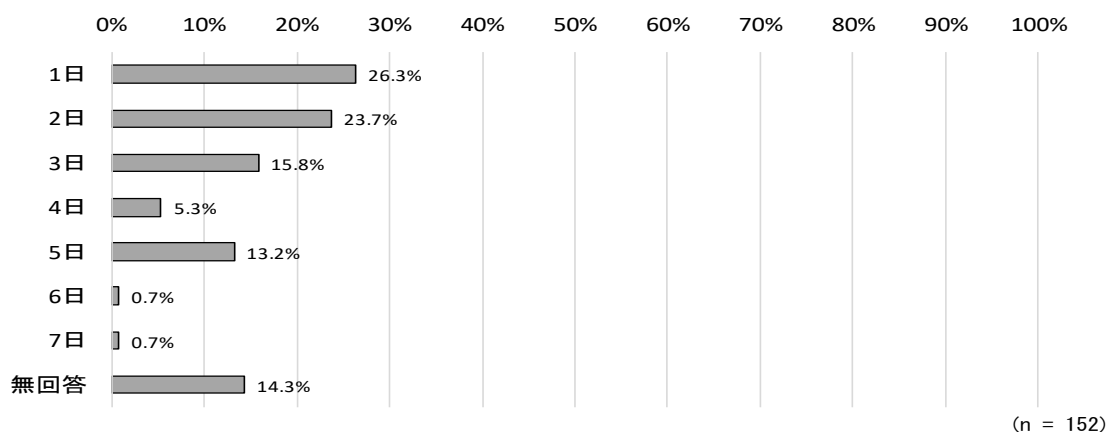
問 46 あて名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
（複数回答）

小学校高学年において放課後の時間で過ごさせたい場所については、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が71.1%と最も多く、次いで「自宅」が52.2%となっています。

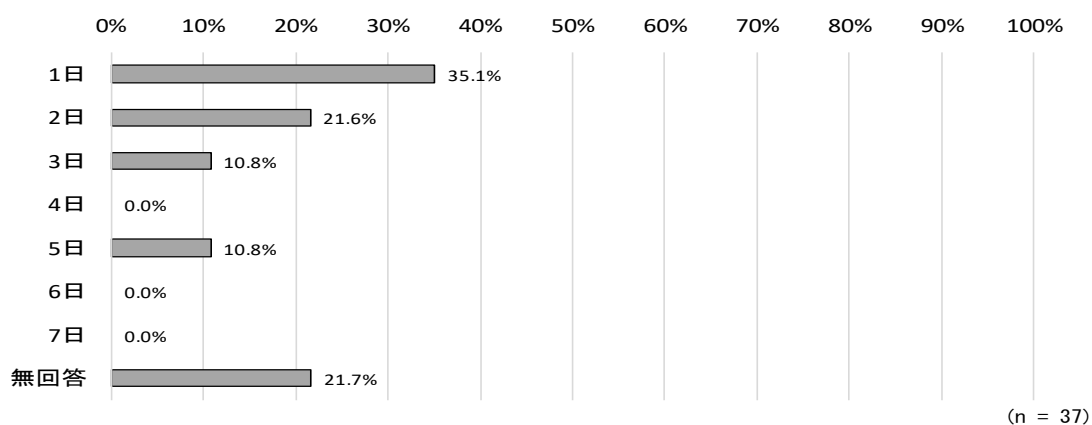


◆ 週当たり日数

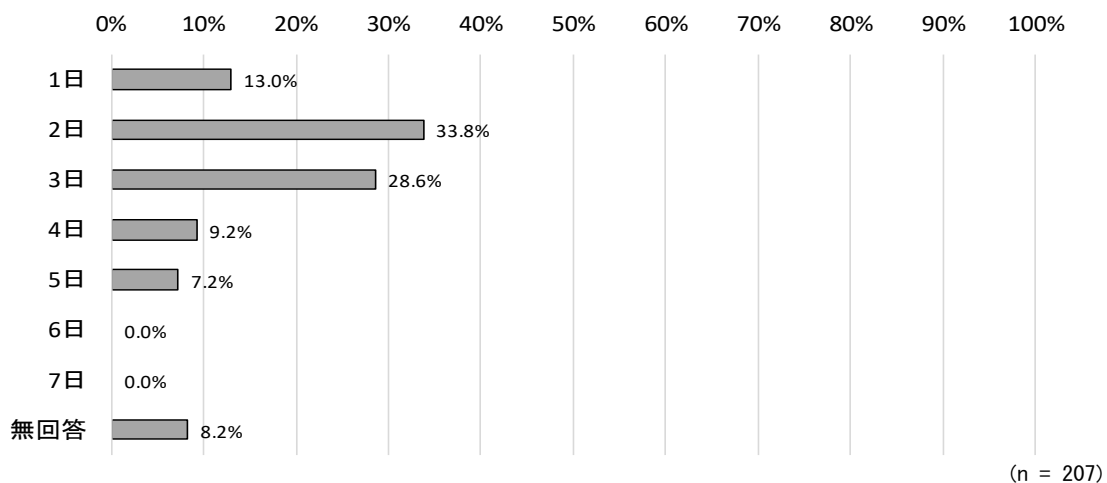
● 自宅



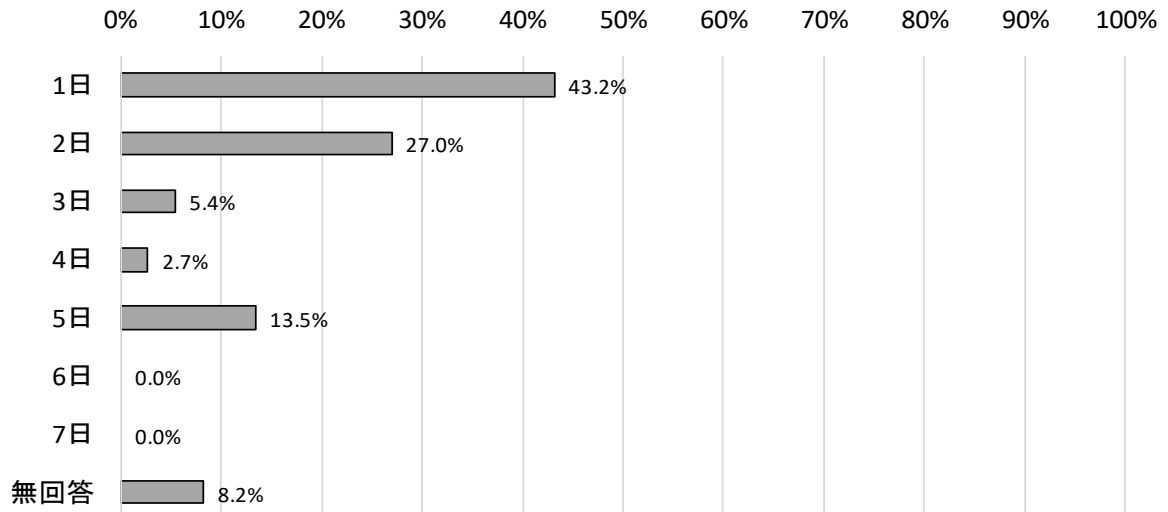
● 祖父母宅や友人・知人宅



● 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）

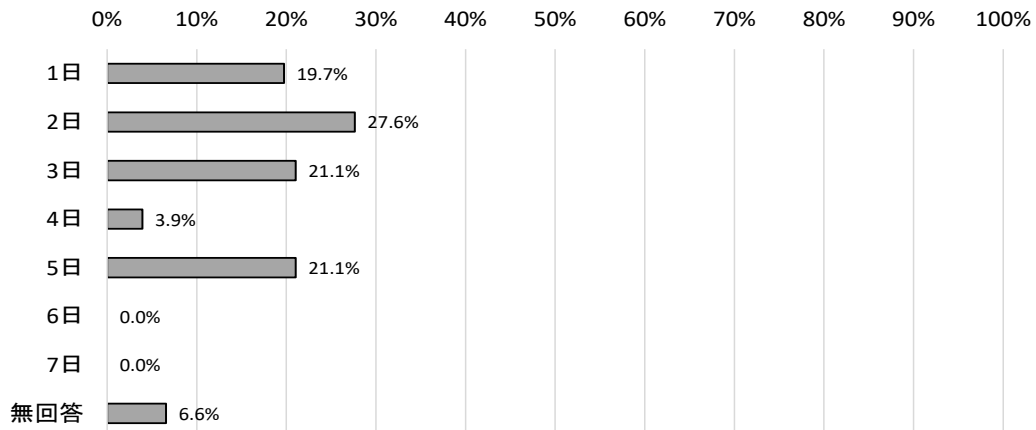


● 児童館



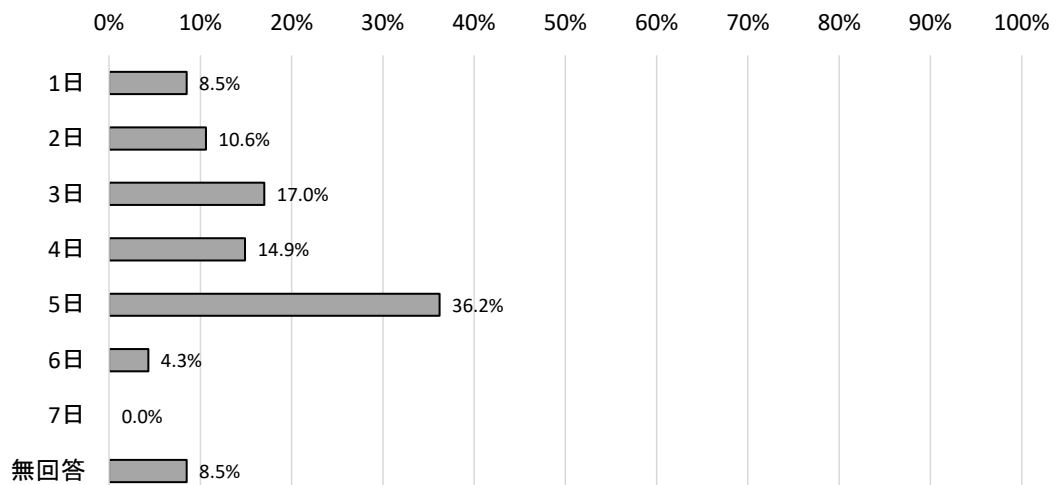
(n = 37)

● 放課後子供教室



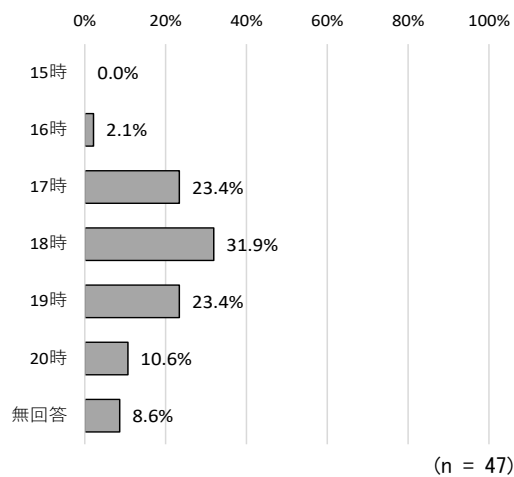
(n = 76)

● こどもクラブ (学童保育)

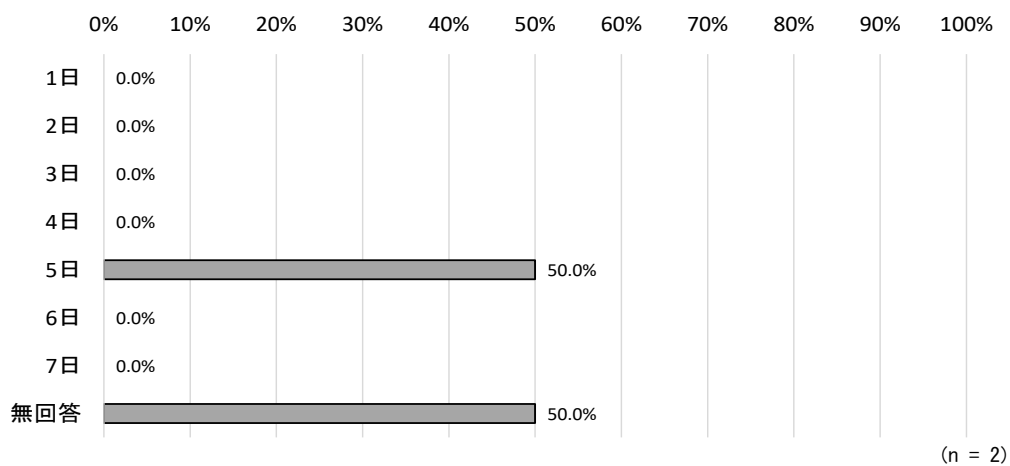


(n = 47)

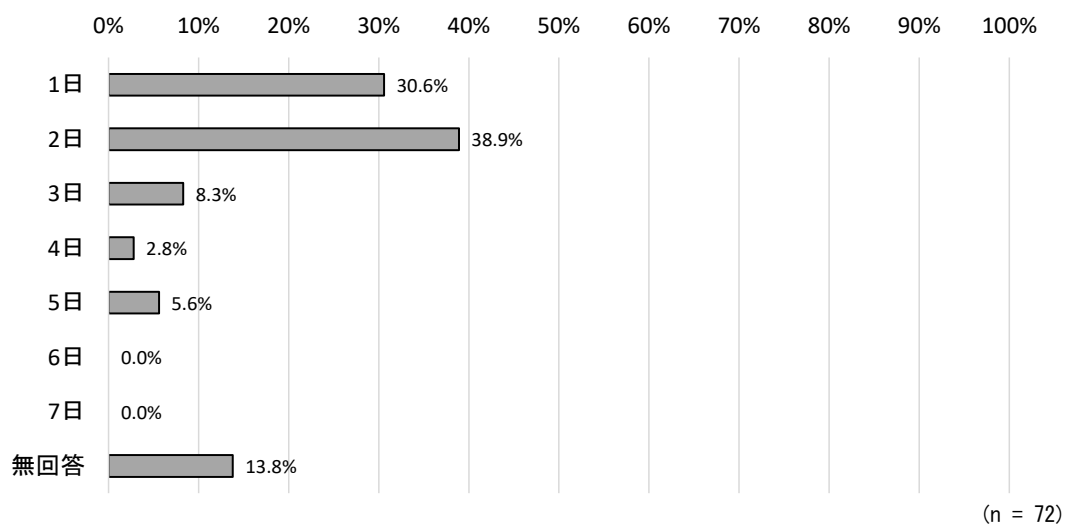
● こどもクラブ(学童保育)【下校時から何時までか】



● ファミリー・サポート・センター



● その他(公園など)

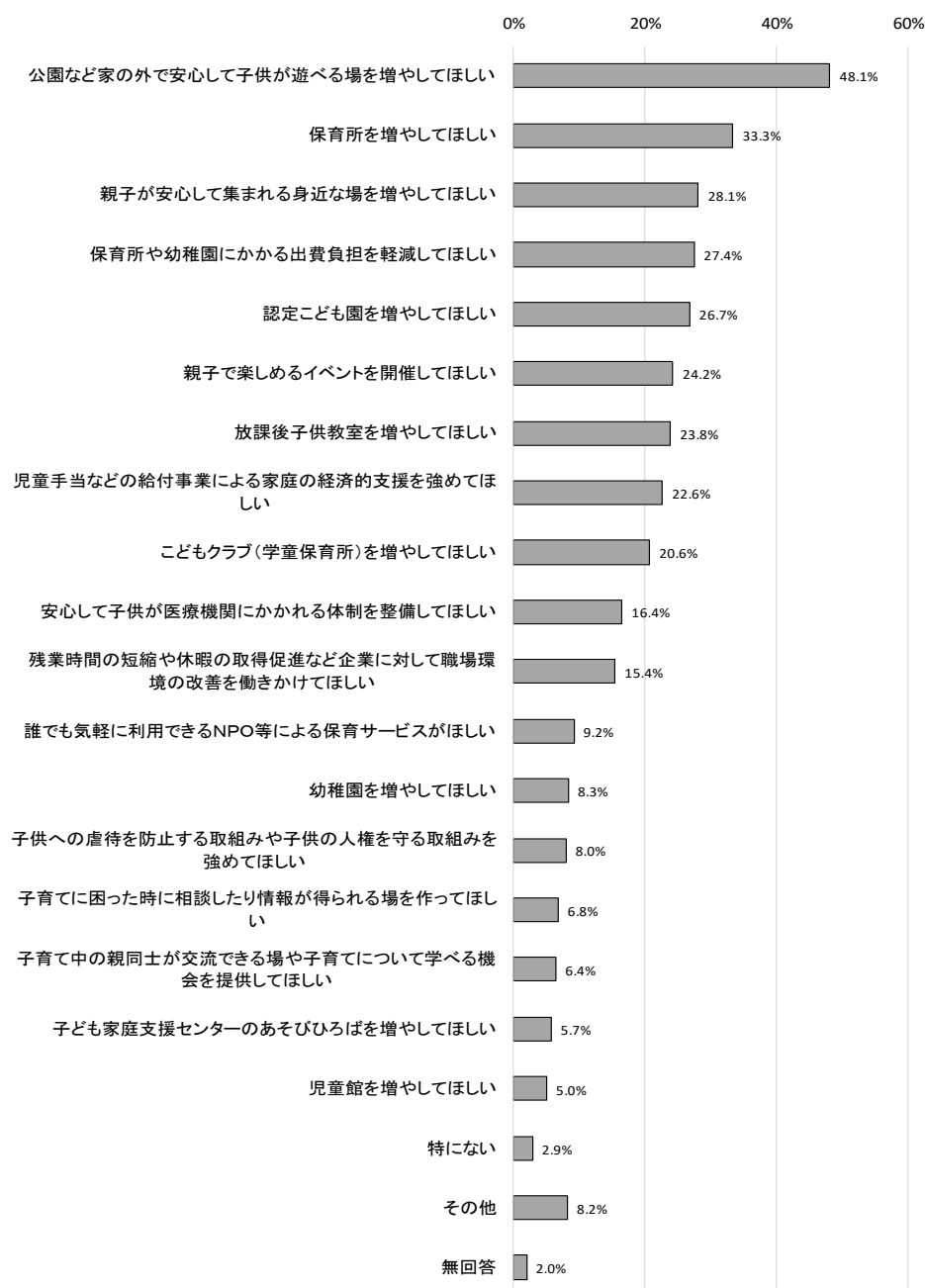


(10) 区の子育て支援で特に力を入れてほしいもの

問 68 区の子育て支援として、次の項目の中から、あなたが特に力を入れてほしいものは何ですか。(複数回答)

区の子育て支援として特に力を入れてほしいものについては、「公園など家の外で安心して子供が遊べる場を増やしてほしい」が48.1%と最も多くなっています。

年齢別にみると、0歳と1歳の「保育所を増やしてほしい」の割合が他と比較して多くなっているのが特徴です。



(n = 1,429)

年齢別

	合計	親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい	公園など家の外で安心して子供が遊べる場を増やしてほしい	親子で楽しめるイベントを開催してほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	認定こども園を増やしてほしい	こどもクラブ(学童保育所)を増やしてほしい	保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい	誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービスがほしい	児童館を増やしてほしい
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
全体	1429	401	687	346	476	119	382	295	392	131	72
		28.1%	48.1%	24.2%	33.3%	8.3%	26.7%	20.6%	27.4%	9.2%	5.0%
0歳(H30.4以降)	68	27	29	18	39	10	30	15	23	5	3
		39.7%	42.6%	26.5%	57.4%	14.7%	44.1%	22.1%	33.8%	7.4%	4.4%
0歳(H30.3以前)	186	59	82	57	106	25	77	27	54	24	9
		31.7%	44.1%	30.6%	57.0%	13.4%	41.4%	14.5%	29.0%	12.9%	4.8%
1歳	152	41	67	43	72	15	56	37	42	12	4
		27.0%	44.1%	28.3%	47.4%	9.9%	36.8%	24.3%	27.6%	7.9%	2.6%
2歳	167	58	88	46	62	20	53	38	54	14	9
		34.7%	52.7%	27.5%	37.1%	12.0%	31.7%	22.8%	32.3%	8.4%	5.4%
3歳	294	87	130	72	77	18	71	62	80	25	10
		29.6%	44.2%	24.5%	26.2%	6.1%	24.1%	21.1%	27.2%	8.5%	3.4%
4歳	280	67	152	56	70	15	58	64	72	20	18
		23.9%	54.3%	20.0%	25.0%	5.4%	20.7%	22.9%	25.7%	7.1%	6.4%
5歳	266	58	130	49	45	16	34	49	64	28	19
		21.8%	48.9%	18.4%	16.9%	6.0%	12.8%	18.4%	24.1%	10.5%	7.1%
無回答	16	4	9	5	5	0	3	3	3	3	0
		25.0%	56.3%	31.3%	31.3%	0.0%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	0.0%

1位：白文字、2位：太文字

	合計	放課後子供教室を増やしてほしい	子ども家庭支援センターのおそびひろばを増やしてほしい	安心して子供が医療機関にかかれる体制を整備してほしい	児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めてほしい	子供への虐待を防止する仕組みや子供の人権を守る取組みを強めてほしい	子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作してほしい	子育て中の親同士が交流できる場や子育てについて学べる機会を提供してほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	その他	特にない	無回答
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数
全体	340	82	235	323	114	97	92	220	117	41	87	
		23.8%	5.7%	16.4%	22.6%	8.0%	6.8%	6.4%	15.4%	8.2%	2.9%	6.1%
0歳(H30.4以降)	6	8	8	18	7	4	11	12	3	1	3	
		8.8%	11.8%	11.8%	26.5%	10.3%	5.9%	16.2%	4.4%	1.5%	4.4%	
0歳(H30.3以前)	19	28	18	34	10	14	19	26	11	6	7	
		10.2%	15.1%	9.7%	18.3%	5.4%	7.5%	10.2%	14.0%	5.9%	3.2%	3.8%
1歳	14	12	20	39	18	17	16	24	17	0	7	
		9.2%	7.9%	13.2%	25.7%	11.8%	11.2%	10.5%	15.8%	11.2%	0.0%	4.6%
2歳	42	10	27	37	17	8	10	27	14	3	2	
		25.1%	6.0%	16.2%	22.2%	10.2%	4.8%	6.0%	16.2%	8.4%	1.8%	1.2%
3歳	81	10	49	80	18	15	14	37	33	13	23	
		27.6%	3.4%	16.7%	27.2%	6.1%	5.1%	4.8%	12.6%	11.2%	4.4%	7.8%
4歳	87	10	59	64	26	24	14	50	19	4	18	
		31.1%	3.6%	21.1%	22.9%	9.3%	8.6%	5.0%	17.9%	6.8%	1.4%	6.4%
5歳	86	4	50	49	17	14	8	43	18	13	25	
		32.3%	1.5%	18.8%	18.4%	6.4%	5.3%	3.0%	16.2%	6.8%	4.9%	9.4%
無回答	5	0	4	2	1	1	0	1	2	1	2	
		31.3%	0.0%	25.0%	12.5%	6.3%	6.3%	0.0%	6.3%	12.5%	6.3%	12.5%

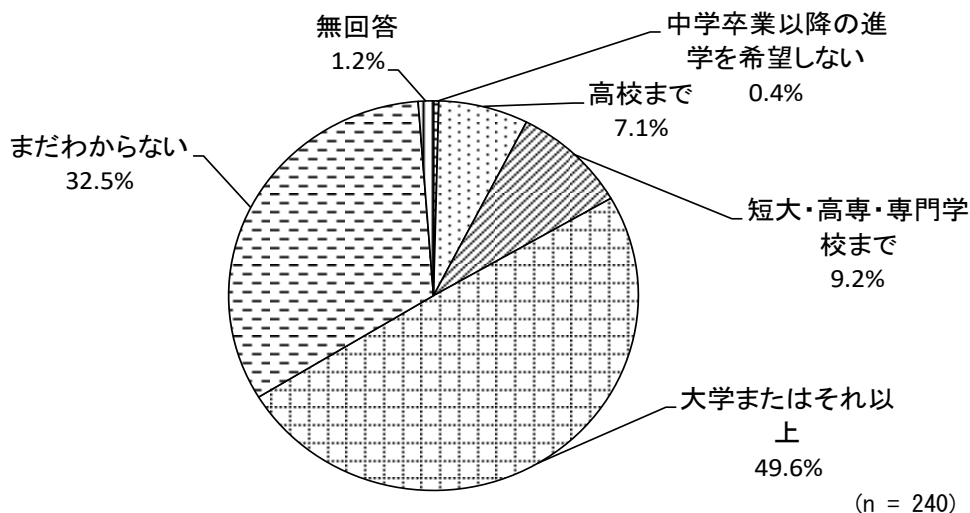
1位：白文字、2位：太文字

小学生調査の結果

(1) 将来の「夢」について

問 3-3 あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。

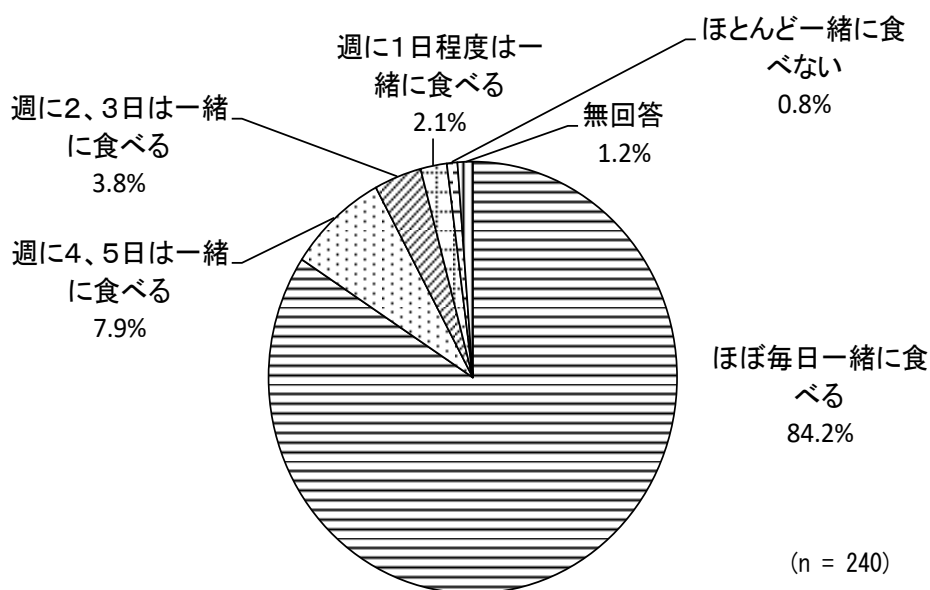
将来どの段階まで進学したいかは、「大学またはそれ以上」が 49.6%と最も多く、次いで「まだわからない」が 32.5%となっています。



(2) 普段の生活について

問 4 毎日の食事で、1日1回は家族と食事をとっていますか。

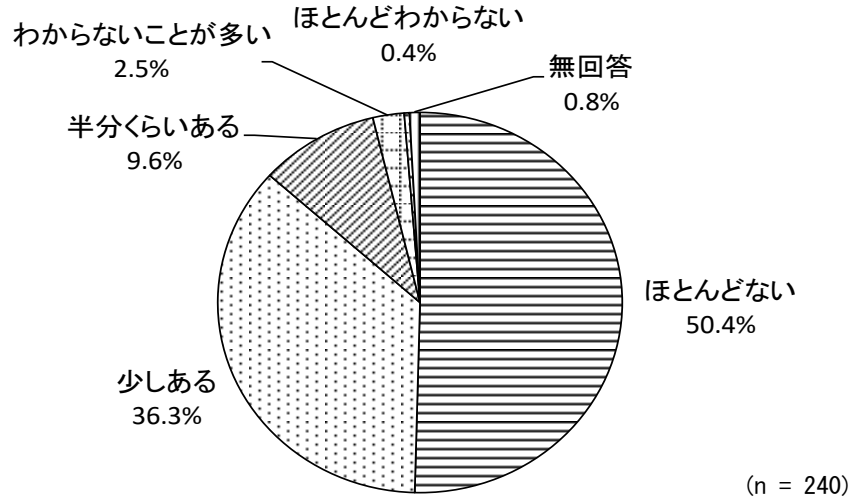
家族との食事の頻度は、「ほぼ毎日一緒に食べる」が 84.2%と最も多く、次いで「週に4、5日は一緒に食べる」が 7.9%となっています。



(3) 学校や勉強について

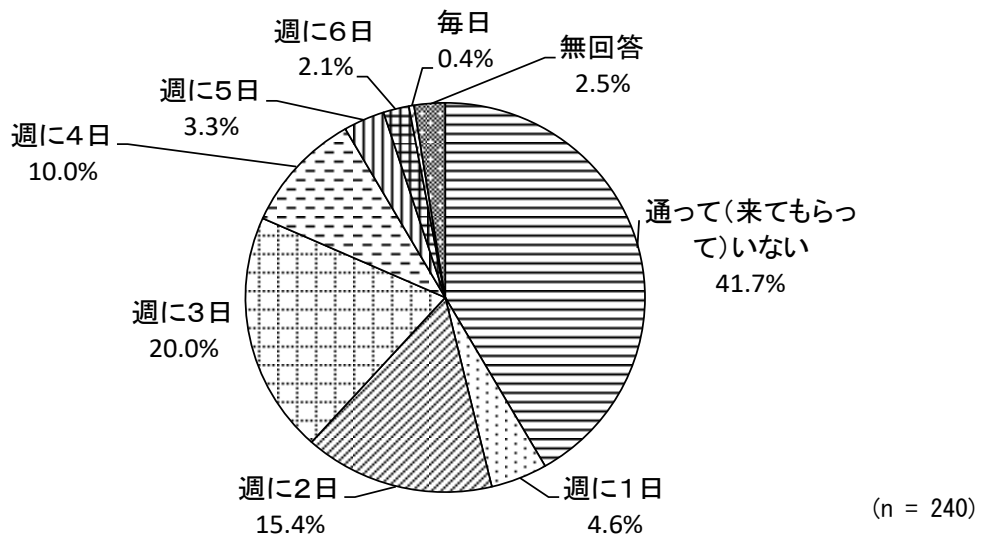
問9 あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。

学校の授業がわからないことがあるかは「ほとんどない」が50.4%と最も多く、次いで「少しある」が36.3%となっています。



問14 あなたは、学習塾に通ったり、家庭教師に来てもらっていますか。
通っている（来てもらっている）場合、1週間に何日通っていますか。

学習塾や家庭教師の頻度は「通って（来てもらって）いない」が41.7%と最も多く、次いで「週に3日」が20.0%となっています。



小学生保護者調査の結果

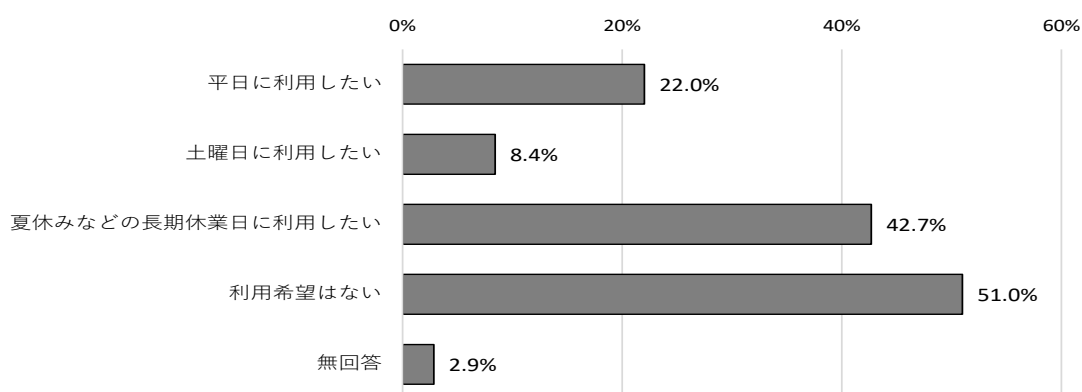
(1) こどもクラブの利用希望について

① こどもクラブの利用希望

問 16 平日、土曜日または夏休みなどの長期休業日に、あて名のお子さんについて、こどもクラブ（学童保育）を利用したいですか。現在の入会の有無に関係なく回答してください。（複数回答）

こどもクラブ（学童保育）の利用意向は「利用希望はない」が51.0%と最も多く、次いで「夏休みなどの長期休業日に利用したい」が42.7%となっています。

学年別にみると、1年生及び2年生、3年生で「夏休みなどの長期休業日に利用したい」がそれぞれ59.7%、57.5%、51.3%と最も多くなっています。



(n = 1,471)

学年別

		合計	平日に利用したい	土曜日に利用したい	夏休みなどの長期休業日に利用したい	利用希望はない	無回答
全体	人数	1471	324	124	628	751	42
	構成比		22.0%	8.4%	42.7%	51.0%	2.9%
1年生	人数	258	113	47	154	86	5
	構成比		43.8%	18.2%	59.7%	33.3%	1.9%
2年生	人数	252	94	34	145	87	5
	構成比		37.3%	13.5%	57.5%	34.5%	2.0%
3年生	人数	230	66	20	118	96	7
	構成比		28.7%	8.7%	51.3%	41.7%	3.0%
4年生	人数	252	25	8	92	145	8
	構成比		9.9%	3.2%	36.5%	57.5%	3.2%
5年生	人数	229	13	6	63	158	7
	構成比		5.7%	2.6%	27.5%	69.0%	3.1%
6年生	人数	214	7	3	42	163	6
	構成比		3.3%	1.4%	19.6%	76.2%	2.8%
無回答	人数	36	6	6	14	16	4
	構成比		16.7%	16.7%	38.9%	44.4%	11.1%

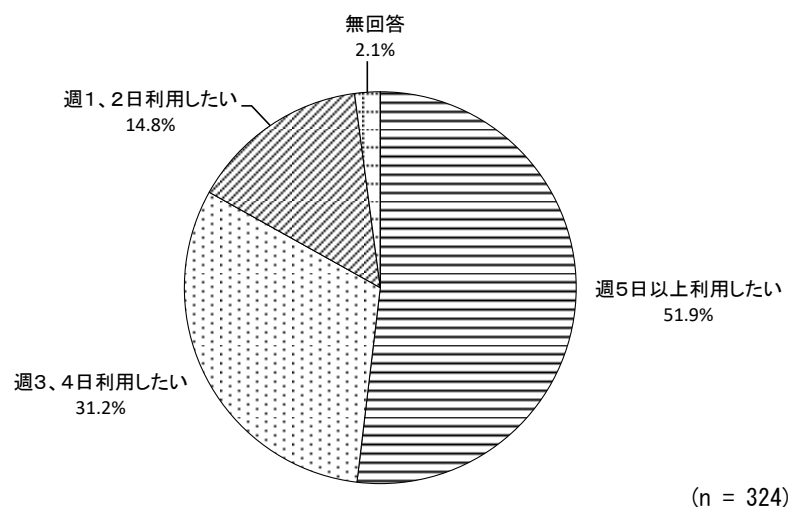
1位: 白文字、2位: 太文字

問 16-1 問 16 で「平日に利用したい」と回答された方にうかがいます。
希望する利用頻度はどのくらいですか。

① 希望する利用頻度

平日にこどもクラブ（学童保育）を利用したい人の希望する利用頻度は「週5日以上利用したい」が51.9%と最も多く、次いで「週3、4日利用したい」が31.2%となっています。

学年別にみると、1年生及び2年生、3年生では「週5日以上利用したい」が最も多く、4年生及び5年生、6年生では「週3、4日利用したい」が最も多くなっています。



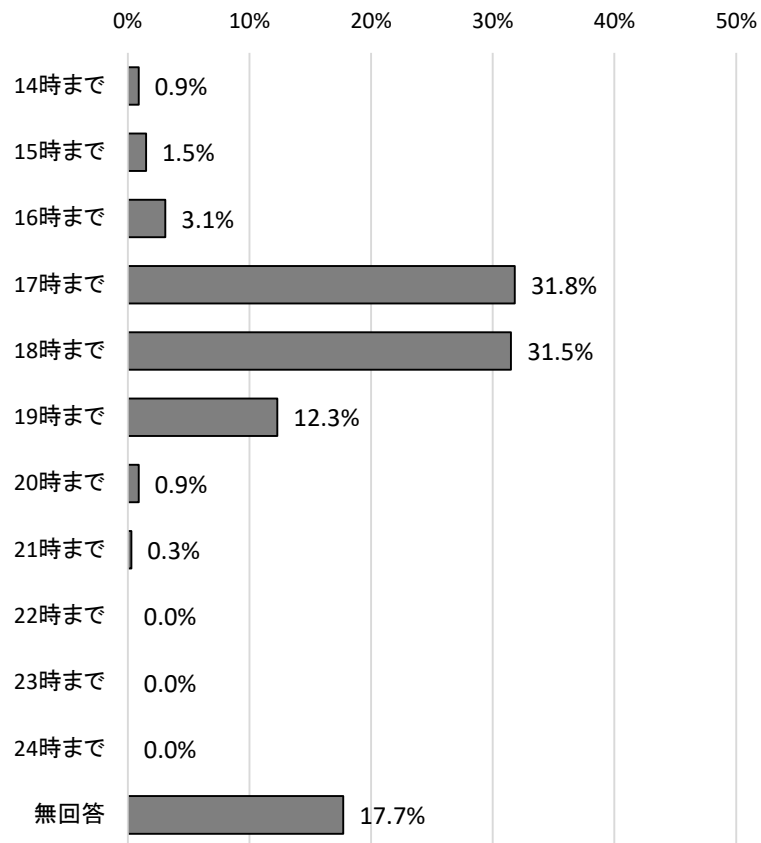
学年別

		合計	週5日以上利用したい	週3、4日利用したい	週1、2日利用したい	無回答
全体	人数	324	168	101	48	7
	構成比		51.9%	31.2%	14.8%	2.2%
1年生	人数	113	68	25	15	5
	構成比		60.2%	22.1%	13.3%	4.4%
2年生	人数	94	50	34	8	2
	構成比		53.2%	36.2%	8.5%	2.1%
3年生	人数	66	39	15	12	0
	構成比		59.1%	22.7%	18.2%	0.0%
4年生	人数	25	4	12	9	0
	構成比		16.0%	48.0%	36.0%	0.0%
5年生	人数	13	3	8	2	0
	構成比		23.1%	61.5%	15.4%	0.0%
6年生	人数	7	2	3	2	0
	構成比		28.6%	42.8%	28.6%	0.0%
無回答	人数	6	2	4	0	0
	構成比		33.3%	66.7%	0.0%	0.0%

1位: 白文字、2位: 太文字

② 希望する利用時間

平日にこどもクラブ（学童保育）を利用したい人の希望する利用時間は「17時まで」が31.8%で最も多く、次いで「18時まで」が31.5%、「19時まで」が12.3%となっています。



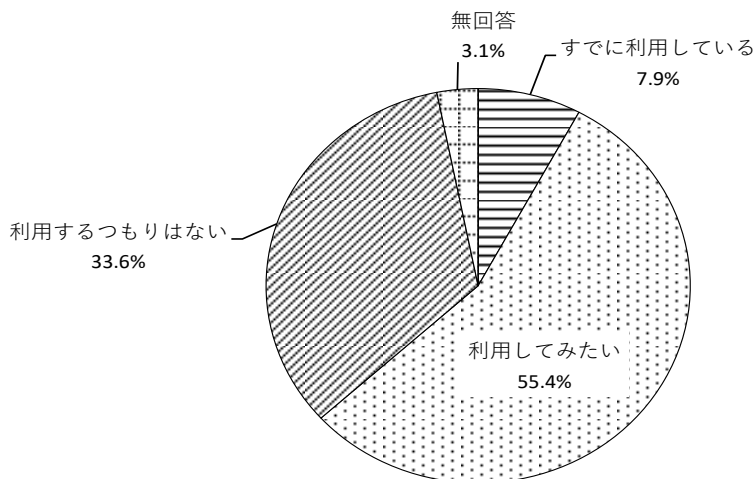
(n = 324)

(2) 放課後子供教室・児童館ランドセル来館について

① 放課後子供教室の利用意向

問 17 あて名のお子さんの学校で放課後子供教室を実施した場合、放課後子供教室を利用してみたいと思いますか。

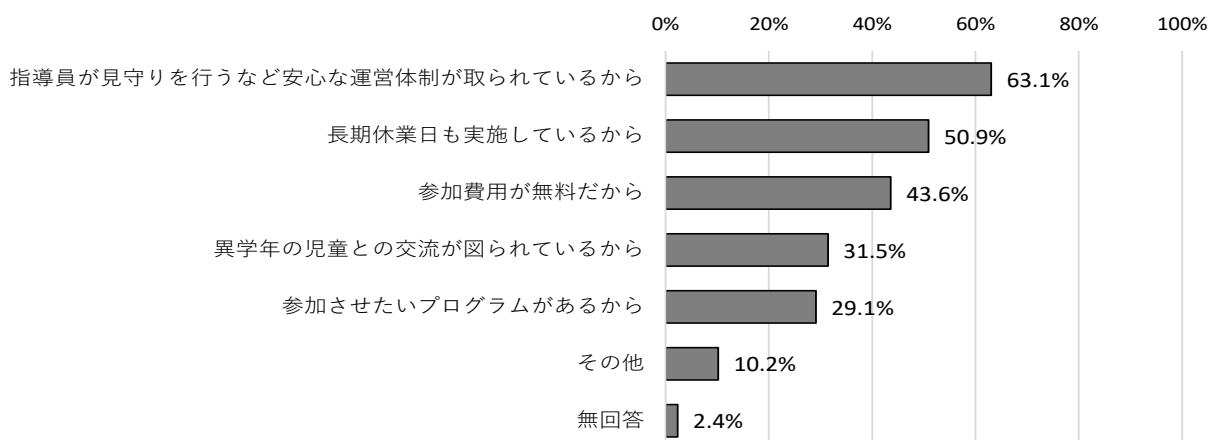
放課後子供教室の利用意向は、「利用してみたい」が55.4%と最も多く、次いで「利用するつもりはない」が33.6%となっています。



(n = 1,471)

問 17-1 問 17 で「すでに利用している」または「利用してみたい」を選択した方にお伺いします。放課後子供教室をどのような理由で利用していますか（利用してみたいですか。）。（複数回答）

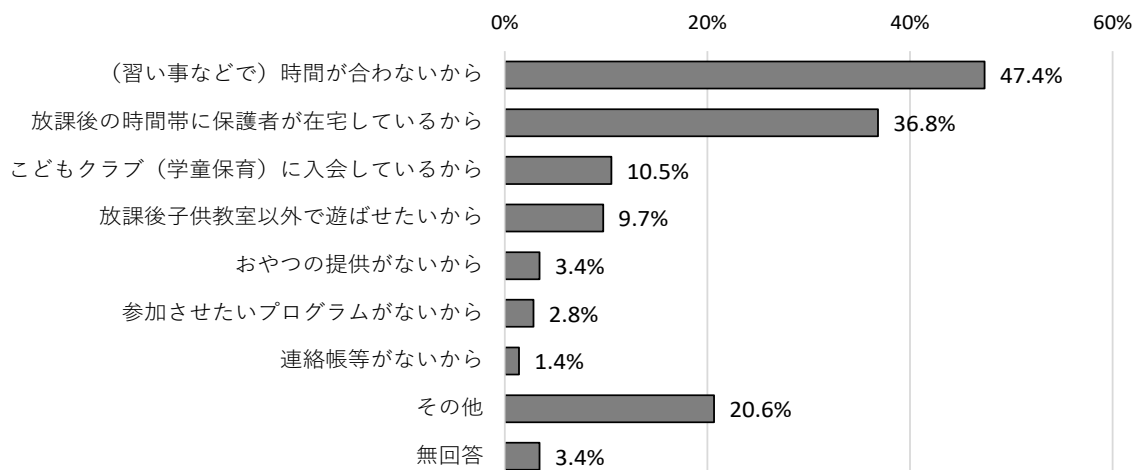
放課後子供教室を利用している（利用してみたい）理由は、「指導員が見守りを行うなど安心な運営体制が取られているから」が63.1%と最も多く、次いで「長期休業日も実施しているから」が50.9%、「参加費用が無料だから」が43.6%の順になっています。



(n = 931)

問 17-3 問 17-2 で「利用するつもりはない」を選択した方にお伺いします。放課後子供教室を利用していない（利用するつもりはない）理由は何ですか。（複数回答）

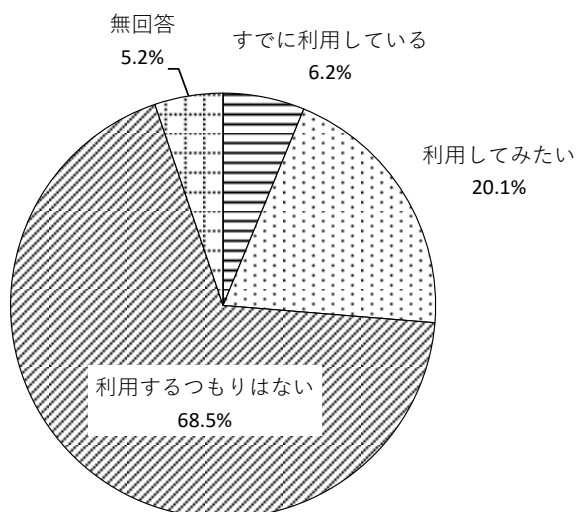
放課後子供教室を利用しない（利用するつもりはない）理由は「（習い事などで）時間が合わないから」が47.4%と最も多く、次いで「放課後の時間帯に保護者が在宅しているから」が36.8%となっています。



(n = 494)

問 18 児童館で実施しているランドセル来館を利用してみたいと思いますか。

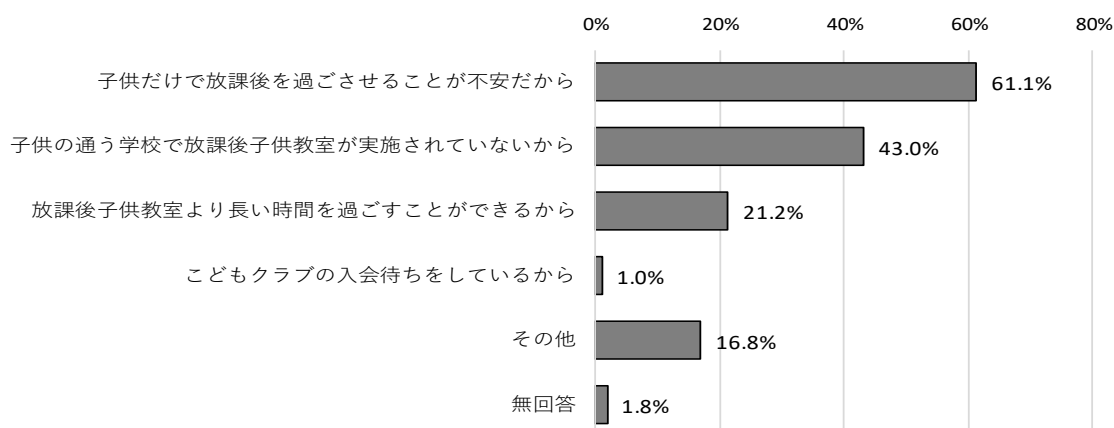
ランドセル来館の利用意向は「利用するつもりはない」が68.5%、「利用してみたい」が20.1%の順になっています。



(n = 1,471)

問 18-1 問 18 で「すでに利用している」または「利用してみたい」を選択した方にお伺いします。ランドセル来館をどのような理由で利用していますか（利用してみたいですか。）（複数回答）

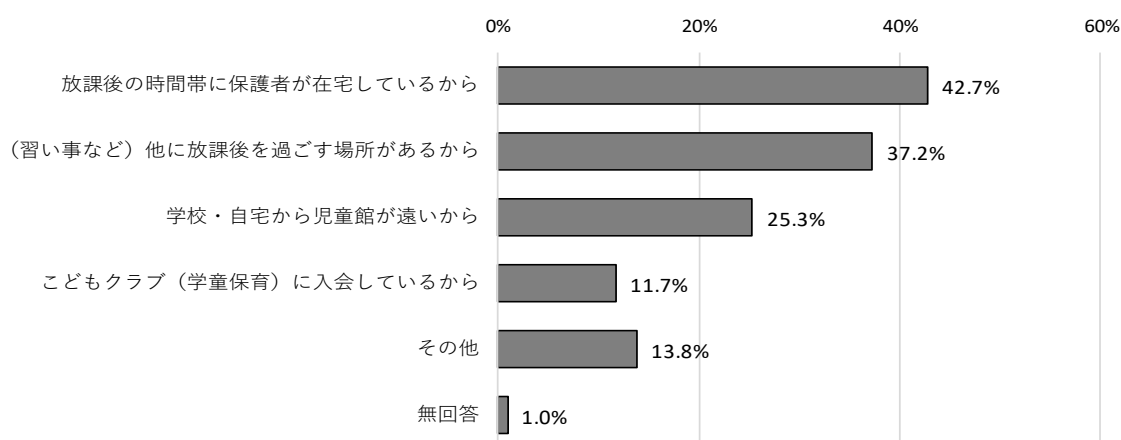
ランドセル来館を利用している（利用してみたい）理由は「子供だけで放課後を過ごさせることが不安だから」が61.1%で最も多く、次いで「子供の通う学校で放課後子供教室が実施されていないから」が43.0%となっています。



(n = 386)

問 18-2 問 18 で「利用するつもりはない」を選択した方にお伺いします。ランドセル来館を利用していない（利用するつもりはない）理由は何ですか。（複数回答）

ランドセル来館を利用していない（利用するつもりはない）理由は「放課後の時間帯に保護者が在宅しているから」が42.7%と最も多く、次いで「（習い事など）他に放課後を過ごす場所があるから」が37.2%となっています。

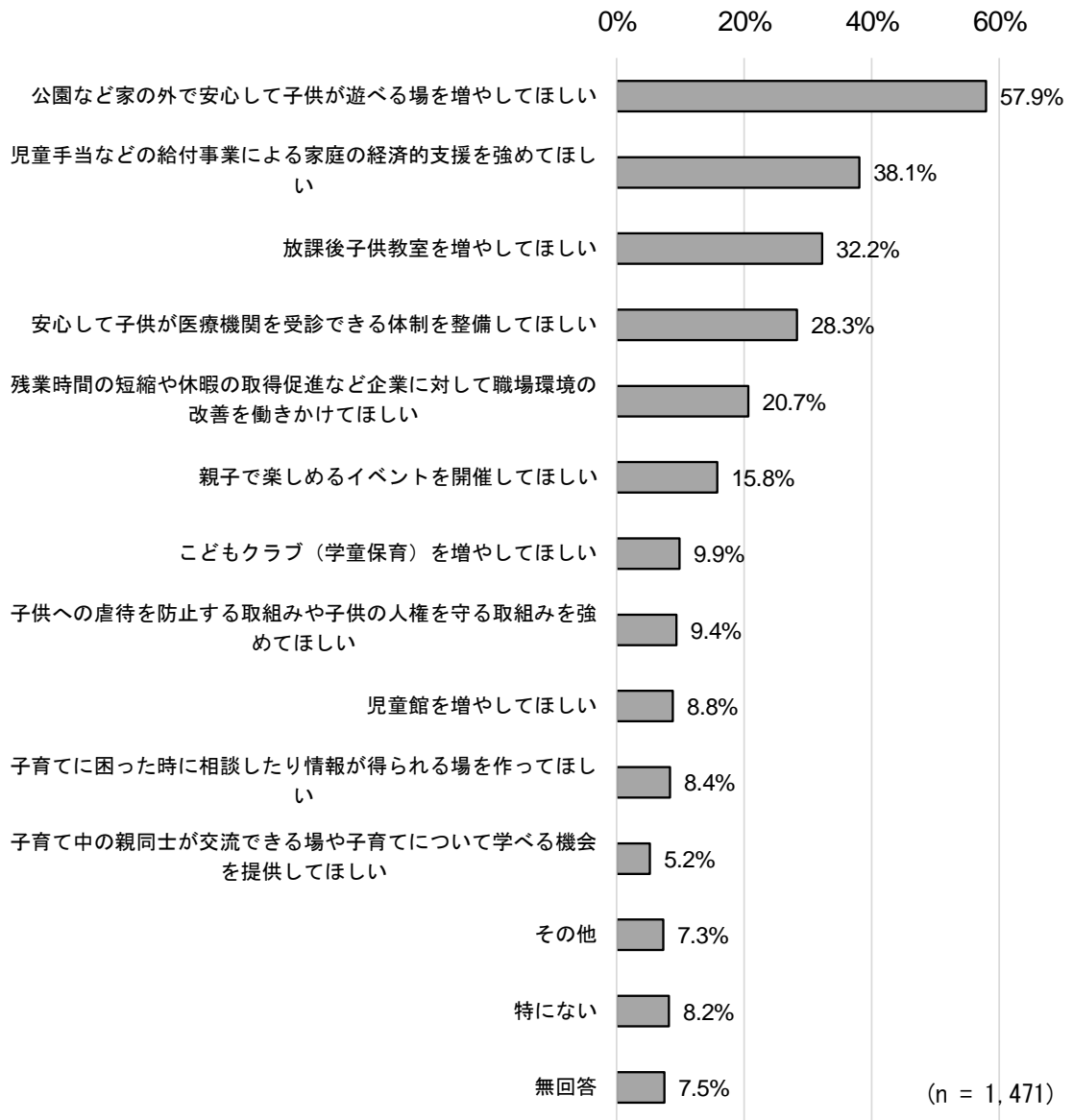


(n = 1,007)

(3) 区の子育て支援で特に力を入れてほしいもの

問 65 区の子育て支援として、次の項目の中から、あなたが特に力を入れてほしいものは何ですか。(複数回答)

区の子育て支援として特に力を入れてほしいものについては、「公園など家の外で安心して子供が遊べる場を増やしてほしい」が57.9%と最も多く、次いで「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めて欲しい」が38.1%となっています。



中学生・高校生相当年齢者調査の結果

(1) 授業のあとに行きたい場所

【中学生・高校生相当年齢者 問 11】

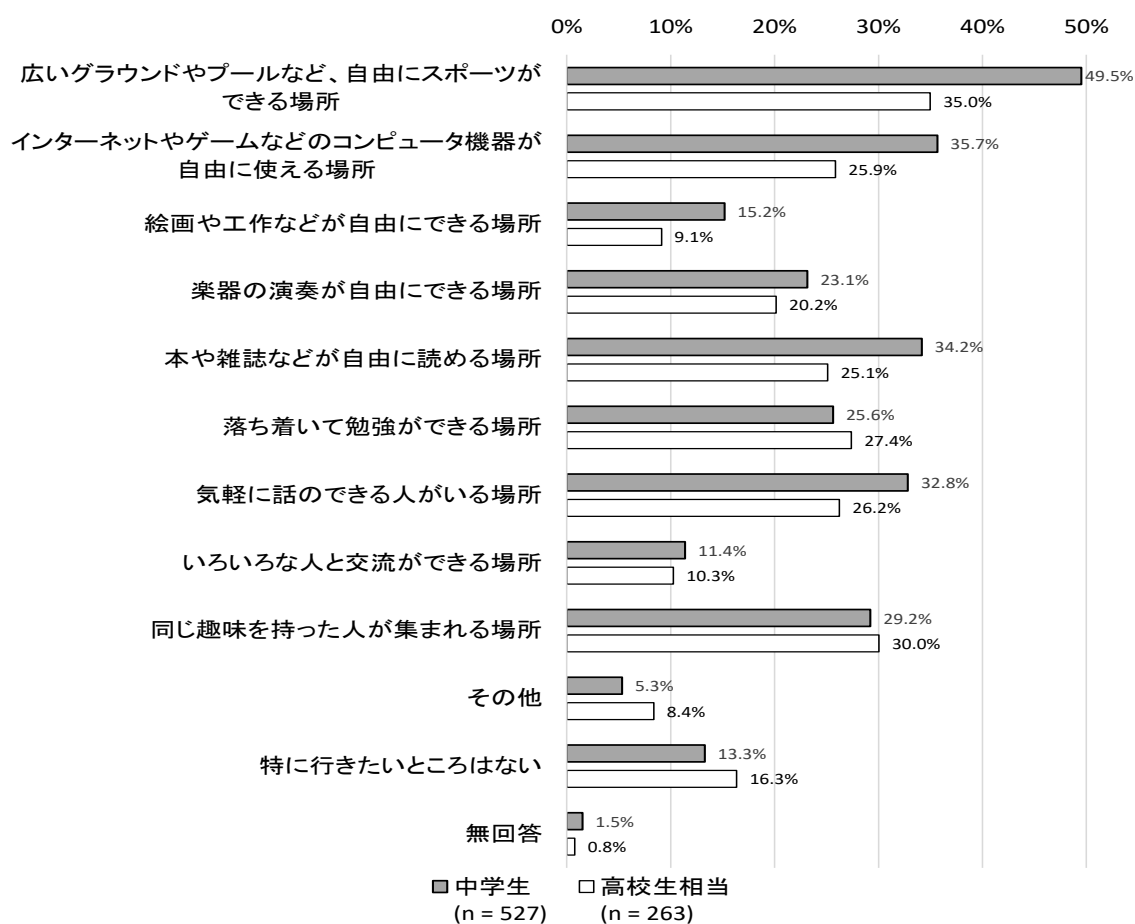
授業が終わった後／授業や仕事が終わった後、どういうところならば行きたいと思いますか。(複数回答)

中学生

「広いグラウンドやプールなど、自由にスポーツができる場所」が49.5%と最も多く、次いで「インターネットやゲームなどのコンピュータ機器が自由に使える場所」が35.7%、「本や雑誌などが自由に読める場所」が34.2%となっています。

高校生相当年齢者

「広いグラウンドやプールなど、自由にスポーツができる場所」が35.0%と最も多く、次いで「同じ趣味を持った人が集まれる場所」が30.0%、「落ち着いて勉強ができる場所」が27.4%となっています。



(2) 携帯電話、インターネット等のことについて

① 携帯電話（スマートフォン含む）、パソコンの所有状況

【中学生 問 35、高校生相当年齢者 問 34】

自分で使える携帯電話（スマートフォン含む）またはパソコンを持っていますか。

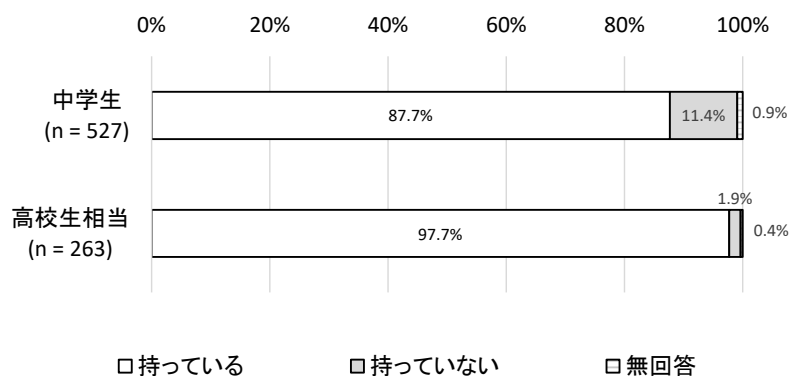
【携帯電話】

中学生

「持っている」が87.7%、「持っていない」が11.4%となっています。

高校生相当年齢者

「持っている」が97.7%、「持っていない」が1.9%となっています。



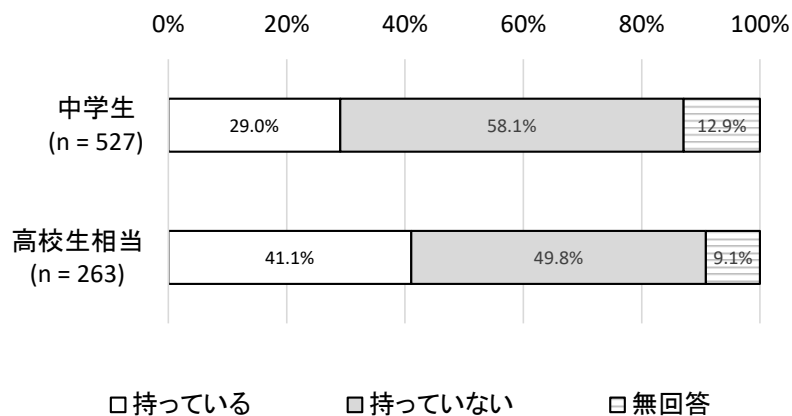
【パソコン】

中学生

「持っている」が29.0%、「持っていない」が58.1%となっています。

高校生相当年齢者

「持っている」が41.1%、「持っていない」が49.8%となっています。



② 携帯電話やパソコンの所持の目的

【中学生 問 39、高校生相当年齢者 問 38】

使用頻度またはアクセス頻度はどのぐらいですか。

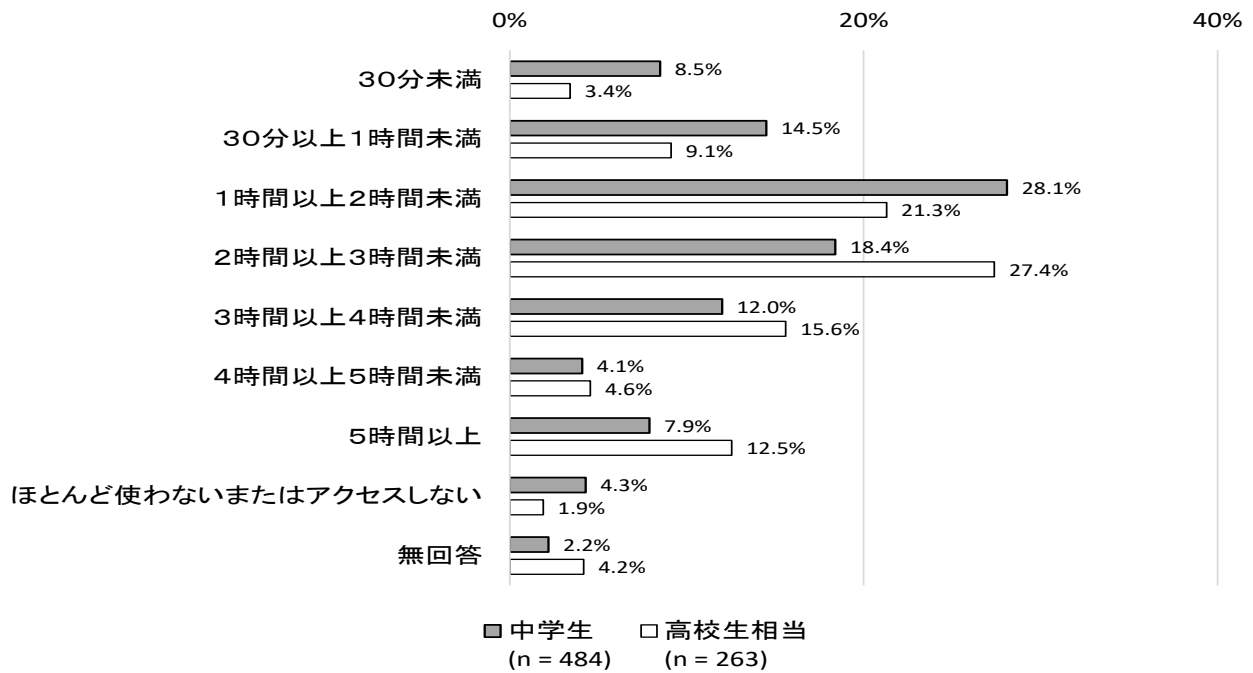
※母数 (N) は携帯電話あるいはパソコンのいずれかを所有している人

中学生

「1時間以上2時間未満」が28.1%と最も多くなっています。

高校生相当年齢者

「2時間以上3時間未満」が27.4%と最も多くなっています。



③ 有害サイトへの対策

【中学生 問 40、高校生相当年齢者 問 39】

携帯電話等やパソコンから有害サイト（「アダルトサイトや出会い系サイト」を指す、以下同じ）へ接続できないようにするフィルタリング機能を使っていますか。

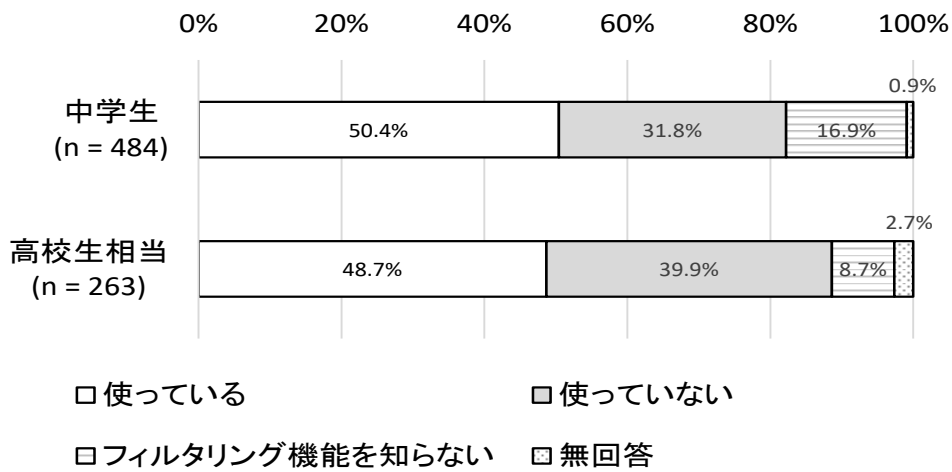
※母数（N）は携帯電話あるいはパソコンのいずれかを所有している人

中学生

「使っている」が50.4%と最も多く、次いで「使っていない」が31.8%となっています。

高校生相当年齢者

「使っている」が48.7%と最も多く、次いで「使っていない」が39.9%となっています。

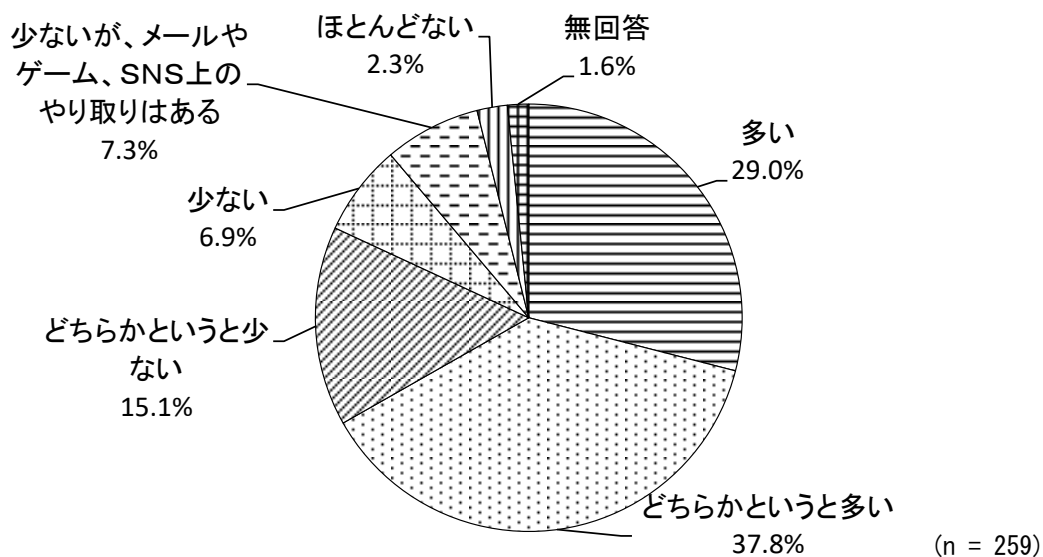


若者（18歳～39歳）調査の結果

(1) 人づきあいについて

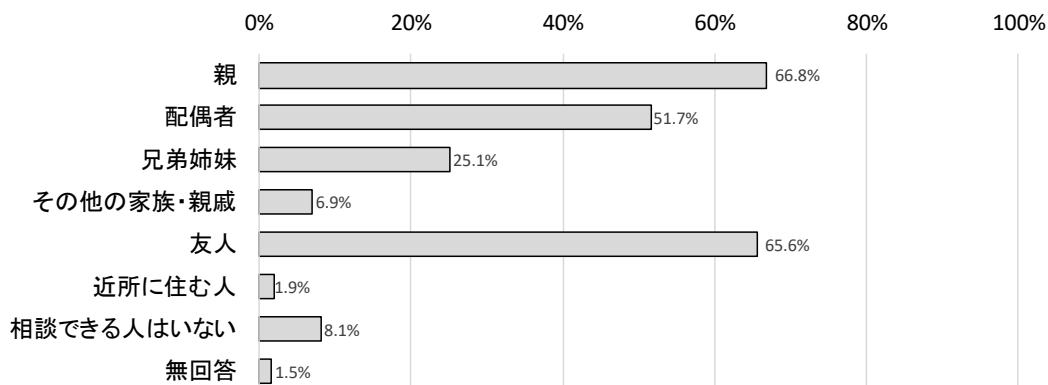
問 13 あなたの普段のコミュニケーション(家族を含め、直接の会話や電話でのやりとり)についていちばん近いものはどれですか。※仕事上でのやり取りは含めない

普段のコミュニケーションについては、「どちらかという和多い」が37.8%と最も多く、次いで「多い」が29.0%となっています。



問 14 日常生活や仕事などの悩みや不安がある場合、それを相談できる人はいますか。(複数回答)

相談できる人については、「親」が66.8%と最も多く、次いで「友人」が65.6%となっています。



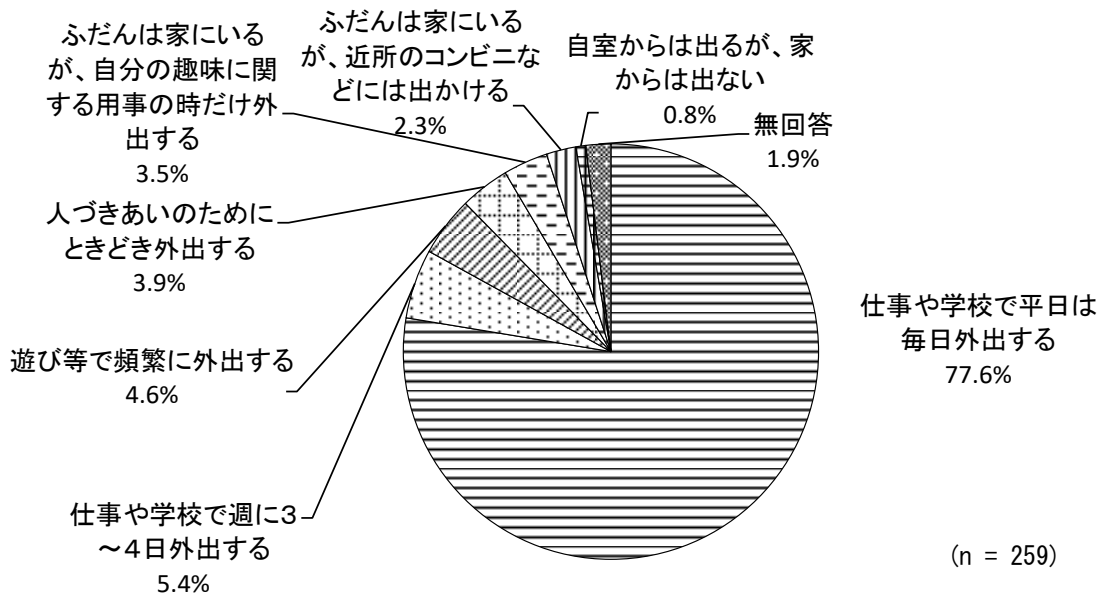
(n = 259)

(2) ひきこもりについて

問 19 普段どのくらい外出しますか。

外出の頻度については、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が77.6%と最も多く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」が5.4%となっています。

“18,19歳”では「自室からは出るが、家からは出ない」が7.7%、“25～29歳”では「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」が7.3%となっています。



年齢別

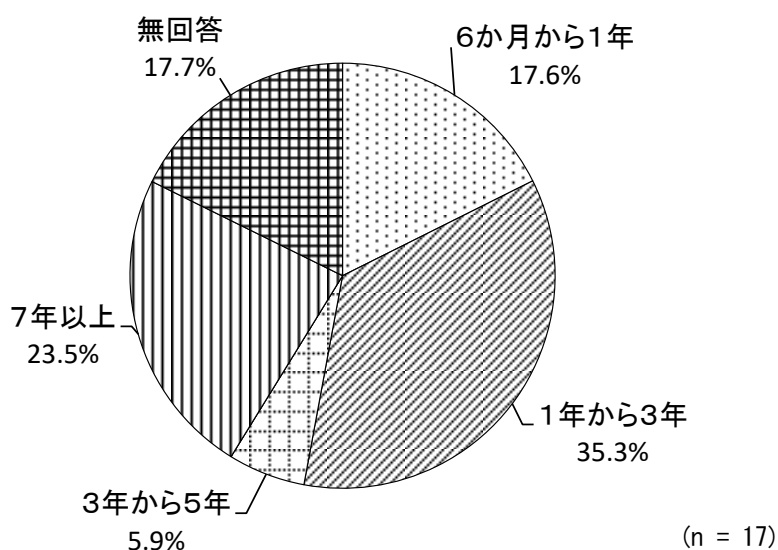
		合計	仕事や学校で平日は毎日外出する	仕事や学校で週に3～4日外出する	遊び等で頻繁に外出する	人づきあいのためにときどき外出する	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	自室からは出るが、家からは出ない	自室からほとんど出ない	無回答
全体	人数	259	201	14	12	10	9	6	2	0	5
	構成比		77.6%	5.4%	4.6%	3.9%	3.5%	2.3%	0.8%	0.0%	1.9%
18,19歳	人数	13	11	0	0	0	0	0	1	0	1
	構成比		84.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%
20～24歳	人数	24	22	1	0	1	0	0	0	0	0
	構成比		91.6%	4.2%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25～29歳	人数	41	29	2	1	2	3	1	1	0	2
	構成比		70.8%	4.9%	2.4%	4.9%	7.3%	2.4%	2.4%	0.0%	4.9%
30～34歳	人数	78	58	5	7	3	2	2	0	0	1
	構成比		74.4%	6.4%	9.0%	3.8%	2.6%	2.6%	0.0%	0.0%	1.2%
35～39歳	人数	100	79	6	4	3	4	3	0	0	1
	構成比		79.0%	6.0%	4.0%	3.0%	4.0%	3.0%	0.0%	0.0%	1.0%
無回答	人数	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0
	構成比		66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

1位: 白文字、2位: 太文字

問 19-1 あなたが、あまり外出しなくなってから、またはほとんど外出しなくなってから、どのくらい経ちますか。

外出をしなくなった年月については、「1年から3年」が35.3%と最も多く、次いで「7年以上」が23.5%となっています。

“25～29歳”では「7年以上」が最も多くなっています。



年齢別

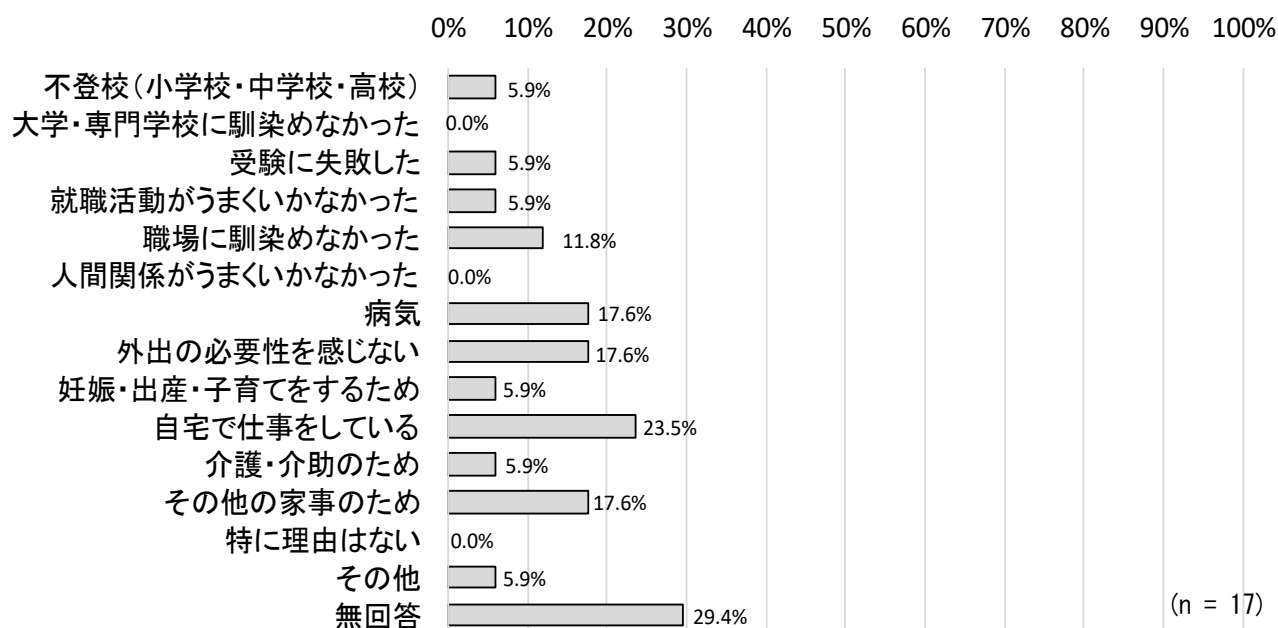
		合計	6か月未満	6か月から1年	1年から3年	3年から5年	5年から7年	7年以上	無回答
全体	人数	17	0	3	6	1	0	4	3
	構成比		0.0%	17.6%	35.3%	5.9%	0.0%	23.5%	17.7%
18,19歳	人数	1	0	0	1	0	0	0	0
	構成比		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20～24歳	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25～29歳	人数	5	0	1	1	0	0	2	1
	構成比		0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%
30～34歳	人数	4	0	0	2	0	0	1	1
	構成比		0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%
35～39歳	人数	7	0	2	2	1	0	1	1
	構成比		0.0%	28.6%	28.6%	14.3%	0.0%	14.3%	14.3%
無回答	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

1位：白文字、2位：太文字

問 19-2 あなたが、あまり外出しなくなった、またはほとんど外出しなくなったきっかけや理由はなんですか。(複数回答)

外出をしなくなったきっかけや理由については、「自宅で仕事をしている」が23.5%と最も多く、次いで「病気」と「外出の必要性を感じない」、「その他の家事のため」がそれぞれ17.6%となっています。

“18,19歳”では「受験に失敗した」が多く、“35～39歳”では「自宅で仕事をしている」「その他の家事のため」が多くなっています。



年齢別

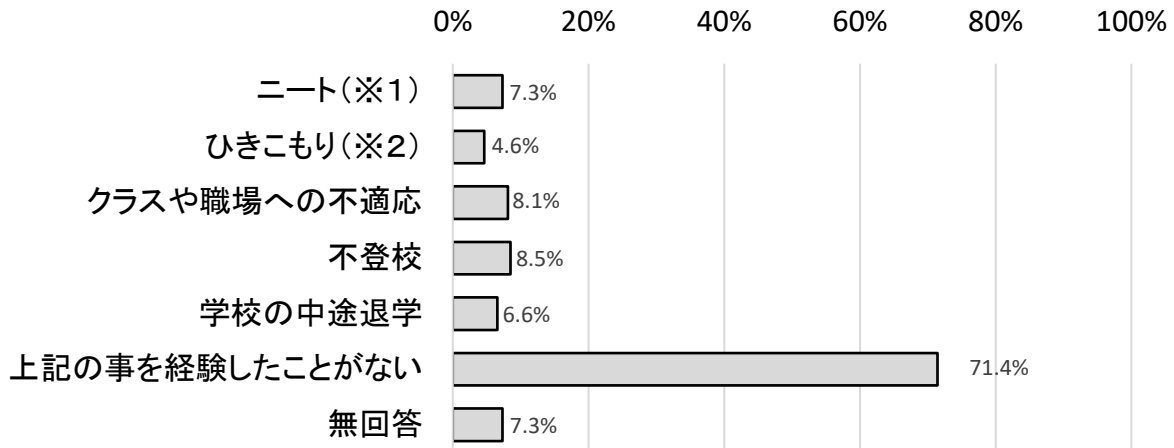
	合計	不登校	大学・専	受験に失	就職活動	職場に馴	人間関係	病気	外出の必	妊娠・出	自宅で仕	介護・介	その他の	特に理由	その他	無回答
		(小学校・中学校・高校)	門学校に馴染めなかった	敗した	がうまくいかなかった	染めなかった	がうまくいかなかった			要性を感じない	産・子育てをするため	事をして	助のため	家事のため	はない	
全体	人数 構成比	1 5.9%	0 0.0%	1 5.9%	1 5.9%	2 11.8%	0 0.0%	3 17.6%	3 17.6%	1 5.9%	4 23.5%	1 5.9%	3 17.6%	0 0.0%	1 5.9%	5 29.4%
18,19歳	人数 構成比	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
20～24歳	人数 構成比	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
25～29歳	人数 構成比	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%
30～34歳	人数 構成比	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%
35～39歳	人数 構成比	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	3 42.9%	1 14.3%	3 42.9%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%
無回答	人数 構成比	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

1位:白文字、2位:太文字

問 21 これまでに、次のようなことを経験したことはありますか。(複数回答)

ニートやひきこもり等を経験したことがあるかについては、「経験したことがない」が71.4%と最も多く、次いで「不登校」が8.5%、「クラスや職場への不適應」が8.1%となっています。

経験したことの内容としては、“18,19歳”では「ニート」が多く、“35～39歳”では「不登校」「学校の中途退学」が多くなっています。



(n = 259)

※1「ニート」の定義

学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15～34歳の個人(内閣府)

※2「ひきこもり」の定義

様々な要因の結果、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって、家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)(内閣府)

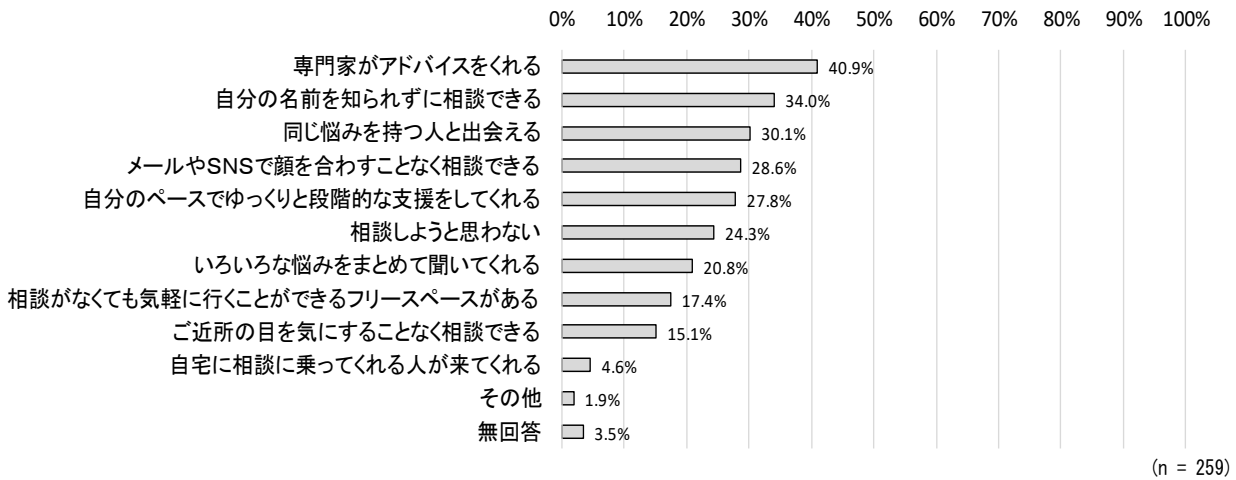
年齢別

		合計	ニート(※1)	ひきこもり(※2)	クラスや職場への不適應	不登校	学校の中途退学	上記の事を経験したことがない	無回答
全体	人数	259	19	12	21	22	17	185	19
	構成比		7.3%	4.6%	8.1%	8.5%	6.6%	71.4%	7.3%
18,19歳	人数	13	2	1	0	0	0	10	1
	構成比		15.4%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	76.9%	7.7%
20～24歳	人数	24	3	2	3	3	2	17	2
	構成比		12.5%	8.3%	12.5%	12.5%	8.3%	70.8%	8.3%
25～29歳	人数	41	5	3	4	5	1	30	1
	構成比		12.2%	7.3%	9.8%	12.2%	2.4%	73.2%	2.4%
30～34歳	人数	78	5	2	9	4	4	56	6
	構成比		6.4%	2.6%	11.5%	5.1%	5.1%	71.8%	7.7%
35～39歳	人数	100	4	4	5	10	10	69	9
	構成比		4.0%	4.0%	5.0%	10.0%	10.0%	69.0%	9.0%
無回答	人数	3	0	0	0	0	0	3	0
	構成比		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

1位:白文字、2位:太文字

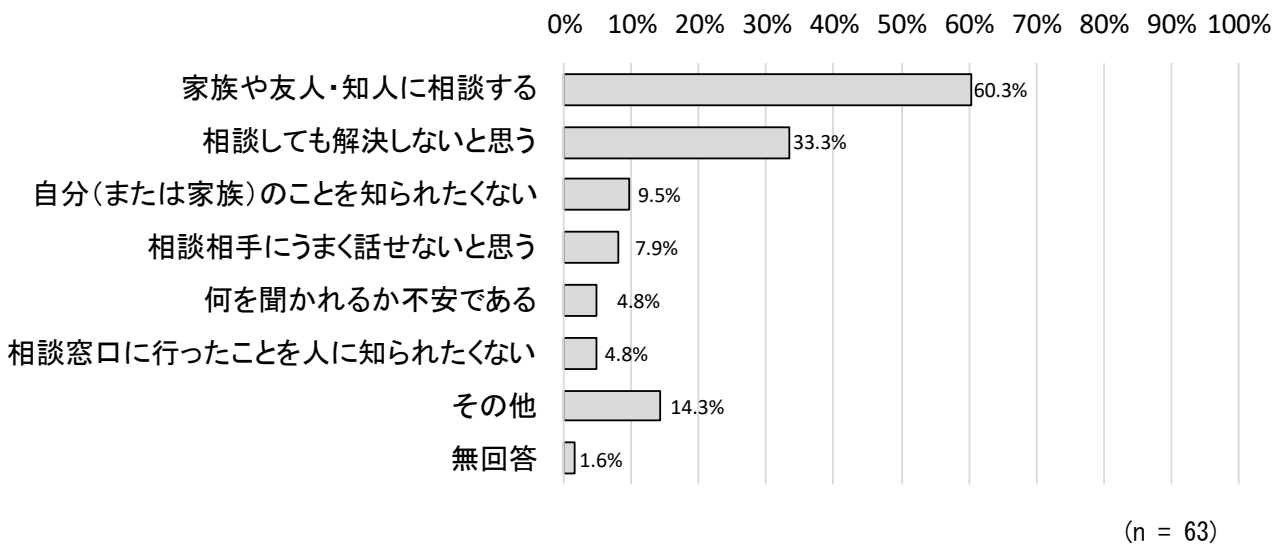
問 22 どのようなところであれば、現在の悩みや不安について相談しようと思いますか。
 (複数回答)

現在の悩みや不安を相談しようと思える相談先については、「専門家がアドバイスをくれる」が40.9%と最も多く、次いで「自分の名前を知られずに相談できる」が34.0%となっています。



問 22-1 問 22 で「相談しようと思わない」と回答した方にうかがいます。悩みや不安を相談しようと思わない理由は何ですか。(複数回答)

悩みや不安を相談しようと思わない理由については、「家族や友人・知人に相談する」が60.3%と最も多く、次いで「相談しても解決しないと思う」が33.3%となっています。



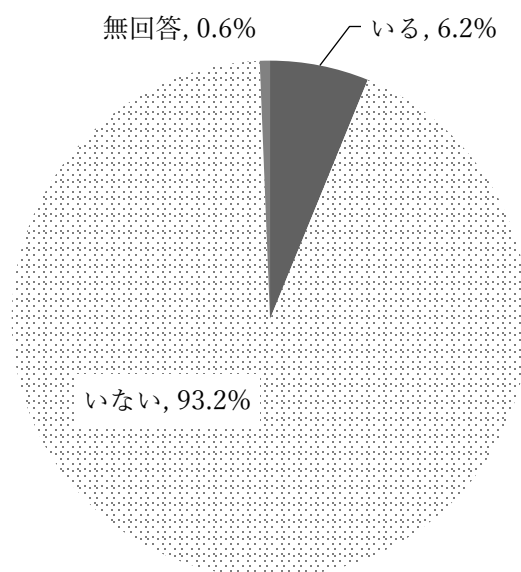
子供の貧困に関連する調査の結果

※就学前児童保護者票、小学生保護者票、中学生保護者票、高校生相当年齢者保護者票を合算し、集計

(1) 家庭での介護の状況

同居しているご家族の中に、高齢であったり、障害があったりするなど、介護が必要な方はいますか。

同居家族の中に、介護が必要な方がいる割合は6.2%となっています。

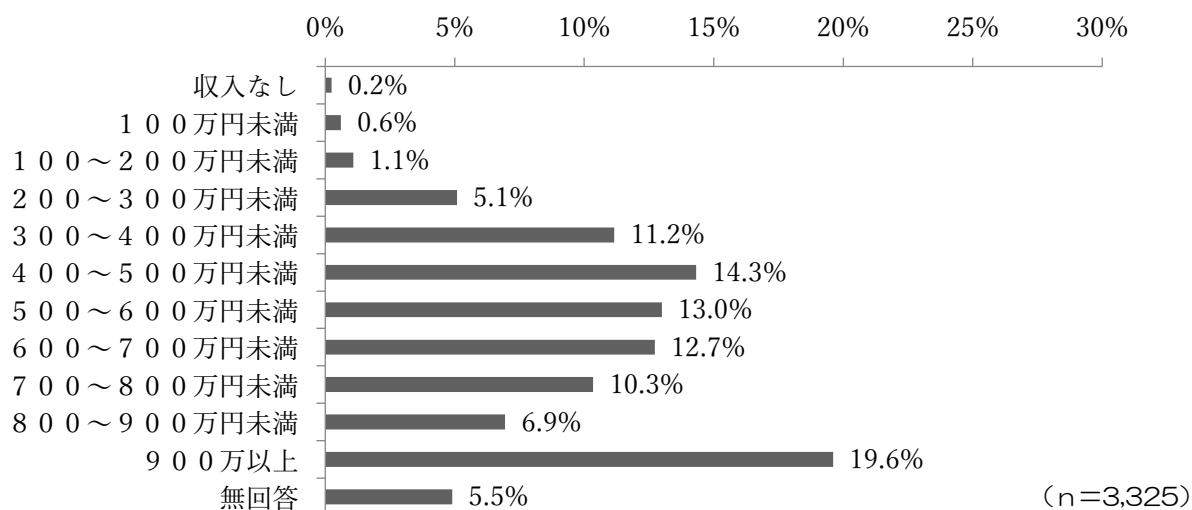


(n=3,772)

(2) 世帯の収入状況

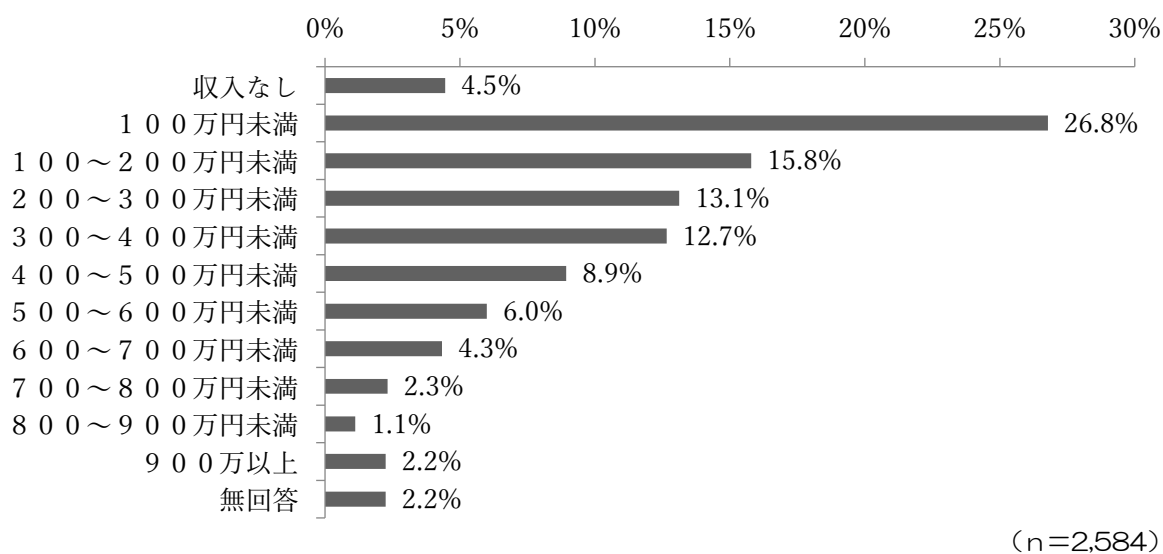
父親の昨年1年間（2017年1月～12月）の収入の合計（税込）
はおよそいくらですか。

「900万以上」が19.6%で最も多く、次いで「400～500万円未満」が14.3%となっています。



母親の昨年1年間（2017年1月～12月）の収入の合計（税込）
はおよそいくらですか。

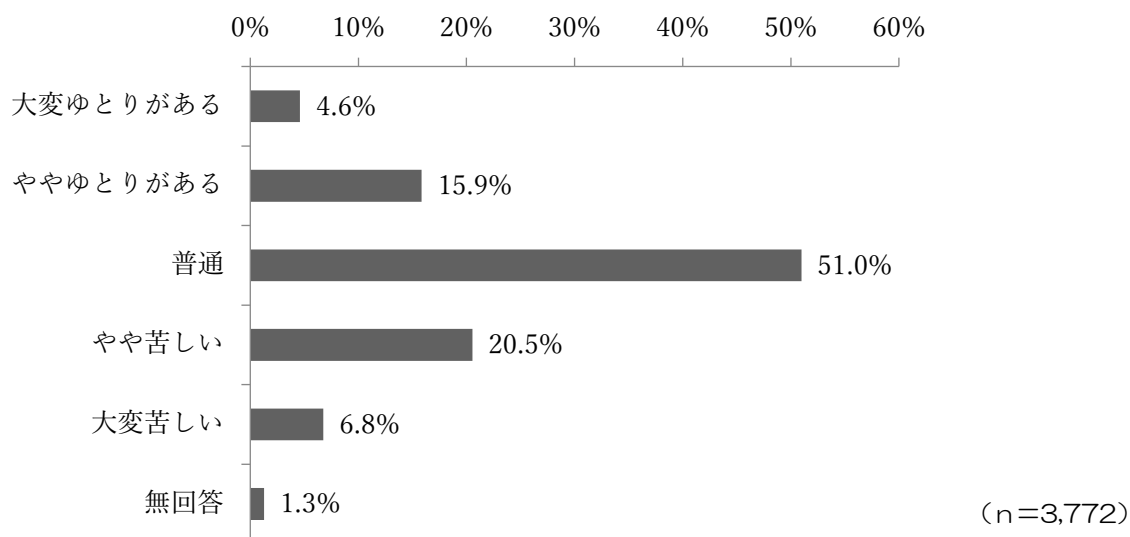
「100万未満」が26.8%で最も多く、次いで「100～200万円未満」が15.8%となっています。



(3) 家庭の生活状況

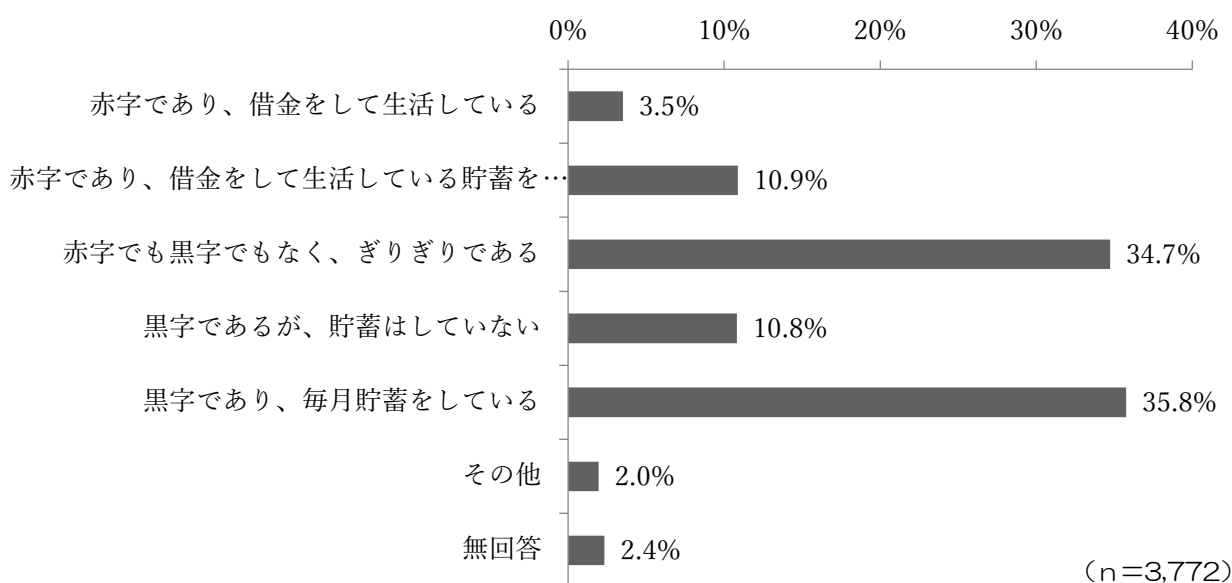
現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。

「普通」が51.0%と最も多く、次いで「やや苦しい」が20.5%となっています。



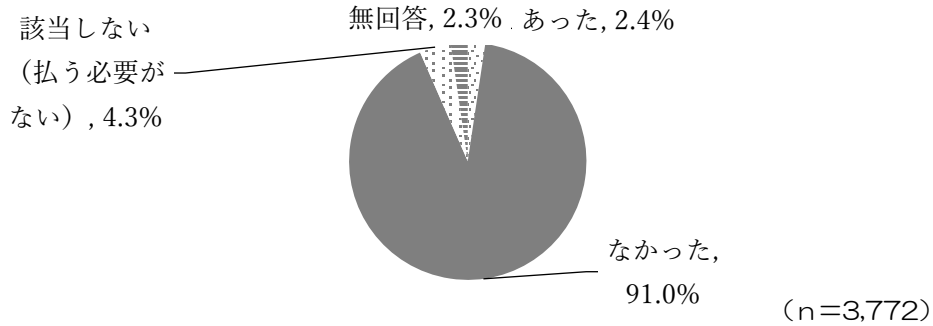
ご家庭の家計について、最も近いものをお答えください。

「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が35.8%と最も多く、次いで「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が34.7%となっています。

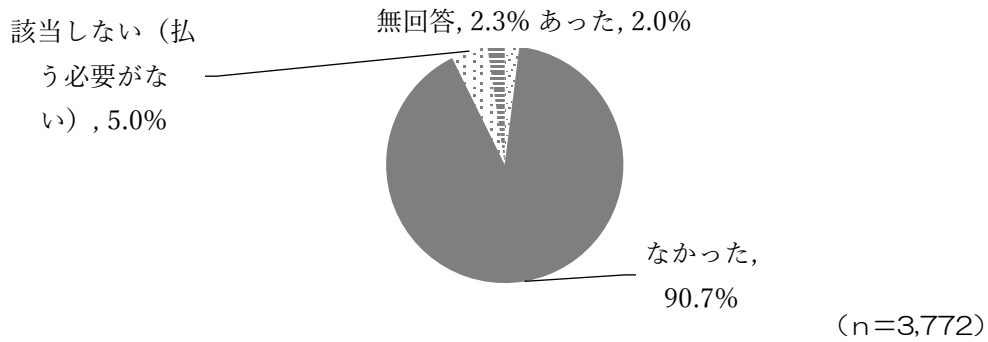


あなたのご家庭では、過去1年間に、経済的な理由で、支払えないことはありましたか。

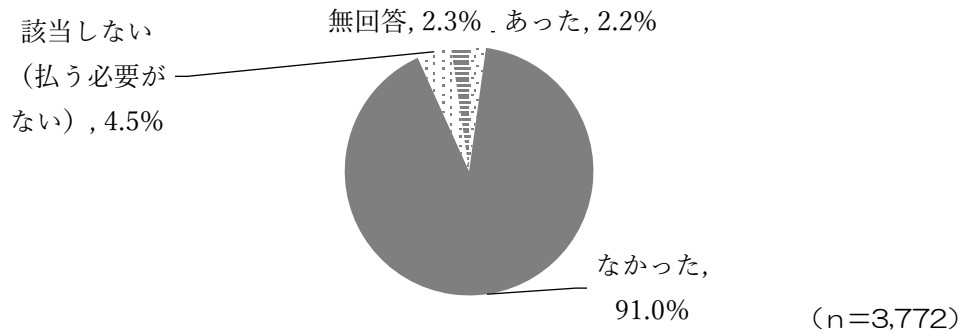
(1) 電気料金



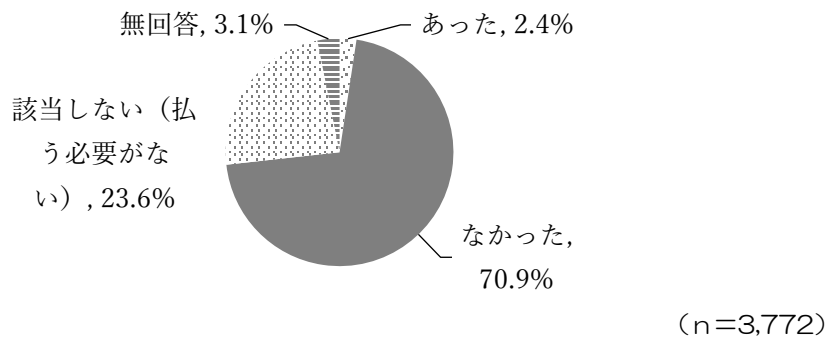
(2) ガス料金



(3) 水道料金



(4) 家賃



台東区次世代育成支援計画（第二期）
中間のまとめ（案）

令和元年11月

発行 台東区
編集 区民部子育て・若者支援課
〒110-8615 台東区東上野4-5-6
電話 03-5246-1237